

とをなしたる時は議員の資格を失ふ(同二二條)。

議會には議長一名、副議長一名(現在は二名)を置く。正・副議長は互選により皇帝之を任命する(同二二條)。

議會の定足数は總議員の三分の一以上とし(同二五條)、議決は多数決による。可否同数の時は會議の司會者の決定するところを依る(同次條)。

に於ける議員の發言に對しては院外に於て起訴することを得ない(同次條)。

國王は毎年一回以上常議會を召集し(同二八條)、又國利の爲必要あれば臨時議會を召集する(同三一條)。

通常議會の會期は九〇日間で、同数は現今毎年一回、八月一日に開始され、其の必要時には臨時議會を召集する。國王は會期を延長し又は會期中停會を命じ、解散を行ふが、この場合新選舉は九〇日以内に行ふ(同二八―三二條及三五條)。

議會はその任務の範圍内の事項を處理し調査せしめる爲議員よりなる常任委員會又は議員にあらざる者よりなる特別委員會を設けることを得(同四三條、四四條)。

得ない(同次條)。

議場及議員の現状―議場には盤谷の舊王宮大理石宮殿を使用し、未だ政黨分野がないから議員連は氏名順に議席を有し議長席は一段高く、閣員及政務官席は議員席の一隅にあり、議席五に一箇の擴聲器(爆彈三勇士を彫刻してゐると云ふ)を備付けてゐる。討論には通語を使用し、極めて靜肅に議事が進められると云ふ。一九三六年八月一日開院の通常會にて改選の結果、議長はプラーヤー・ナワラット(Pi Ya Narayut Serj)、第一副議長はプラー・プラチョン大佐(Pi Ra Prachon Pachank)、第二副議長はプラーヤー・テワーステイン中將(Pi Ya Devalathin)、因に議員の現職業は次の如くである。

人民代表議會職業別議員數表

Table with 2 columns: 第一種議員(民選) and 第二種議員(官選). Rows include 退役軍人, 前官吏, 恩給受給者, 辯護士, 農業者, 其他, 計. Includes a note about the number of members in each category.

四行 政

1 中央行政

沿革―往昔最高官としては、副王とも稱すべきウバラット又はワンナー(Uparat or Wangra)、内大臣の短綴たるワン・ラン(Wang Lang)及チャタリ(Chakri)、ラン又はワラト(Wang or Thorana)、ワシニャーン(Bolach)、プラー・シラン(Pi Ra Siang)、カラキヤー・カト(Chakorn)、モトラー・ヤ(Manarat)。

なる稱號を有する六大臣があり、最前の二者は常に王族を以て、其の他は通常閣下を以て之に任じ、軍部關係と行政關係とに分れて各々玉座の左右を占めたと云ふ。其の後幾多の變改を見、革命前中央に外務・内務・國防・大藏・農務・商務通信・司法・文部・宮内の九省を置き、國王親之を統御し、各省大臣其他の重要官吏を任命して政務を分掌せしめ、政治に老練な皇族五人より成る最高閣會議、閣議、樞密院等を置いて重要政務を諮詢し、大臣は所管事務に付責任を有し、省令發布の權を賦與されてゐた。

人民代表議會―議會書記官室には秘書官の下に秘書官室(總務係・議事係・決議質問係・登錄係・會計係)、維持課(維持及守衛係・俱樂部係)、圖書及委員會課(圖書係・普通委員會係・特別委員會係)を置く。

現制―憲法上中央行政機關としては國務院(State Council)を置く。國務院は國務總理一名、國務參議一四―二四名より組織され、國王が之を任命し、議會が之を信任して成立する。總理及參議一四名は人民代表議會の議員中より選任され、其他の參議には特種の知識及經驗を有し政治に關與する權利ある者(モーム・チャオ以上の王族以外の者)を選任する。但し議員にあらざる參議は議會に於て意見を述べ得るも投票權を有せず、參議に任せられた議員は議員の地位を併有する(憲法第四六―四九條)。

國務院は國務を處理するに當り人民代表議會の信任を要す。從て國務院はその職權行使に當り憲法上人民代表議會に對して責任を負ひ、參議は、省務を擔當すると否とに拘らず政府の一般政策に對して連帶責任を負ふ。又臨時議會召集及國務院の任命に關せざる法律、詔書、國務に關する勅命等には副書してその責に任ず。議會が不信任案を可決し、又は信任投票をなした議會が消滅した時は國務院は總辭職する。但し總辭職の際は新國務院の成立を見る迄留任する。其他國務院の各員は(1)死亡(2)辭職(3)被選舉資格の喪失(4)議會の不信任決議等によつてその地位を失ふ。

現今國務院には國務總理官房の他に國防・大藏・文部・内務・司法・經濟・農務・外務の八省を置き、國務總理の他一六名の省擔任及無任所國務參議がある。

各省(Ministry)は各一名の國務參議が擔當し、省務の全責任を負ひ、必要あれば一名の國務參議補を任命し得る。又數種の重要公務を有する省には補佐機關として國務參議一名が擔當する院(Dabuang)を設置し得る。省には(1)國務參議秘書官室(Office of the Secretary to the State Council)―但し國務總理官房には國務總理秘書官室―Office of the Secretary to the President of the State Council、(2)省務次官室(Office of the Under-Secretary of State)、(同上國務院書記官室―Department of the Secretary General of the State Council)、(3)局(Department)又は院を置く。

國務參議秘書官室は政務を管掌し、國務參議秘書官(吾が政務次官に相當す)は直接國務參議の監督下にその責任を負ふ。省次官室は一般省務を管掌し、正當に任命された課長(Chief)を有する課(Division)に分割される。局は法人の地位に置かれ、局長(Director General)の監督下に省務を分掌する。院には(1)國務參議秘書官室、(2)局(但し局の必要な院は別である)を置き、省務次官室は院務次官室の職務を兼掌する。但し必要あれば院務次官室(Deputy Dabuang Office)を置く。

各局は(1)局秘書官室(Office of the Secretary to the Dept.)、(2)課(Division)に分割される。省・院・局の設置は法律により、省務次官室又は局内の公務分割は勅令で行ふ。尙一般行政に關し検査・監督又は提案をなさしめる爲、高等委員を任命することがあり、同委員は國務院の直接監督下に置く。省・院・局も必要に應じ所轄公務を検査する委員を任命する事が出来、同委員は法規に従て其の代表せる省・院又は局に關し検査・監督及勸告をなす權能を有す。

各省の職務は次の如くである。國務總理官房―國務院の職掌に關する一般國務及特に他省の權能及義務に屬せざる公務に關し權能及義務を有す。國防省―國防の權能及義務を有し、國防に關する現行法規に従て省務を處







- 同 ルアン・ナート・ニタイターダー (Luang Nath Nitthada)
- 同 プラーヤー・ウナチャーン・チャクラーキチ海軍大佐 (Phya Vicharn Chakrich)
- 同 プラーヤー・シー・サーナー (Phya Sri Sena)
- 同 ルアン・スー・ブ・チャラーサイ海軍中佐 (Luang Subha Jalaey)
- 同 プラーヤー・サマン・ラタブリム (Phya Samanta Rataburin-It)
- 同 タン・スロンタウキット・スタサーコーン (Khan Sukonharajidhya Saksokorn)
- 同 ルアン・ブトウラツット・チャラス警察大佐 (Luang Adhul-adej Charas)
- 同 プラーヤー・ハイ・ソーン・クラム (Phya Ahaiya Songgram)

(註) 一九三六年末國務院關係の外國語を改正し、國務會議を Minister of State (國務大臣)・國務院を Council of Ministers (閣議)としたが、本年には前後の關係上前譯を使用した。

2 内務行政

暹羅王國は往時約六〇の縣 (Muang) 現今はチャンワット (Chang-wat) と改稱) に分割され各縣は盤谷に隸屬してゐたが、之に世襲の領主 (Chao Muang) を置いて、行・財政權は勿論兵權等をも掌らしめ、政治上殆ど獨立してゐた。而して北部及東部諸縣は内務省に、西部は陸軍省に、沿海諸縣は外務省に屬し、盤谷縣のみは畿甸省 (Krom Muang) の管下に置いた。然るに一九二二年に從來の地方豪族政治を廢して中央集權制度を設定し、四乃至五縣を合して州 (Mouang) 一英譯 (Circle) とし、盤谷州 (又はクルンター州) のみを畿甸省に管轄せしめ、其の他諸州の地方行政は悉く内務省に移管した。同時にこの變革に對する人心の動搖に備へて憲兵隊を創設した。當時内務省にはラーマ五世の功臣ダムロン (Danrong) 親王が大臣の椅子にあり、省内には官界の重要人物を集めて殆ど總理大臣に等しき實權を有し、收税・警察・犯罪調査・森林・鐵務等の諸局を置いて甚大なる省をなすと共に農務・運輸・外務の諸省も同省の庇護を受ける所大であつた。後一八九六年衛生局を

新設し、一九〇六年には鐵務局を農務省に移管したが、越えて一九一五年同親王の引退と共に、各省に所管事務を擴大統一する目的にて幾多の重要な改革を行ひ、憲兵部及刑務局を内務省より畿甸省に、犯罪調査局を司法省に、土木事業を通信省に、畿甸・内務兩省の財政事務を大藏省に移管し、降つて一九二一年には、森林局を農務省に移置した結果、内務省には衛生局を残すのみとなつた。次いで一九二二年八月には更に改革を重ね、畿甸省を内務省に合併して、盤谷州も内務省の管下に置き、検事局を内務省に移管した結果、全國の地方行政は内務省の管下に統制されることとなつた。最後に一九二六年には大改革が行はれ、州及縣數を減少して全國一八州を一四州とし、三州乃至四州を監督した地方最高官たる統監 (Uparit) の官位を廢し、州總督をして直接陛下に對し責任を負はしめる勅令を廢止して之を内務大臣の監督の下に移したが、立憲革命と共に全國を一〇州とし、後更に州なる行政區劃を廢止した。翌一九二七年末移民法の實施と共に移民局を内務省内に設置し、遂に現今の同省組織を見るに至つた。一九三三―三四年には暹羅王國行政方法に關する法令を發布し行政制度の根幹を定め地方自治體構成法を公布して、地方自治行政の基礎を置き、一九三五年末より漸次に地方自治體を許可しつゝあり、地方自治の發達を助成する爲に補助金の下付、官費の公營、電氣水道等公益事業に關する地方債の募集を認可した。

3 地方行政

現今最大地方行政區は縣 (Changwat) 一英譯 (Province) 全國を五九縣に分ち、各縣は郡 (Amphur) 一英譯 (District) に、重要な郡は更に之を小郡 (King Amphur) 一英譯 (Sub-District) に分つ。郡は現今四〇六、小郡は五九ある。縣の行政は縣委員會 (Kromakarn Changwat) 一英譯 (Provincial Committee) の下に行はれる。縣委員會は、縣長官 (Kha) 一英譯 (Linnang Prachum Changwat) 一英譯 (Commissioner) 副縣長官 (Palat Changwat) 一英譯 (Deputy Commissioner) 及縣の行政當局たる諸文官課長を委員とし、縣長官を委員長とする。縣長官は内務省の監督下に縣行政を監督し、縣下の治安を維持する。自己の職務を遂行し得ず、且その代理者を任命せぬ時は先任委員が委員長を務める。縣委員會の任務は次の如くである。

- a. 現行法規に従て國務行政を行ふ。
  - b. 省・院及局の命令に従て國務行政を行ふ。
  - c. 各自縣の諸當局の公務を監督する。之に就ては省・院及局の法規に反せざる限り、縣委員會は命令を執行する爲自縣當局に説明・提案、命令をなす權能を有す。
  - d. 法律に従て縣下の自治を監督する。
- 上記の國務行政に就ては縣委員會の委員(即ち各課長)は自己の職務に關し各々所屬の省・院、又は局に對して個人的に責任を有すると共に、縣の一般行政に關しては他の委員と連帯して政府に對し責任を負ふ。
- 縣委員會の職務は次の如く分割されてゐる。
- a. 庶務課―一般縣務を管掌し縣長官が之を監督する。
  - b. 其他の諸課―省・院、局によつて設置され、省・院、局の事務を分掌し、各課長之を監督する。
  - 縣には縣長官及副縣長官の他に次の官吏を置く。
    - イ 檢事 (Ayutarn Changwat: Public Prosecution)
    - ロ 縣憲兵官 (Changwat Gendarmier Office)
    - ハ 副縣長官補 (Uha Changwat: Assistant Palat Changwat)
    - ニ 長官秘書 (Aksaranlek: Secretary to Commissioner)
    - ホ 縣稅務官 (Giang Changwat: Revenue Officer)
    - ヘ 縣掌櫃 (Samien Tra Changwat: Seal-Keeper)
    - ト 鐵務官 (Tahn & Lohakich Changwat: Land & Mines Officer)
    - チ 縣視學 (Dhamakara Changwat: Education Officer)

- リ 縣徵募官 (Sasdi Changwat: Recruiting Officer)
  - チ 縣保健官 (Sudhanasukh Changwat: Health Officer)
  - ル 縣刑務官 (Rajathan Changwat: Prison Officer)
  - ヲ 縣稅關吏 (Sulakara Changwat: Customs Officer)
  - ワ 縣醫務官 (Baedya Prachum Changwat: Medical Officer)
- 各縣には一九三五年三月以來縣議會が置かれた。議員數は縣に依て異り、九名乃至六三名全國合計一、二七人で、地方自治の方法を指導する爲内務省は各縣會に一名の顧問を派遣してゐる。右制度は地方自治を行ふ過渡的機關に過ぎず、縣民が自治方法を理解する迄、同會議の監督及議員の選任は内務省が行つた。然し翌年三月迄には、人民代表議會と同様、官選及民選二種の議員を置き、選舉人の半數以上が普通初等程度の教育を有する地方にては全部民選議員を置くことにしたが、終に同年七月之が實現を見るに至つた。因に縣會議員の資格は通語を讀み書きし得、憲法を理解し、品行善良なる者とされてゐる。
- 佛曆二四七六年地方自治體構成法に依れば、縣議會は人民の選舉する各郡一名(人口一萬以上を有する郡は一萬又は其の端數五千以上毎に一名)の代表(最少限度一〇名)より成り、下記町議會の諸規定が之に準用される。但し町議會に於ける縣知事の權能は縣議會に於ては内務省に移されてゐる。
- 郡 (Maha-Nakhon) には郡委員會 (Kromakarn Amphur) を設置し、次の如き郡行政を管掌せしめてゐる。
    - a. 現行法規に従て國務行政を行ふ。
    - b. 法律に擔當者を定めてゐない政務は、郡委員會が之を管掌する。
    - c. 省・院、及局の法規に影響なき場合は、縣委員會の指令及勸告に依り國務行政を行ふ。
    - d. 法律により郡下の自治を監督擔任する。
- 上記の國務行政に關し、郡委員會の各委員は自己の所屬する省・院、又は局に對し、一般郡務に就ては全委員は連帶的に縣委員會に對して夫々責任を負ふ。



郡委員会の組成は、郡長 (Nai-Anupur: District Officer) を議長とし、副議長 (Patat Anupur: Sub-District Officer) 及官吏として郡に常駐される諸課の文官課長を委員とするもので、郡長は内務省の管下に郡務を監督し、治安を維持する。郡長が自己の職務を行ひ得ず、且その代理者を任命せぬ時は先任委員が之を代行する。

郡委員会の任務は次の如く分割される。  
a. 庶務課―郡長の監督下に庶務を擔當する。  
b. 省・院・局により設置された課には夫々擔任官吏を置く。

郡以下の行政 郡は更に村 (Tambol: Commune) に、村は更に區 (Mu Ban: Village) に分割され、區には人民の選舉する區長 (Phu Yai Ban) を置き、村には區長の選舉する村長 (Kannan) 及村長が任命する助役 (Sarabat) の他村務官 (Baedya Phachan Tambol) を置く。村長、區長、助役官の権能及義務に關する國務は、地方行政に關する法律に從て行ふが、其他の國務は法律に依り地方に委任される。

一九三三年一月發布の佛曆二四七六年地方自治體構成法に據る地方自治體 (Tashal) は前述の如く一九三五年十二月十日以來漸次に設定しつゝあり、チェンマイ、盤谷、トンブリーには市自治體が設定された他多数の町自治體及村自治體が設定されてゐる。右方法によると區民の選舉する區代表 (各區一名、人口二百を超える區では二百又はその端數百以上毎に一名) よりなる村議會 (Sabha Tambal: Tambal Assembly) 正副議長の任命は、同議會の議決に從ひ、縣長官之を行ひその召集は村務會議又は必要あれば郡長が之を行ふ。置いて村自治體を監視し、行政機關としては議長一名、參事二乃至四名よりなる村務會議 (Khanua Montri Tambal: Tambal Council) 縣長官が選任) を置き村の自治體を處理せしめることになつてゐる。

尙右によれば、將來縣廳の所在地たる村又はその一部、或は人口三千以上を有し、人口密度方料當り一千を下らぬ地方を町とし、縣廳の所在地たる村又はその一部、或は人口三萬以上を有し密度方料當り一千を下らぬ地方は

市として之に町自治制又は市自治制を布き、町議會 (Sabha Muang: Muang Assembly) 又は市議會 (Sabha Nakorn: Nakorn Assembly) 及町務會議 (Khanua Montri Muang: Muang Council) 又は市務會議 (Khanua Montri Nakorn: Nakorn Council) を置く。町會議は必要ある際召集權が郡長になく、縣長官にある他は村議會に準ずるが、市議會は市内各村民が選舉する各村一名の代表 (人口二千以上の村は二千又は端數一千以上毎に一名) よりなり、町議會の諸規定が之に準用される。尙町務會議及市務會議の制度は村務會議に準ず。

行政區劃表

Table with columns: 年 度, 州, 縣, 郡及小郡, 村, 區. It lists administrative divisions for various years from 1911 to 1936, including provinces like Chiang Mai, Bangkok, and Siam.

4 警 察

暹羅は盤谷のみには警察を置き地方には憲兵を配置してゐる。盤谷警察は一八六二年に創設され、最初は主として馬來人及印度人よりなる五名にて、英人司令官の指揮下に置いたが、一八九二年迄には主として暹羅人よりなる一、五〇〇名に達した。然し巡查は恰も無賴漢に類する烏合の衆にて不規律極まり、外人に對する事故が頻發した。茲に一八九六年緬甸より斯道に經驗ある英人 Eric St. J. Lawson 氏等を聘して根本的に改組したる結果、内務省に充實せる約三、五〇〇名の志願

巡查よりなる警察が出現するに至つた。超えて一九〇九年陸海軍に倣つて從來の志願制度を廢し、廣く壯丁中より徵收することとした。

憲兵隊は、從來の文官による犯罪防制手段が無價値なるに鑑み、且つ當時行はれたる中央集權の大改革に對する民心の動搖に備へて、一八九二年に創設された。其の組織に與りたるは丁抹人 G. Dolan 陸軍大佐にて、先づ試験的にパーチンブリー州に施し、其の成績を以て全國に普及したが、間もなく憲兵隊は八、〇〇〇人を算するに至り、將校は軍隊より拔擢し又は隊内にて訓練し、六名の丁抹人將校を背景としてナコーン・パトム (Nakorn Pathum) には下士官學校の設置を見るに至つた。既に一九〇二年のシャン人の暴動には能く其の任務を果し、一九〇九年には東部國境にて偉功を建てた。一九一五年憲兵部は緬甸省に移管されるや警察部と合併して一局となり、更に緬甸・内務兩省の合併に依り内務省に移り、今日に及んでゐる。

現制 内務省に警務局を置き移民及警察事務を行ふ。前述の如く、盤谷市には警察を置き、地方には憲兵を置く。警察はプラ・ナコーン北署 (三分署一八派出所) プラ・ナコーン南署 (三分署一派出所) トンブリー署 (三分署二派出所) の三署に分ち、大佐級を署長に置く。盤谷以外には全國二〇箇所に憲兵隊を置き、大尉乃至中佐を配置する。士官以外の憲兵及警官は凡て徵兵適齡者中軍隊の所要人員を選抜した殘餘中より選抜し、其の生活・配置・組織等は悉く軍隊に準じてゐる。

5 外務行政

暹羅の政治機構に大改組を加へたるラーマ五世時代には、外人商人の渡來益々増加して、之等外人の條約上の權利に關し諸外國と複雑なる關係を生じ、一方佛國は植民地擴張の魔手を湄公河に進出して、暹羅を興廢の危機に立たしめた。斯かる外事錯綜の眞只中に改組された外務省には、大臣としてラーマ五世の異母弟にて英明なるデワウオン (Dewawong) 親王を置き、著名なる國際法學者たる白耳義人顧問ローラン・チャタミン氏の輔佐を以てこの危機に當り、總に問一髮の難脱をなした。爾後ラーマ五世西歐巡幸に

より、外交網は著しく擴張され、暹羅の公使館は、倫敦・巴里・柏林・華府に加へてペトログラードにも開設された。日本とも公使を交換し、稻垣滿次郎氏が初代公使として赴任 (明治三十年) したのも此の時代である。右白國人顧問は在任約十箇年にて歸國し、後繼者として聘せられた外交に經驗深き米國顧問は、從來の軟弱外交の弱點排除に力めたが、總に英佛との條約改正により兩國の治外法權を制限せしめたのみで逝去した。次いで米國は自ら平等條約を締結したが、一九二三年右大臣は在任三十二年にして薨去された。次いで其の子トライトス (Trakul) 親王が大任になるに及び、米國に倣つて諸外國も相俟いで條約を改訂し、略完全な立法・司法・財政の自主權を獲得するに至つた。然し尙裁判の領事移審權 (司法の項参照) を存し、各種商品輸入税の制限を受けてゐる。現政府は對外條約が目下殆ど満期となれるを機として、完全な平等條約を締結すべく準備中である。

革命以後の外交には著しい轉換を見つゝある。即ち從來の英・佛依存外交の清算と自主積極外交の樹立で、新政府の指導精神たる民族の獨立自主精神に基くものである。國際聯盟總會に於ける棄權、外人顧問の減少、親日傾向の増進等は其の顯著な表れである。

外務省には次官室 (庶務・外交儀禮・會計・顧問の諸課)、政務局 (政務・條約・國際聯盟及國際會議の諸課) を置き、北歐・南歐・米國・日本へ公使を派し、世界五〇箇所に領事館 (又は總領事館) を設置してゐる。

條約國及通商條約 暹羅の通商條約國及當該國との通商條約條約締結年次を示せば次の如くである (但し左記諸條約は悉く満期中である)。

Table with columns: 條約國, 條約締結期, 日. It lists various international treaties and trade agreements signed by Siam from 1920 to 1925, including agreements with the UK, France, and the US.







國際裁判所——一八八三年の對英條約により北部在住英籍民に關する事件を取扱ふ目的で設置され、其の後一九〇七年の對佛條約、一九〇九年の對英條約、一九二三年の對丁條約によつて範圍を擴大されたが、諸法典完成の今日には現存しない。尙現行諸條約は法典の完成及その發布後五箇年間の期限付で、控訴院の所轄事件に對し領事移審權を保留してゐる。然し所要の法典は一九三五年十月一日に完全に發布されたので、今後數年にして自然消滅する譯である。

民商法の第五編(親族編)及第六編(相続法)以上で完結) 刑事訴訟法の民事訴訟法 (裁判所構成法にて、刑法及民商法第一、二、三、四編は既に實施中であつたから、之を以て對外條約に定められた法典は完成された。右四法典は前述の如く一九三五年十月一日に發布された。 司法省 國務參議秘書官室、省務次官室(庶務・會計・雜務・破産・那保安吏・顧問の諸課)を置き、事件審理の實際行爲及判決の性質を除く行政上及司法上の全事項を管掌してゐる。

刑事第一審取扱事件數表

A 州別取扱事件數 (一九二八—一九三五年平均)

州別	舊受理	新受理	年度内				計	未済
			有罪	免訴	裁判所外にて處理	却下		
クルンテープ	2,996	11,249	6,821	6,976	2,214	11,811	5,114	
アユタヤ	2,210	6,633	5,826	6,272	2,114	14,212	10,111	
チャンタプリー	(*)	1,210	1,210	1,210	1,210	4,840	3,011	
ナコーン・チャイシー	(*)	2,210	2,210	2,210	2,210	8,840	6,011	
ナコーンラーヂシマー	(*)	1,210	1,210	1,210	1,210	4,840	3,011	
ナコーン・サワン	(*)	1,210	1,210	1,210	1,210	4,840	3,011	
ナコーン・シーダムマラート	(*)	1,210	1,210	1,210	1,210	4,840	3,011	
バーチンプリー	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	4,840	3,011	
バーヤツプ	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	4,840	3,011	
ビスヌローク	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	4,840	3,011	
パターニー	(*)	1,210	1,210	1,210	1,210	4,840	3,011	
プーケツト	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	4,840	3,011	
ラーチプリー	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	4,840	3,011	
ウドーン	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	4,840	3,011	

出所：暹羅統計年鑑

全 國  
一九二八—一九二九年  
一九三〇—一九三一年  
一九三一—一九三二年  
一九三二—一九三三年  
右五箇年平均

B 州別民事第一審取扱事件數 (一九二八—一九三五年平均)

州別	舊受理	新受理	年度内				計	未済
			原告	被告	裁判所外にて處理	却下		
クルンテープ	1,111	11,111	1,111	1,111	1,111	4,444	1,111	
アユタヤ	1,111	11,111	1,111	1,111	1,111	4,444	1,111	
チャンタプリー	(*)	1,111	1,111	1,111	1,111	3,333	1,111	
ナコーン・チャイシー	(*)	1,111	1,111	1,111	1,111	3,333	1,111	
ナコーンラーヂシマー	(*)	1,111	1,111	1,111	1,111	3,333	1,111	
ナコーン・サワン	(*)	1,111	1,111	1,111	1,111	3,333	1,111	
ナコーン・シーダムマラート	(*)	1,111	1,111	1,111	1,111	3,333	1,111	
バーチンプリー	(*)	1,111	1,111	1,111	1,111	3,333	1,111	
バーヤツプ	(*)	1,111	1,111	1,111	1,111	3,333	1,111	
ビスヌローク	(*)	1,111	1,111	1,111	1,111	3,333	1,111	
パターニー	(*)	1,111	1,111	1,111	1,111	3,333	1,111	
プーケツト	(*)	1,111	1,111	1,111	1,111	3,333	1,111	
ラーチプリー	(*)	1,111	1,111	1,111	1,111	3,333	1,111	
ウドーン	(*)	1,111	1,111	1,111	1,111	3,333	1,111	







B 各省別官吏數及俸給・給料 (一九三三三年)

省 別	常 備 員		臨 時 備 員		計	
	人員	俸給年額	人員	俸給年額	人員	俸給年額
内務省	1,226	8,326,606	1,001	1,000,000	2,227	9,326,606
國防省	1,019	6,953,310	1,210	1,312,310	2,229	8,265,620
外務省	1,384	10,311,000	—	—	1,384	10,311,000
大藏省	1,181	8,326,606	—	—	1,181	8,326,606
司法部	1,019	7,100,000	—	—	1,019	7,100,000
文部省	1,019	7,100,000	—	—	1,019	7,100,000
農商務省	1,019	7,100,000	—	—	1,019	7,100,000
其他官廳	1,019	7,100,000	—	—	1,019	7,100,000
計	10,000	100,000,000	10,000	100,000,000	20,000	200,000,000

(備考) 本表の省別は行政機構に依るものなるも、新資料なき爲、参考迄に掲出することとした。

C 俸給高別官吏數 (一九三三三年)

摘 要	人員	計
常 備 員	9,200 以下	10,000
臨 時 備 員	3,000 以下	10,000
計	12,200	20,000

D 各省別年金及恩給 (一九三三三年)

摘 要	内務省	國防省	外務省	大藏省	司法部	文部省	農商務	其他官廳	計
普通恩給	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	9,990
Compensation	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	9,990
疾病による永	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	9,990
久不能	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	9,990
老 齡	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	9,990
長期勤務	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	9,990
特別恩給	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	9,990
死 亡	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	9,990
計	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	9,990
恩 給	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	9,990
一時賜金	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	9,990
總 計	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110	9,990

(備考) 本表の省別は行政機構に依るものなるも、新資料なき爲、参考迄に掲出することとした。



國防

陸軍-海軍-航空部

一、總說

政府は、近年國運の消長は國內軍備の整備にありとの見地から陸・海・空軍兵力の擴充に鋭意努力しつゝあつて、飛行機其他新銳武器購入の外、一九三五年三月末人民代表議會に於ては六箇年繼續(計一千八百萬銖)の海軍整備豫算を協賛する等諸々國防の充實を計つてゐる。

國防豫算額表

單位:百萬 出所:暹羅統計年鑑及盤谷タイムズ紙

Table with columns: 年度, 國防豫算額, 經常歳出, 豫算總額, %

國防省 一九三二年従来の陸海軍省を合せて國防省となり、其後内部機構に關する數次の改組を見、一九三五年四月次の如く改組された。

- 一、官房
イ 總務部
ロ 次官室(秘書課、徵募課、法務課、醫務課)
ハ 主計局
二、陸軍
イ 參謀本部
ロ 陸軍經理部
ハ 測量局
ニ 第一一五軍管區
三、海軍
イ 軍令部
ロ 艦隊部
ハ 盤谷鎮守府
ニ 海軍造兵局
ホ 工場及船渠局
ヘ 水路部

四、航空部

イ 總務課

ロ 航空機工廠

ハ 第一一第五航空支隊

二、陸軍

暹羅は外敵を周圍に控へたと、國內に複雑なる人種的構成を有せるとに依り古來交戦をこれ事としたが、之に使用した軍兵は殆ど臨時徵募兵にて、平時は少數の常備兵を置くに過ぎなかつた。アヌター王朝時代の近衛隊は馬來人其他の回教徒・日本人・白人等の外人商人を以て組織されたこともあるが、通常常備隊の主體は諸戰役に拉致した捕虜及其の子孫より編成した。該制度は爾後漸變して捕虜及其の子孫は勿論、在暹馬來人・モーン人・安南人は悉く兵役に服する定則となり、毎年四箇月間輕少の賃銀を受けて服役した。政府は爾來永くこの差別的賦役制度を固執し、時代の要求に適應せる軍隊を樹立せんと努力したが、一九〇二年の東部及北部に於けるシャ人の暴動に際して之が全く實戦に無價値なるを立證されるに及び、終に軍制の根本的改組を痛感するに至つた。恰も當時歐洲にて軍事見學中なりし青年皇族の引續き歸朝を見るに及び、一九〇四年初めて徵兵令を發布して國民皆兵の太古法を復活し、後一九一七年之を改正した。該法は全國を陸軍區(現今は五軍管區)に分ちて先づ其の一區に實施し、其の經驗を以て之を全國に延及實施したが、既に一九一八年には飛行隊及輜重隊は歐洲大戰に参加して偉勳を樹てた。此の軍制の創設發達は殆ど暹民獨自の偉業にて、其の創設者とも稱すべき故ナコンチャイシー親王及故ビスマロク親王並に御兄弟の後を承けて總司令官たりしナコンサワン親王の力に與る所大であると云ふ。斯くて最近迄全國三箇軍團(一〇箇師團)を置いたが、其の團隊の編成は近世各國の編成と相違し、一箇大隊よりなる聯隊等も多き有様であつたから、其後實力を減退することなく唯團隊の改編充實及首腦部的人员淘汰のみによる軍縮を企畫し、終に一九二八年四月之を完成し更に一九三三年三月新徵兵法の發布を見た。
二一歳又は二二歳に達したる壯丁は、悉く召集されて兵役に徴兵制度

服するの義務を有し、其の中より所要人員を選抜して現役に服務せしめ、殘餘は豫備として保留する。選拔されたる者は、(一)最初二年間は現役に服し(二)爾後七年間は第一期豫備役(年々最長二箇月の召集を受けて服務する)、(三)爾後十年間は第二期豫備役(年々最長三十日の召集を受ける)、(四)更に其の後六年間第三期豫備役に編入される。

教育 盤谷に士官學校があり、本校は諸兵科の將校を養成する目的にて、本世紀初の軍制改革と共に根本的に改組されたもので、彼の東印度の考古學者として著名なる伊人(Cecil)大佐は、爾來約十年間校長として盡瘁したと云ふ。其他飛行學校・軍醫學校及獸醫學校があり、各聯隊には下士養成の爲教導團を置く。共に體育に重きを置き、新式武器及裝具を採用してゐる。

軍制 暹羅國軍は皇帝之が總帥として統率し給ふところにして、陸軍兵力としては公表(一九三六年現在)せられ居る處に依れば、近衛歩兵の外に歩兵二一大隊、近衛騎兵の外に騎兵三大隊、砲兵八分隊、工兵二大隊、野戰衛生隊五隊から成り、全國を第一一五陸軍管區(タルンテープ、パーチンブリ、ナコーン・ラーチシマー、ナコーン・サワン、ラーチブリー)に分ちてゐる。

三、海軍

概要 十八世紀及十九世紀の初には、國王は數多の帆船を有してゐたが、主として貿易に、時に軍事輸送用に使用したのみで、尙海軍と云ふを得なかつた。十九世紀の後葉に、砲術練習の爲招聘した英人フツシユ(Bush)大佐に代つて、丁抹人リシエリユ(Richieu)大佐招聘されるに及び、巡洋艦一、砲艦六隻の艦隊を見るに至つた。當時海軍は軍務局の一局として存し、右丁抹人は局長として權勢があり、將校は主として丁抹及諸戚人により組織されたが、同局長隱退し(一九〇九年)翌年同局は獨立して海軍省となり、ナコーン・サワン殿下が大佐として就任されるに及び、漸次將校は外國海軍又は盤谷海軍兵學校にて教育された暹民に代へ、艦隊は日本製の王室ヨット並に驅逐艦及水雷艇を以て舊艦隊に代へられた。爾後新船又は獨逸捕獲船(大戰時捕獲)を加へたが、更に前述の如く一九三五—三六年度以降六箇年計畫

を以て、艦船の充實に努力しつゝあり、日本を初め諸外國に於て續々建造中であるから、近き將來に於てその面目を一新するに至るであらう。
教育 一九〇四年盤谷(Phu Rajwongdam)に海軍兵學校が創設され、機關科及航海科を置いて多數の卒業生を出し、又盤谷鎮守府海兵團に於て初年兵の教育に備へてゐる。
艦船 五百噸以上の艦船十隻中千噸二隻、千噸を越ゆるもの一隻、百噸以上の艦船約十隻を有するも、一九三六年現在艦齡十年以内のもの僅かに三隻に過ぎない有様である。今主要なるものを表示すれば次の如くである。(但し一九三六年現在)
艦名 艦種 噸數 速力 裝 備
Malu Chakti 王室用 1,800 18 四吋砲四、三吋高射砲一、水雷發射管二
Pinn Ruang 驅逐艦 1,000 18 四吋砲四、三吋高射砲一、水雷發射管二
Sua Tayann Chul 同 1,000 18 七六吋砲一、マクシミシ砲二、水雷發射管二
Sua Kumron Sindhur 同 1,000 18 七六吋砲一、マクシミシ砲二、水雷發射管二
Dut 水雷艇 1,000 18 一九三六年伊太利に於て竣工
Bhaoket 水雷艇 1,000 18 五七耗砲一、二吋半砲一、水雷發射管二
Ratanakosinhr 砲艦 1,000 18 六吋砲一、三吋砲四、二・五吋年英國にて建造
Sukhodhaya 砲艦 1,000 18 六吋砲一、三吋速射砲四、(一九二九年竣工)
Bhahi 同 1,000 18 二吋速射砲一、五七耗速射砲一
Sukrib 同 1,000 18 二吋速射砲一、五七耗速射砲一
Makut 同 1,000 18 二吋速射砲一、五七耗速射砲一
Chao Phya 練習艦 七〇〇 18 (一九一七年竣工)
尚、右の他に海岸及河川警備用の五〇—一六〇隻の小汽艇及三〇〇—一五〇〇噸の運送船三隻を有し、又驅逐艦・砲艦・練習艦及一隻の運送船には無線裝置を有してゐる。



工廠 長さ船臺四七呎二吋、全長五一三呎、入口の幅五六呎九吋、高潮時の水深一五呎一六呎の乾船渠を有し、各種種の修繕に差支へなき新式機械設備を有してゐる。

四 航空部

一九一三年佛蘭西に派遣せし留學生の歸朝と共に、飛行機五基を購入し飛行隊設立され、前述の如く世界大戦に参加し、歐洲に遠征して以來、發達顯著なるものがあつたが、一九二一年末以來一部を一般行政並に商業上の目的にも使用することとなつた(「交通の部」参照)。機数は Nampout(Phone-180馬力附)一八機、同Higama-1300馬力附三〇機、Arroe(Rhone-180馬力附)約二〇機、一九三五年以後より Curtiss Hawk機約二五〇機、Curtiss機一五機を新調した。一九三六年現在に於てはドーン・ムアンに約一〇〇機、コラートに約六〇機、其他を合せて合計約二〇〇機と推定されてゐる。操縦士は總て暹羅人で、外人教官は無い。航空隊の編成はドーン・ムアンに第一、第二大隊があり、コラートに第三大隊がある。ロプリー近郊のコーカチャムに元の野戦砲兵學校を飛行學校に改正し、第四大隊とする爲に擴張施設中であるほか、南方のプラチアアブ、キョーリカンに射撃練習中隊程度の勢力を有してゐるが、之も將來第五大隊として擴張されるものゝやうである。尚、ドーンムアンに航空機工廠がある。

然財政の實權を掌握するに至つた。一九二四年同氏の後任として印度大蔵省より Sir Edward Cook 氏來任し、新王を援けて行財政の大整理を成就し、當國財政を今日の基礎に樹て直したが、一九三〇年に歸國、一九三六年現在に於ては William Alfred Milner Doll 氏外二名である。

財務行政 大蔵省は國務參議秘書官室、省務次官室、會計検査官長室、倉庫局、金融局(通貨、地方及造幣の各課)、主税局(各種稅務課及地方稅務監督課)、消費稅局(酒稅、阿片其他の各種消費稅主管課等)、關稅局(藍谷、ブーケット、ナコーン・シタムマラット稅關等)の諸局より成つてゐる。

二 歲計

概要 當國政府の財政が近代的統制を得て以來の歲計を見るに、一九〇〇年度に於て初めて各々三千萬銖を超えた歳出入は、一九一〇年度には六千萬銖となり、一九二〇年度には共に八千萬銖を超え、更に一九二六年度以降は一億銖を突破し、最高記録を示した。一九二七-二八年度の如きは三〇年前(一八九七年度)に比し、輸出入各五倍内外に膨脹してゐる。尤も留意すべきは當國は、一九三四年地方自治體構成法を公布して、同三五年末より漸く地方自治體構成の實施に當りつゝある状態にある爲、今迄中央政府の財政以外に地方財政なるものゝない點である。編て歲計の均衡を見るに大體調子を辿り、殊に一九一九年度に至る十數箇年間は年々勢からぬ決算剩餘金を示し、「八九七年度以降の剩餘金累計は九千百萬銖に達した。然るに爾後先帝の即位迄の五、六箇年は、農作、貿易等順調なりしに拘らず、連年歳出超過を來して財政頗る困難となつた。而も費目の多くは國家を裨益せざる項目にて、國庫剩餘金の累計は漸減し、開發其他事業の繼續に外債募集の必要を生じ、海外に於ける暹羅の財政的信用も亦失墜の傾向を示した。茲に先帝は、即位と共に行政及財政の大整理を斷行し、親ら腕を垂れて王室費を半減する等、只管理費削減に據りて收支の均衡を計り、多少の剩餘金さへ出すに至り、其の後財政は益々堅實なる基礎に置かれ、國債償還の方針も確立して海外の信用

暹羅...財政

財政

總説(概要)主要歳入項目:阿片專賣;官有財產收入;官業收入;主要歳出項目:公債;資本的支出;國庫

一 總説

概要 往時は財政主權機關としてプラ・クラン(Phra Klang)があり、十世紀の末葉迄宮中府中の區別なく財務を司掌したが、國王の收入は大部分物品より成り國王が外國貿易を獨占してゐた時代には、丁度重要商品獨占業者の支配人格の地位にあり、外國貿易を司掌すると共に大いに内政にも關與し、最も權勢を有した。併し十九世紀に入り外國貿易が漸次國王の掌中より離れ、一方國內には各種の請負制度が行はれるに及んで、右プラ・クランの地位は漸落して終に一箇の内務管理局に過ぎざるに至つたが、一八九二年内閣制度の創設を見るに共に改定されて大蔵省となり、收支一切の監理に當る事となつた。併し當時、同省直轄の租稅としては唯關稅及請負制度の二、三稅を見るのみにて、一般租稅の徵收は寧ろ内務及畿甸兩省が管掌する有様であつた。故に同省の權限は尙單に形式に止まり、財政機關としては極く微弱なる官廳に過ぎなかつたが、西曆一八九六年英人顧問ミッチェル・インネス(M. Innes)氏の招聘と共に會計検査局が創設され、各省獨立の會計を廢して歳出入の監督權及徵稅權を大蔵省に集中するに及び、同省は初めて財政上の實權を掌握し、一九〇一年以降は豫算の編成及國庫歳出入の公表を見るに至つた。

英人財政顧問に就て一總顧問たりし Rohn Jaquewyns 氏の勸説により、有效なる財政組織の建設に財務顧問の緊要なるを認め、一八九六年埃及政府の大蔵次官たりし A. Michell Innes(前出)を招聘した。嗚呼とする。同氏は在職四年上記の如く略財政組織を整理して辭任し、其の後補會計検査局長たりし C. Rivett Carnae(一九〇四年辭任)、印度政府財政局に奉職してゐた W. J. F. Williamson 氏が相次いで就職した。後者は紙幣局設立に當り其の局長として招聘されたが、當時暹羅中に財政に堪能なる適任者なく、自

も恢復し、諸種の開發事業の資金も一般歲計の餘裕を以て支辨し得るに至り、歳出入決算は革命物産の一九三二-三三年度及一九三三-三四年度を除き常に剩餘金を出し、當國の財政状態は現今甚だ鞏固なる基礎の上に樹立されてゐるやうであるが、一面多少の弱點もある。即ち(一)當國は米作を以て殆ど唯一無二の産業とするを以て、當國經濟力從て歳入は天候に支配される米作の豐凶に依りて伸縮するが、當國の米輸出は最近苦境にあるのみならず、今後亦樂觀を許さぬ状態にあり、從て國民の擔稅力は減退しつゝあること(二)歳入の重要項目たる阿片、鑛山、森林等の收入及米の輸出稅は現状の維持困難なるに反し、(三)革命後交通、通信、灌漑等諸種の開發事業費、教育及農事の改良、地方警察等の施設費並に國防費等歳出は將來益々増大すべき傾向にあり、收支の均衡を計るに可なりの困難が生ずるに至り、一九三二年度以後に於て關稅、アツチ稅が引上げられ、所得稅、營業稅、銀行保險稅、印紙稅等の新稅が設定せらるゝに至つてゐる。然し外債の募集は、之に伴ふ財政上及政治上の影響を考慮してか努めて之を避ける方針なるものゝ如く、唯歲計の餘裕を以て國內の開發費に當てつゝある。

歳出入決算額表

Table with columns for Year (年度), Income (歳入), and Expenditure (歳出). It lists various revenue and expenditure items in Thai Baht (銖) for the years 1917-1934. The total income for 1934 is 593 million Baht.

五九三



暹羅...財政

Table with 2 columns: Year (1935-1936, 1936-1937, 1937-1938) and Amount. Includes a calculation: 100,410,000 x 1.0482 = 105,248,122.

主要歳入項目 歳入財源の主要なるものは (一)森林・嶺山等の官有財産 收入 (二)郵便・電信・鐵道其他の官營事業收入 (三)直接及間接税であるが、近 來税制改革實施の爲各項目に可なり改廢が行はれつゝある爲細目に亘る連 年比較が出来難い事情にあるので、茲には參考の爲一九三五―三六年度歳入 豫算の内譯及一九三四―三五年度に至る五箇年間の經常歳入決算及豫算表を 示すこととする。

項目別歳入豫算表

單位百萬元 出所: 1. 歳入豫算内譯 (一九三五―三六年度) 2. 及暹羅財政顧問報告

Table of direct tax revenue (直接税收入) including land tax, income tax, and property tax.

B 經常歳入決算及豫算

Main table of regular income (經常歳入) with columns for years 1929-30, 1930-31, 1931-32, 1932-33, 1933-34, and 1934-35. Includes sub-sections for direct and indirect taxes.

五九四

Table showing percentages for postal and telegraph services (郵便及給水).

Table showing percentages for various fees and charges (手数料及罰金, 賭博特許料, etc.).

暹羅...財政

五九五

Main table of income (歳入) with columns for years 1935-36, 1936-37, and 1937-38. Includes sub-sections for direct and indirect taxes, and other income.



土地登録及地券發行手		入 手 数 料		其 他 料		三、雜 入	
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
...	...	...	...	...	...	...	...
計	計	計	計	計	計	計	計

阿片專賣 當國民は古くより阿片吸煙の弊習があり、既に前世紀の前半に之が禁絶を講じたことがあつた。併し其の後阿片が重要な財源なるを認め之が供給を官營とするに至つた。尤も最初は原料を政府が輸入するのみで、煙膏の製造販賣は之を請負制度としたが、一九〇七年大蔵省内に阿片局を新設して製造販賣をも直營とし、最初小範圍より施行して漸次に施行範圍を擴張し、一九〇九年遂に請負制度を全廢した。併し今世紀に入り阿片問題に關する世界の趨向に顧みて吸煙漸禁政策の必要を認め、一九〇九年の上海阿片會議及一九一一年度の海牙阿片會議等にも参加すると共に、國內に於ける取締及專賣制度にも幾多の改正を加へ、終に一九二九年十一月の阿片法を見るに至つた(衛生の部参照)。斯くの如き政策を探りつゝある爲、阿片收入も漸減しつゝあるは當然にて、一九一一年度の如きは二千三百萬餘に達して總收入の殆ど二割半に當り、財源中主位を占めて居た該收入は、漸減して最近七、八百萬餘内外となつた。兎に角阿片收入が當國の如く財政上重要性を有する國は恐らく他に類例がなく、地理上密輸入の取締り困難なる點もあり、急激なる禁絶は困難であるが、一方教育の普及に伴ふ阿片に對する嗜

慾の變化も考慮する時、將來阿片の消費は漸減を免かれぬ所で、新財源發見の緊要なるを感じつゝあるものゝ如くである。最近の專賣狀態を示すに次の如くである。

B 州別製阿片販賣量及煙館數

州 別	阿片販賣量(担)	煙 館 數
...	...	...
計	計	計

  

A 原料阿片購入高

摘 要	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
外國阿片	...	...	...	...	...	...
イラン	...	...	...	...	...	...
計	...	...	...	...	...	...
其他阿片	...	...	...	...	...	...
總計	...	...	...	...	...	...

「阿片專賣事業業績」に關しては新たな資料なき爲省略す(尙詳細は本年第二回版「專賣事業の項」及「税制の部」参照)。

「鐵道」は唯に財政上のみならず、行政上及經濟上に於ても官業中最重要なもので、新線の建設進捗と共に總收入は逐年増大しつゝあり、一九二七年度に終る一〇年間に總收入は二倍餘、純收入は三倍に増加したが、同年を轉とし、一般經濟界不況に乘られ漸減の傾向を辿り、一九三五―三六年度に最近三箇年の政府收入は三、〇〇〇千餘、二、六三三千餘、三、九九五千餘となつてゐる(詳細「交通の部」参照)。

「官有財産收入」 主要なるものはチーク林及錫鑛の特許税にて、此の他官有財産拂下げ、賃貸料收入、チーク及錫以外の林産物及鑛物に係る特許税等がある。林政及其の財政に就ては「林業」の項に詳説する所であるが、要するに山林收入の殆ど全額を提供せるチーク林は、過去に於ける管理の失敗により、將來伐採すべき幼樹の樹數甚だしく、將來現收入を維持する事は困難なる状態にある。當國の鑛業は即ち錫鑛業であるが、「鑛業の部」に説述する如く、錫は市價の變動甚だしく、從て政府收入も著しく不安定である。一九三五―三六年度に至る最近三箇年間の政府收入は夫々一、八一三千餘、三、六一二千餘、四、三〇八千餘であつた。

「郵便電話」等の通信事業は常に相當の純益を擧げつゝあるが、電報、電信、郵便事業の擴張及改善、無線電信設備の完備等の資本的支出が毎年増大しつゝあり、一九三五―三六年度に至る最近三箇年の政府收入としては一、一八〇千餘、一、一三〇千餘、一、一〇〇千餘となつてゐる。「鐵谷水道」は一九一四年に創設され、爾來衛生上多大の貢獻をなしてゐる。一九一六年度より收入があり、總收入及純益共に漸増し、一九三五―三六年度に至る最近三箇年の純益は九〇〇千餘、九〇〇千餘、九二〇千餘となつて











以上の諸公債に對して運羅は好景氣時代、即ち一九二六、二七年度以後に於ける多額の豫算剰餘金を亂費することなく公債償却基金に充用し、一九三五年九月三十日現在の未償還額は次の如くである。

(一)三、〇五九、九九九磅 (二)の(イ)四、五三、一八〇磅、(ロ)一、五六六、六四〇磅、(ニ)の(イ)二、八四八、二五〇磅、(ロ)一、一七〇、〇〇〇磅

(註) 一九三六年一月四日四分利公債に借換へられた。

即ち一磅十一銖として右國債は九七、二〇八、七五九銖となる。之を人口一二五萬に割當れば、一人當り僅かに七七八銖にして、尙償還基金三〇、六六三、一六二銖を有する堅實な状態(一九三五年現在)であり、而も年々堅實な方針に基づいて前記の如く公債償却費を歳計に計上して積立てある。尙一九三六年二月の國民議會に政府は産業政策積極化の必要と新たに四分利付の内國債發行案を提出したが議會は之を否決した。

四 資本的支出

官營事業及一般産業助成の目的を以て支出せらるるもので、國庫準備金より支出されるが、近年漸次増額の傾向にあり、之は政情の安定と共に政府が積極的に經濟開發方面に乘出す餘裕を示しつゝあるものと見られる。最近五箇年の豫算に就て費目別支出額を示せば次の如くである。

Table with columns for '年' (Year) and '費目別資本的支出豫算表' (Capital Expenditure Budget by Item). Rows include '鐵道', '郵便及電信', '信用組合助成', '商業飛行場建設', '製紙事業', '運動競技場建設'.

國庫預金高一覽

Table with columns for '項' (Item) and '目' (Sub-item). Rows include '利子附預金', '宗教局預金', '文部省預金', '大學預金', '航空部預金', '私人預金', '王室禮拜堂修繕寄附金', '教育稅基金', '主稅局預金', '雜稅預金', '國立研究所', '國庫貯蓄銀行', '國庫貯蓄銀行(地方)', '各局雜預金', '鐵道改良資金', '王室禮拜堂修繕寄附金', '教育稅基金', '無利子預金計', '總計'.

Table with columns for '先案内' (Original Case) and '水先' (Water First). Rows include '液體燃料の整備', '綿貿易増進', '綿貿易増進', '製藥業助成', '機業助成', '電氣事業', '糖業', '國內産業', '家畜貿易助成', '絹絲業獎勵', '國道建設', '給水事業補助'.

五 國庫

當國財政研究の一助として國庫殘高及預金高の二表を掲示する。

Table with columns for '年' (Year) and '國庫殘高表' (National Treasury Balance Sheet). Rows include '在運羅', '在倫敦', '其他'.

稅制

總説：關稅・其他の諸稅(人頭稅・耕地稅・漁業稅・鑛業稅・森林稅・消費稅・印紙稅)所得稅・銀行稅・保險稅・營業稅・土地家屋稅・消費稅・人頭稅(附關稅定率表)

一 總説

從來運羅の租稅體系は極めて簡單で、關稅及特殊品の消費稅を主たるものとし、此の他直接稅として各種耕地稅、建物稅、漁業稅、鑛業稅、人頭稅等があつたが、種々の國內的事情より一九三一年十二月、之が均衡を得る爲め國庫收入調査委員會を設置、確定收入を規準として均衡のとれた彈力性ある健全財政を確立する爲委員會をして種々の政策に就き考究せしめた。その結果、第一の方策として考慮されたのは、從來比較的低廉であつた輸入稅の改正であり、第二には擔付、セメントに對する消費稅の設定、第三の方策としては屠殺稅其他の引上等であつた。一方、米田稅は農村救濟政策に關聯して減免政策を實施せざるを得ない事情にあつた爲二〇%方引下を見た。一九三二、三三年度に於て傳給稅・土地及家屋稅・銀行及保險稅が新に制定され、輸入稅を更に改訂して從來比較的輕稅であつた商品に新稅率を賦課された。同時に、社會政策的見地から地租を減じて農民救濟の方途を講じた。一九三三、三三年度には傳給稅に代へて所得稅を課し、營業稅及印紙稅を制定した。尙銀行稅及保險業稅を改訂し、錫稅を引上げた。更に一九三三、三三年度より遺產稅及相続稅を實施し、人頭稅を引下げ、無產階級の救濟に資し、次年度には屠殺稅の引下を見た。

右の一九三二、三三年度の期間に行はれた稅制改革の結果は所得稅、營業稅・消費稅・印紙稅の設定に依て一般國民に對して多少の負擔増加とはなつたが、本質的に見て決して重壓的なものでなく、一方米田稅・人頭稅等の輕減に依て負擔の平衡・合理化が計られるに至つた。因に舊式稅制の遺物たる人



頭税は近く廢止の運びに至るべく、その補填財源として鹽の政府專賣が計畫されてゐる。

二 關 稅

關稅は一八五六年の英・暹條約によりて創設賦課されたもので、當初輸入稅は一率に從價三分に限られ、輸出貨物は其の生産より輸出に至る迄に名義の如何を問はず唯一回の課稅を許され(即ち内地通貨稅を課する物は輸出稅を課し得ず)、輸出稅としては米・動物性產品・其他に低廉なる從量輸出稅を賦課するに止つた。斯る制限を忍びつゝ、一九二七年に及んだが、多年熟望された不平等條約の改正漸く完了して關稅自主權を獲得し得たので、同年三月二十六日永年の懸案たりし新關稅定率法(暹曆二四六九年關稅定率法)を公布して即日之を實施し、一方同時(同年九月十三日以降)に内地通過稅を廢止した。翌年十二月五日暹曆二四七一年改正關稅定率法(第一)を發布して一部を改正したが、更に一九三一年一月三十一日勅令を以て暹曆二四七三年改正關稅定率法(第二)、同年二月二日より實施を、同年十月末日暹曆二四七四年改正關稅定率法(第三)、同年十一月一日より實施を發布し、舊關稅定率法の附屬定率表は茲に廢止した。然し右の一九二七年の關稅自主權の獲得に際して尙ほ極めて重大な制限が附されてゐたのであつて、(一)一九二六年三月十一日に批准された英國との通商條約(第十條)に依り十年間各種綿製品、鐵及同製品、機械及同部分品に對して關稅を從價五%以上に引上げぬこと、(二)一九二七年三月十九日伊太利との條約に依り十年間綿製品、鐵及鐵製品品の輸入稅を六%以上に引上げぬことが定められて居り、爾來の各國も最惠國約款に依り右の低關稅に均霑してゐた。然るに右のうち英・暹條約は一九三六年三月十日を以て滿期となつた機會に、暹羅政府は廣汎な關稅改正を決定し、三月二十二日之を公布實施するに至つた。同改正の主要點は

六〇四

邊きぬが、之を今同の改正に依て遂に大部分を從量稅に改め、從價稅を例外的のものとした。

(一) 從量稅に變へた結果、増稅となるか、減稅となるかはその時の相場如何に依るが、當時の狀況に依て之を見れば、

(イ) 引上げられた主要品—陶磁器(約十倍)、自動車タイヤ(四倍乃至八倍)、眞鍮及眞鍮製品(一割乃至七割)、人絹絲(約八割)、麥粉(約二割五分)、大豆(約五分)、砂糖(約六割)、野菜類(約二倍)、護謨靴(四割乃至一倍半)、時計、セルロイド製品、其他

(ロ) 引下げられた主要品—硫酸(約四分の一に減)、豆粕(約四分の一に減)、人糞(約六分の一に減)、椎茸(約三分の一に減)、海産物(一割乃至二割)、アスパルト(約二割)、コールドール(約一割五分乃至三割)、藥品(一割乃至二割)、紙(約三割)、硝子瓶(約二割)、其他

(ハ) 擱置の重要品—綿絲布、鐵及鐵製品、機械、珪瑯鐵器、帽子、染料等

本改正の目的として擧げらるゝところは(一)從價稅に依れば二重インボイスに依り不正申告をなすものが多いこと(二)關稅の増收を計ること(三)自國産業の助成等である。

擱置になつたものは大體前記暹羅條約の拘束を受けたものであるが、之も一九三七年三月十八日を以て期限が経過したのであるから、早晚或る程度の引上があるものと豫想されてゐる。然し暹羅に於て將來工業の發達する可能性は特殊のものを除き相當困難な事情(各産業の部參照)にあるが故に、暹羅の關稅引上は自國産業の保護といふ見地よりも寧ろ國庫收入の増加といふ點に重點が置かるゝのであるが、一方國民の購買力や生活程度は未だ甚しく貧弱である爲重稅品の購買には堪え得ない。強ひて關稅の引上を行へば、其の爲消費の減退を來し、關稅收入は却つて減退するであらうし、又現在の低關稅に惠まれて隣接國へ再輸出しつゝある所謂通過貿易も衰退する虞もあり、從て稅率の引上にも自ら限度があるわけである。

尙關稅定率表に關しては附錄「關稅定率表」參照。

三 其他の諸稅

人頭稅 本稅は一九一九年度の人頭稅法により創設されたが、後一九二六年度に改正法を公布して徵稅方法を改善し、越えて一九三一年二月十三日改正法を公布して滯納者に對する賦稅方法を改正した。

本稅は原則として暹羅に在住する男子(内外人を問はず)にして同國民法に規定する成年(滿二十歳以上又は婚姻したる者)以上滿六十歳未満の全有能力者に課せられる。但し(イ)布教師(ロ)士官以上又は士官相當官以上の官職にある者を除く現役及豫備役軍人並に警察官(ハ)村長・區長・村醫(ニ)陸海軍及憲兵諸學校の生徒(ホ)在監者(ヘ)寄港外國船の船員(ト)不具者又は自活不可能の者(チ)成年第一年又は入國第一年の者、等は本稅を免除される。稅額は地方に依て多少相違があり、(大藏大臣は地方民の生活程度に應じて適宜に稅額を決定す)、近來漸次引下げられて、現在最高大體五銖程度で毎年四月九月の間に郡役所に納入することゝしてゐる。若し滯納する時は倍額を徵收し、全然納稅せざる者には不納の年毎に十五日間(但し通計三十日以下)の賦稅を命ずる。尙、本稅は舊稅法の遺物で、近く廢止さるゝ筈になつてゐる。

耕地稅 本稅の徵收は農耕地の生産に對する政府の割前要求權の行使で、直接稅中最も重要な財源であり又最も古くから實施されてゐるものであつて、米田、烟草耕地、甘蔗耕地、果樹園に對する課稅から成つてゐる。

米田稅 從前米田に對しては不規則極まる課稅を行つたが、西曆一九〇五年六月に法律を以て之を統一し、更に一九一〇年稅率の改正を行つて今日に及んでゐる。然し現行稅制も尙不統一にて、行政官吏は專斷にて作付面積の認定又は稅率の適用等をなすと云ふ。

米田は下詔の等級に分ち、之に各別の稅率を課す。

一 等地	噸當り標準收量	七・〇〇(四・四五)ある地
二 等地	同	六・二五(四・〇一)同
運糧……稅制		(二種 六・〇四八)同

三 等地	同	五・五〇(三・五三)同
四 等地	同	五・二五(三・三七)同
五 等地	同	四・七五(三・〇五)同

課稅制度にクロー(Keuro)とフアンローイ(Fung Lai)の二種がある。前者は灌溉工事完備して常に給水の便があり、連年規則的に米作し得る熟田に採用される制度で、米作を行ふと否とに關係なく地券記載の面積に基いて年々定額を賦課されるものを云ひ、後者は全然自然給水のみ頼り米作される水田に適用され、實際作付面積のみに對して課稅される制度を指す。然し暹羅の大部分に於ける米作は不測の季節風に左右されることがあるから、漸次フアンローイ制に依るものを増加して行く方針である。農村救済の意味から近年本稅は漸次引下げられ、一九三三三六年度に於ける稅率は次の如くである。

土地等級	クロー米田	噸當り	フアンローイ米田	噸當り
一 等地	五・五〇	五・五〇	六・〇〇	六・〇〇
二 等地	五・二五	五・二五	五・〇〇	五・〇〇
三 等地	四・七五	四・七五	四・〇〇	四・〇〇
四 等地	四・〇〇	四・〇〇	三・〇〇	三・〇〇
五 等地	三・〇〇	三・〇〇	二・〇〇	二・〇〇

因に、クロー制は一九三七年四月以後廢止される筈になつてゐる。

烟草園稅 本稅は西曆一九〇〇年公布の烟草栽培法に依り創設されたもので、當時は數州に之を適用したが、西曆一九二三年右法を修正してピサマローシ及ナコーン・サワン兩州のみに適用し、後更に現今のバーヤツプ州をも加へた。稅率は地方に依て相違があるが、一九三三年に約半額に引下げられ、大體噸當り二銖となつた。

甘蔗栽培稅 一九二一年十一月公布の本稅法により創設された稅で、一九三三年以後引下げられ、一九三三三五年噸當り〇・五銖となつた。

果樹園稅 結實果樹に對する課稅であつて、ドリアン(一樹當り〇・五



○ 銖、ランサート、マンゴ、マブラン(同〇〇六銖)、古々椰子(同〇〇四銖)...

漁業税

古來水産物は國王の所有であるとし、國家の獨占物として漁業を定め、一定の料金を徴し又は競争入札によつて各漁區の漁業を許可した...

(一) 鮮魚の市場買價格に據るもの、及(二) 一定の漁區内に於て特種の漁法に據る漁業を特定人に許可する場合の許可料...

(三) 所定漁場の廣狹に據るもの、及(四) 一定の漁區内に於て特種の漁法に據る漁業を特定人に許可する場合の許可料...

(五) 規定の使用漁具に課するもの、主務大臣が省令を以て定める漁具税率(百分の十を超えざる)に據りて課し、課税漁具の種類は地方によりて異なる。

次に一九三一年度に省令を公布して右法の施行細則を定めたが、同令は爾後屢々改正されて今日に及んで居る。尙税率は地方によりて異なる。

之を社債利子及株主配當金の總額に乗じて基本額を算出し、其の八%を課することになつてゐる。

銀行税

一九三二―三三年に新設され、翌一九三三―三四年に改正せられたので、(イ) 會社組織の銀行に對しては、前項法人所得税と同様社債利子及配當金の總額を所得と看做し税率も八%...

營業税

一九三三年に設定された新税で、所得税法に依て賦課し得られぬ特定の營業による所得に對する課税であつて、相互補足的な意味を有し、營業所の賃借料、装置の能力、使用人員數、機械の馬力、總收入等の如き確定的要素を課税の基礎としてゐる。

土地家屋税

一九三二―三三年改正公布されたもので、(イ) 家屋及其附屬土地に對しては一箇年の賃貸料の一・五%、(ロ) 家屋なき土地に對しては土地價格の二〇%の一に對し七%を一律に賦課することとなつた。

鑛業税

佛曆二四六一年(一九一七年)鑛業法第八二條に據り、農務大臣の發する省令又は告示に基きて賦課される。鑛石採掘に對する特許料の形式にて徵收し、徵收法は鑛石の種類に依て異なるが、大部分が錫の採掘である。

森林伐採税

チーク(沿革に就ては「林業の部」参照)―チークの伐木税は、伐採の難易及産材の良否に應じてスライディング・スケールを採ることとし、次の標準税率を課してゐる(Aは立方噸當り、Bは立方米當り)...

屠殺税

一九三一年四月地方動物屠殺修正法が實施され、稅制改革に依つて一時税率の引上げを見たが、一九三五年再び引下げられた。

所得税

一九三三年四月より新稅制に依て實施されたもので、課税の目的物に依つて區別し、(イ) 個人所得(但し暹羅國內に六箇月以上居住する外國人も本稅納付の義務がある)...

入國税

一九三二年改正を見、暹羅國內に一箇月以上滞在する者は總て入國者とし、一人當り百銖の入國税を徵收するが、滿二十歳未滿者は免除される。尙、入國税を納付すれば、在住證明書を下附され終身有效であるが、一箇年以上母國に歸還して再入國する場合には改めて入國税を徵收される。

關稅定率表

し、酒類の輸入及國內醸造に課税することとしたが、其の後輸入關稅の制定と共に國內の酒造にのみ本稅を課することとした。次いで一九二七年の關稅改正と共に改正されたが、一九三三年燐寸、セメントに對する消費税を新設し、以下の如く定められた。

(イ) 酒類 (i) 自家醸造酒類の販賣をなす者及卸賣業者(酒類の輸入業者は卸賣業者と見做さる) 年一六〇銖 (ii) 酒類の小賣業者、年一二〇銖 (iii) 料理店又は飲食店に於て酒類の販賣をなす者 年八〇銖 (iv) 俱樂部又は之に類似の場所に於て酒類を販賣する者、年一〇〇銖 (v) 燐寸

輸入税率

第一類 食料品
一 各種の肉(死したる鳥獸を含む)
イ 生鮮なるもの又は冷凍したるもの
ロ ハム及ベーコン、乾製肉、罐又は他の密閉したる容器に保藏したる肉

Table with columns: 番號, 分類, 稅率, 課稅單位, 稅率. It lists various food items and their respective tax rates and units.







リ高率の輸入税を賦課する、物質の調製に使用せざるものとす

含有無水酒精每立 1.00

ホ 第三六號に掲げざる其の他各種の酒精

同 但し最低税 1.00

ヘ 無水酒精含有率5%を超える薫香を附したる酒精及酒精含有化粧品

同 全量に付毎 1.00

(1) 無水酒精含有率40%以上、(2) 同上40%未満のもの

同 同 1.00

ト 酒精類にして輸入通關税又は保税倉庫より引取前に關稅局長の認定する程度に變性したるもの

同 同 0.00

イ 礦性及起泡性清涼飲料水

同 同 0.00

ロ 罐詰にして毎罐四〇瓩を超えるもの

同 同 0.00

ハ 八〇センチ立を超えるもの

同 同 0.00

ニ 罐詰にして毎罐八〇瓩を超えるもの

同 同 0.00

三 別號に含まず且酒精を含有せざるシロップ、スタワツシユ、汁液

同 同 0.00

三九 食用酢

同 同 0.00

第三類 原料品

同 同 0.00

第一〇節 雜種原料品

同 同 0.00

四〇 アスファルト

同 同 0.00

四一 乾檳榔子

同 同 0.00

四二 セメントにして關稅局長が建造用に適すと思考するもの

同 同 0.00

四三 粘土及其他の別號に含まざる生土にして窯業又は建造用に供するもの

同 同 0.00

四四 金剛砂・輕石、及類似の研磨及清掃用礦物材料

同 同 0.00

四五 別號に含まざる護謄、護謄樹脂、及樹脂

同 同 0.00

四六 石膏

同 同 0.00

四七 藤

同 同 0.00

四八 葎用の種子、植物、及其の部分

同 同 0.00

四九 シェラックにして精製したるもの又はせざるもの

同 同 0.00

五〇 澱粉

同 同 0.00

五一 タール

同 同 0.00

五二 別號に含まざる植物性物料にして製糖及製用、填充及包装用、刷毛製造用、及製繩用に供せらるるもの

同 同 0.00

第四類 織物以外の製品

同 同 0.00

第一節 化學及藥學生成品等、化粧用調合品等

同 同 0.00

五三 特掲化學生成品、即ち

同 同 0.00

イ 明礬

同 同 0.00

ロ 炭化石灰、ナフタリン球、硼砂、炭酸曹達又は重炭酸曹達(曹達灰を含む)、晒粉

同 同 0.00

ハ 硝石(硝酸加里)、苛性曹達及苛性加里(水酸化曹達及水酸化加里)

同 同 0.00

ニ 鹽化アムモニウム又は重炭酸アムモニウム

同 同 0.00

ヘ 硼酸(結晶性硼酸等)

同 同 0.00

ト クロール酸加里

同 同 0.00

チ 木精

同 同 0.00

リ 大量容器 (bulk container) に詰めたる酒石酸

同 同 0.00

ル 沃度加里

同 同 0.00

五四 醫藥、賣藥、藥用植物

無 税

イ 血清、痘苗、及皮下治療用の生物學的生成品

同 同 0.00

ロ キニーネ及他のキナの植物鹽基、及マラリア治療に有效なるを認知されたる合成物にして、官報に公布して效力を生ずる關稅局長の命令中に列擧さるる如きもの

同 同 0.00

ハ 下記(一)項に含む包装物料に填充されざる藥用油、即ち肝油及他の揮發油以外の藥用油

同 同 0.00

ニ カプセル劑、紙劑、球劑、ウェン、アス、錠劑 (pastilles, comprimés, tablets, tablets) 丸劑、及口中施藥用の類似品(專賣特許薬に非ざるもの)

同 同 0.00

ホ 朝鮮人蔘

同 同 0.00

ヘ 別號に掲げざる又は含まざる醫藥用の植物、植物の部分、種子、及果實

同 同 0.00

(1) 粉狀のもの

同 同 0.00

ト 別號に含まざる藥用又は治療用硬膏、發泡膏、及軟膏

同 同 0.00

リ チ ワセリン

同 同 0.00

別號に含まざる各種の特許藥

同 同 0.00

(2) 液體以外のもの

同 同 0.00

(註) 製藥と共に輸入されたる貼札又は廣告物(イ)成分の秘密、又は(ロ)その製法に對する專有權を要求し、且つ(ハ)治藥法又は治病に有益なる特許藥として之を公衆に廣告する場合は、同製藥は之を特許藥として分類す

同 同 0.00

五五 内科、外科、齒科又は眼科特用の治療器具及材料

同 同 0.00

人體の畸形を矯正し、その狀態を輕減緩和し、又は斯かる人體の一部に代用する爲特に適用さるる着用具(副木を含む)、部分的聾者用耳管及聽器

同 同 0.00

運 送... 税 制

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00

同 同 0.00







七九 鑛物性潤滑油 税關の出発免状により、外國の目的

七八 税關の出発免状に補給する燃料及潤滑

同 無税

八〇 亞麻仁油、テレピン及テレピン代用品

同 無税

八一 落花生油

同 無税

八二 古々椰子油及椰子油

同 無税

八三 オリブ油

同 無税

八四 別號に特掲せざる石鹼製造用油脂

同 無税

八五 蠟

同 無税

八六 別號に含まざる油脂及グリース

同 無税

八七 食用に非ざるグリース及脂

同 無税

八八 食用の油、グリース及脂

同 無税

八九 蠟燭

同 無税

九〇 第一八節 硝子及同製品

イ 縁を附けたるもの

同 無税

ロ 縁を附けざるもの

同 無税

イ 色付、波形、艶消、珫瑯引、又は

同 無税

九一 彫刻を施したるもの

同 無税

ロ 其他

同 無税

イ 飲料用容器として普通に用ひらるるもの

同 無税

ロ 普通の緑色硝子のもの

同 無税

(1) 其他の種類の燭及硝子燭、即ち

同 無税

(2) 其の他

同 無税

(1) Kuat Lohとして知らるる型の栓

同 無税

を有し又は有せざる諸種の大きさの

同 無税

燭、及フアイアル

同 無税

(2) Kuat Yahant 又は Kuat Gleanoと

同 無税

して知らるる型の栓を有し又は有

同 無税

せざる小硝子燭

同 無税

(3) 醫藥又は化粧用調合品の容器とし

同 無税

て使用せざるもの又は使用すべく考

同 無税

案せられたる性質の燭及燭

同 無税

別號に含まざる硝子製の燭、細口

同 無税

燭、燭、及フアイアル

同 無税

(註) (イ) (ロ) 及び (ハ) 項の税は左記の場

同 無税

合にのみ右諸項の税を課す

同 無税

(一) 第三六號の(イ) (ロ) 又は (ハ) 項に掲げた

同 無税

要領又は酒類を詰めたる場合

同 無税

(二) 空にして輸入したる場合に課する税

同 無税

を課するを以て其の諸等に商品に詰

同 無税

て輸入したるものと關稅局長に於て思考し及

同 無税

定申告により決定したる場合

同 無税

此の場合其の諸等は申告書面に別々に申

同 無税

告するを要す

同 無税

九二 硝子製飲物用具

同 無税

イ 切子のもの、彫刻を施したるもの、

同 無税

模様の入るもの、又は裝飾を施したる

同 無税

もの

同 無税

ロ 其他

同 無税

九三 硝子製の頸飾及珠

同 無税

ニ (イ) (ロ) 及び (ハ) 項に掲げたる物品

同 無税

にして人造又は模造の革又は他の革

同 無税

代用品にて製したるもの

同 無税

(註) 一 課税重量には取付物及附屬品の重量

同 無税

を含む

同 無税

第二一節 燭寸、燭寸製造用材料、

同 無税

燭寸

同 無税

イ 每箱平均六〇本を超えざるもの

同 無税

但し每箱六〇本を超える場合は其

同 無税

の超過分三〇本又は其の端數毎に

同 無税

附加税を課す

同 無税

ロ 普通燭寸製造に用ゐらるる軸木、箱

同 無税

板及其他各種の木材

同 無税

イ 完全なる燭火器(燭石を附し又は

同 無税

附せざるもの)

同 無税

ロ 燭火器及其の構成部分品、即ち

同 無税

構成部分品(燭石を除く)

同 無税

第二二節 卑金屬及同製品

同 無税

一〇三 金屬の粗なるもの(端を含む)、鍛鍊

同 無税

されざるもの(屑(scraps, waste, refuse)

同 無税

第一九節 大麻製品、繩索及同製品、各種材料の輸出品包装用袋(ガンニーを除く)

九四 大麻製品(繩索を除く) 輸出袋包装用の大麻製帆布の袋 同 每疋 0-0-00

九五 椰皮、黃麻、大麻、マニラ麻、亞麻、大麻又は亞麻のトロー、又は是等の代用品として使用する、其他の植物性物品にて製したる、繩索及線 (ropes, cables, ropes and twine) 各種材料の漁網 同 同 0-0-00

九六 各種材料の漁網 同 同 0-0-00

九七 別號に含まざる輸出品包装用の袋及袋地 同 同 0-0-00

九八 第二〇節 皮革類、模造革、及同製品 完全なる皮革又は其の斷片 同 同 0-0-00

九九 皮革又は同代用品の雜製品 同 同 0-0-00

一〇〇 皮革の紙挟み、帶(調帯を除く)、別號に含まざる袋、アタッシュ・ケース、旅行用小鞆、トランク、及主として革にて製したる各種のケース、箱、及運搬用容器 同 同 0-0-00











運羅...税制

一四三	別々に輸入した場合の精米機用護 談製制輪塊	每 疋	0.000
一四四	別號に含まざる喫煙用具		
一四五	文房具(紙を除く)		
イ	普通万年筆及尖筆万年筆及同構成 部分品	最低税額	0.000
	(1)完全なるもの	同	0.100
	(2)構成部分品	同	0.100
ロ	筆記用又は圖書用の各種鉛筆(頭 部に消し膜を附したるものも含 む)推し出し鉛筆及石筆を除く	每 打本	0.010
ハ	學校用石盤	每 打本	0.100
ニ	各種のペン軸(イ項に掲げたるも のを除く)	同	0.000
ホ	ペン先(万年筆用のものを除く)	同	0.000
一四六	玩具、室内遊戯用の器具、設備、及 附屬品	每 打本	0.000
イ	兒童用玩具車輛	同	0.000
ロ	人形、主として護謨又はセルロイ ド又は類似材料にて構成さるゝ其の 他の玩具	同	1.000
ハ	機械、鑿條、蒸汽、又は電氣を仕 掛けたる玩具、及主として金屬にて 構成さるゝ玩具	同	0.000
ニ	(イ)(ロ)及(ハ)項に掲げざる總て の室内遊戯用玩具、器具、設備、及 附屬品	同	0.000
一四七	傘(雨除け及日除けのもの)	每 本	0.000
イ	絹又は人絹を張りたるもの	同	0.100
ロ	其他の他の織物を張りたるもの	同	0.000
ハ	紙又は(イ)及(ロ)項に掲げたるも の以外の材料を張りたるもの	同	0.000
一四八	魔法罐(Vacuum flasks)	同	0.000
イ	完全なるもの	同	0.100
ロ	同取替用中罐	同	0.100

六二〇

一四九	ハ 其他の同構成部分品 時計工匠製品	同	0.100
イ	懐中時計及腕時計	同	1.000
	(1)金側又は白金側のもの	同	1.000
	(2)其他の金屬の側を附したるもの (註:腕時計の附屬品は別に課税す)	同	1.000
ロ	懐中時計の側、及同部分品即ち裏 蓋、扉、表蓋等	完全なる側	1.000
	(1)金又は白金のもの	同	1.000
	(2)其他の金屬のもの	同	1.000
ハ	各種の懐中時計ムーヴメント(別 箇に輸入したるもの)	同	1.000
ニ	建物の外面に適する時計	同	1.000
ホ	其他の時計又は別箇に輸入した るムーヴメント	同	1.000
ハ	(1)眼瞼時計及類似の時計	同	1.000
	(2)其他の時計又は掛時計	同	1.000
ニ	其他の時計工匠製品(別號に含ま ざる時計の分離せる部分品及別號に 含まざる其の他の時間を保ち又は示 す器具を含む)	同	1.000
第五類 織 物			
第二八節 織物材料及織物製品			
(註) 交へたる織物材料及織物製品に課 する税率に於ては次の原則を適用す。			
一、交へたる絹織物及交織したる反物			
イ 其他の材料を交へたる絹織物のもの にして、其他の材料の含有重量が總重 量の二〇%を超えざるもの	同	1.000	
ロ 絹織物のもの又は絹の合入重量五 〇%を超ゆるもの	同	1.000	
(2) 絹の合入重量五%乃至二〇%のも の (註:上記の總註一の(イ)項により絹及絹に て構成さるゝ交織布にして絹の構成重量二〇 %を超えざるものは従價五%のみを課す)	同	1.000	
(3) 絹の合入重量二〇%を超ゆるも五 〇%を超えざるもの (註:絹の構成重量五%未満の交織布に就て は上記の總註一の(ロ)項(イ)及(ニ)項を参照)	同	1.000	
一五二 毛			
イ 毛の絲織	同	1.000	
ロ 毛織物 (註:毛(Wool)には馬毛及其他の獸毛を含 む)	同	1.000	
一五三 人絹及麻			
イ 人絹及(又は)麻の絲織	同	0.000	
ロ 人絹及(又は)麻の屑	同	0.000	
ハ 人絹織物	同	0.000	
ニ 麻織物	同	0.000	
一五四 シングレット、シャツ、ブラウズ 、及各種の婦人用肌衣(バジヤマ、襪 巾、及襟飾にして別號に含まざるメリ ヤス製又は其他のもの)	同	0.000	
イ 専ら絹にて構成さるゝもの、又は 絹に他の材料を交へたるものにして 絹の重量が超過するもの	同	0.000	
ロ 専ら人絹にて構成さるゝもの、又 は人絹に他の材料を交へたるもの にして人絹の重量が超過するもの	同	0.000	

運羅...税制

一五〇	二、完成品メリヤス、及其他の製品に就 ては夫々の税目番號の規則参照 棉花、屑綿、及棉製品 (註:總ての完成品メリヤス、サロン、パ ラシ、(Palas)、ブリン(Palones)、バカヤ (Takama)、衣類、及一五七號に含む織物の商 品は、専ら綿にて構成さるゝに非ざれば本税 率を課せず) (註:二 絲織及反物に關する上記の總註参照)	其の混交品に含む絹以外の 材料中最高税を課せらるゝ 材料に適用さるゝ税率(即 ち一五二號、一五三號又は 一六七號の税率)を課す	適宜の絹の税率(即ち一五 一號税率)を課す	五%
一五一	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100

六二一

一五二	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一五三	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一五四	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一五五	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一五六	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一五七	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一五八	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一五九	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一六〇	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一六一	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一六二	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一六三	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一六四	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一六五	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一六六	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一六七	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一六八	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一六九	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一七〇	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一七一	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一七二	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一七三	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一七四	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一七五	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一七六	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一七七	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一七八	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一七九	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100
一八〇	イ 生絲(繭及屑絲を含む)にして織絲 及織物の製出に適するもの ハ 絹織物	無税	每 疋	0.100



運 送……税 制

ハ 其の他

シャツ	0.100
又はブラウズ同	0.100
その他の肌衣毎枚	0.050
手巾又は襟飾毎枚又	0.050
は毎本	0.050
シングレット毎着	0.050
シャツ、シミーズ、	0.100
又はブラウズ同	0.100
その他の肌衣毎枚	0.050
手巾又は襟飾毎枚又	0.050
は毎本	0.050

一五五

メリヤス類(専ら綿にて構成する、メリヤス類を除く)

イ ジャージー(Cashmere)一種のシャ

ツ) スエーター、カーデイガン(Car-

di-gan) 一種のジャケツ)、メリヤス

製の上着及類似品

(1) 専ら毛、絹、又は人絹にて構成さ

るもの、又は是等諸材料を交へ

たるもの又は是等諸材料の一部又

は全部に他の材料を交へたるもの

にして是等諸材料の一部又は全部

の重量が超過するもの

(2) 其の他

短靴下及長靴下

絹製のもの、又は絹に他の材料を

交へたるものにして絹の重量が超

過するもの

(3) 其の他

人絹及(又は)毛製のもの又は是等

材料の一部又は兩者に他の材料を

交へたるものにして人絹及(又は)

毛の重量が超過するもの

(4) 其の他

短靴下毎足

0.050

長靴下毎足

0.100

長靴下毎足

0.050

長靴下毎足

0.100

同 着

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

六二二

一五六

パモン(Pamung)、サロン、バカマ、

肩掛、及襟巻にして各種のもの(専ら

綿にて構成する、商品を除く)

イ 専ら綿にて構成するもの、又は

絹に他の材料を交へたるものにして

絹の重量が超過するもの

ロ 専ら人絹にて構成するもの、又

は人絹に他の材料を交へたるもの、

にして人絹の重量が超過するもの

ハ 専ら毛にて構成するもの、又は

毛に他の材料を交へたるものにして

毛の重量が超過するもの

ニ 其の他

肩掛毎枚

0.100

襟巻毎枚

0.100

パモン毎コーヂ

0.100

サロン毎コーヂ

0.100

バカマ、肩掛

0.100

襟巻毎枚

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

0.100

一五八 自用品として輸入したる旅客携帯品

(自動車、酒、飲料、銃器、薬、及

消耗品を除く)

無税

運 送……税 制

第二九節 免 税 品

一五九 自用品として輸入したる旅客携帯品

(自動車、酒、飲料、銃器、薬、及

消耗品を除く)

無税

一六〇 自用品として輸入したる旅客携帯品

(自動車、酒、飲料、銃器、薬、及

消耗品を除く)

無税

一六一 自用品として輸入したる旅客携帯品

(自動車、酒、飲料、銃器、薬、及

消耗品を除く)

無税

一六二 自用品として輸入したる旅客携帯品

(自動車、酒、飲料、銃器、薬、及

消耗品を除く)

六二二

一五九

ガニー袋

一六〇 商品見本(但し見本用にのみ適する

もの)

一六一 池金銀貨貨幣(酒を含む)

一六二 下記の貨物にして輸入の日より六箇

月以内に再輸出さるべきもの

此の場合閣下局長は其の適當と認む

る形式及額の保證を要求し、契約した

る總ての義務が履行された後に於て

のみ該擔保を拂戻し又は返還するもの

とす。輸入者に於て六箇月の期限の延

長を申請する時は特別の場合には更に

六箇月を超えざる期間の延長を許すこ

とあるべし

イ 運搬に渡來する巡回興業者が輸入

無税

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

無税

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同



暹羅……税制

は狩獵をなす者が輸入したる銃器  
 公衆の觀覽用に供せらるべき物品  
 にして販賣用に非ざるもの  
 一六三 二箇年以内の其の性質又は形状に何等の改變を加へずして再輸入したる輸出品(再輸出品を含む)にして、輸出の際再輸入證書を受けたるもの  
 一六四 無税品又は從量税品入りの各種の容器(特に規定ある罐を除く)、九一號註参照)但し元來物品運搬用容器として使用するやう考案されざる容器及空にて輸入したる場合に其の容器に課する税を逃脱する意向を以て商品に詰めて輸入したるものと關稅局長に於て思料し(及定率告示の規定により裁定したる容器を除く)  
 (註)本號の下に容器に課税する場合は、此の容器の中告は申告書面に別々になすを要す。此の容器には一六七號の税率を適用す。但し本圖規定表中の他の號に該當する容器は其の税率を適用す)

一六三	無税	無税
一六四	無税	無税

一六五 壓搾し、又は固化したる瓦斯用のシリンドラー  
 一六六 阿片專賣局用に大藏省が輸入したる阿片  
 第三〇節 其他の商品  
 一六七 本定率表の別號に掲げ又は含まざる全商品

一六五	無税	無税
一六六	無税	無税
一六七	二〇%	二〇%

番號	分類	從量税率	税率
一 穀	課税單位	0.11%	0.11%
二 支米	每標準擔	0.11%	0.11%
三 支碎米	同	0.08%	0.08%

四 支粉米	同	0.02%
五 白米	同	0.11%
六 白碎米	同	0.11%
七 白粉米	同	0.11%
八 九號及一〇號に含まざる護膜	每 担	0.010
九 護膜(諸種の護膜「tree strap and jump scrap」土塊護膜「earth rubber」及皮護膜「Bark shavings from rubber trees」を含む)	同	0.010
一〇 液體護膜(ラテックス)	每 立	0.004

(備考)本定率表は佛曆二四七八年關稅定率法と稱し、一九三五年八月二十日(佛曆二四七八年)告示に基き翌一九三六年三月二十日公布、即日實施せられたる現行法である。

金 融

總説—貨幣制度—金融機關—金利—外國貨幣

一 總 説

暹羅 約一世紀前の暹羅の貨幣は、表面に王冠、チャク、其の他の王室紋章を刻印した金銀の圓筒形塊にて、銀貨には通常夫々1/2、1/4、1/8留比の重量に相當する銖(Bairi—外人は「Teal」と呼稱す)、ソーン・サルン(Song Salung)、サルン(Salung)、フヤン(Phung)の四種があり、之と同形の金貨には二十、十、五銖に相當するものがあつた。一九世紀の初葉に整谷にて平面銀貨を鑄造したが殆ど流通を見ず、一八六一年に王城内に小造幣所を創設して、一面には王冠他面にはチャクで圍んだ象を刻印した上記諸價値の平面銀貨を鑄造した。同時に平面金貨をも試鑄したが、金塊の輸入困難なる上、少數流通したるもの間もなく裝飾用に供せられて流通市場より影を潜めたので、金貨の鑄造は之を廢止して銀貨本位制を採用し、専ら海峽を輸入して三弗を五銖の割に改鑄した。

然し爾後銀の市價暴落し、國庫の損失多大なりしに鑑み、一九〇二年勅令を發し、銀貨鑄造は金貨を提供したるもの限り、且つ政府の法定爲替率一磅對一七銖の割合に於てのみ鑄造に應ずることとして、銀貨の自由鑄造を廢止した。茲に暹羅は金爲替本位制を採用した最古の國の一に加はり、從來銀市場の變動に左右されてゐた暹貨は其の變動の範圍を縮少し、主として整谷に於ける貿易關係を標準として高低するに至つた。

然し爾後銀相場は次第に騰貴し法定率を超過するに至つたので、銀貨の海外流出を防護する爲數次に互り法定率を引上げて遂に一磅對一三銖とし、一九〇八年に金本位制設定の法律を公布して前年募集の外債中九〇萬磅を其の特別準備金に充當した。同法によれば貨幣單位は銖(純金〇・五五八瓦即ち一磅對一三銖)とし、二サルン(一サルンは1/2銖)及一サルンの銀貨、一〇士丹

暹羅……金融

(Satang)一士丹は1/10銖)及五士丹の白銅貨、一士丹の青銅貨を鑄造し、ドス(Dos)一ドスは1/10銖)なる金貨も規定したが實際には鑄造しなかつた。

本制度は銀の下落に對する暹貨の保護を目的としたもので、銀の異常なる暴騰に對しては何等備ふる所がなかつたが、一九一七年に及び大戰の爲銀相場が暴騰したので、銀の海外流出を防護する爲引續き爲替率を引上げ、一九二二年には終に一磅對一〇銖以下とした。然し其の後の銀價の急落は一九一九年の米輸出の禁止と俟つて右率の維持困難となり、結局一磅對一銖としたが、一九二七年三月に一銖は純金〇・六六六七瓦とし、翌年一九二八年四月暹曆二四七一年通貨令を發布して之を實施することとした。

紙幣 從前香港上海銀行其の他の外國銀行の支店が政府より特許を得て紙幣を發行したが、一九〇三年即ち佛曆二四四五年(一九〇二〇三年)紙幣令を公布して右特許制度を廢し、政府自ら紙幣局を創設して五、十、二十、百、千銖の紙幣を發行した。當時無準備發行額は流通額の二五%に制限したが、西曆一九〇六年十月の改正法により五〇%に引上げた。一九一七年二月及同年八月二回に互つて本法を改正し、結局正貨準備を紙幣發行額の二五%とし、更に翌年三月一五%に減じ、同年十二月の紙幣令では更に全準備額を投資し得る權限を大藏大臣に附與してゐる。一九一九年一月豐作に因る通貨需要の激増及紙幣供給の遲延とにより、改正法を急發して一時半銖紙幣を發行し、一時紙幣の兌換を停止した。爾後兌換停止は屢々行はれたことがあり、正貨準備率は二五%に改正せられた。

二 貨幣制度

暹曆二四七一年通貨令に據れば、大藏大臣は(一)整谷に於て法貨一銖對純金〇・六六六七瓦の割を以て金又は法貨を兌換する。(二)右の外々國に於ける一定の(三)場所に於て一定の(四)率を以て(其の場所及率は大臣が時々告示す)法貨引換に金又は金爲替を受渡すことを得。而して其の率は、場合によりては一銖對純金〇・六六六七瓦の割合に又は其の割合より整谷及其の場所間の金輸送近似費を加減する。



(備考) 1927年暹羅令一圓に相当する大銀の台秤に據れば、一磅約一〇・八〇(ア)...

Table with columns: 種類 (Category), 貨幣名稱 (Coin Name), 重量 (Weight), 純分 (Purity), 公差 (Tolerance), 純分 (Purity). Lists various metals like silver, copper, and tin.

尙、一九三七年四月より半士丹銅貨が流通することとなつた。因に銀の主...

暹羅の單位は「銖」にて、一〇〇サタン(士丹)に分割される。一銖貨...

むる事に成り、爲替を英・暹兩國金本位停止前の通り一磅一銖の舊率に復...

貨幣流通額表

Table showing currency circulation amounts for various categories like '鑄造額累計' and '改鑄用回收額' across different years.

右通貨令及開法の下に發布したる暹羅二四七年(一九二八年)紙幣發行...

Table with columns: 資本勘定 (Capital Account), 収入 (Income), 支出 (Expenditure). Details financial transactions for the currency.

各種紙幣中では一銖紙幣、十銖紙幣、二十銖紙幣が最も多く流通してゐる。

Table titled '紙幣發行高及準備高表' showing paper currency circulation and reserve amounts from 1925 to 1935.

Table showing '準備高' (Reserve High) with columns for '國內準備' (Domestic Reserve) and '在外資金' (Overseas Funds).



運羅...金 版

Table showing financial data for '運羅...金 版' with columns for '純流通總額', '一士丹貨', and '鑄造額累計'. Includes sub-headers for '輸入額', '改鑄用同收額', and '地方金庫保有額'.

補助貨流通額表

Table titled '補助貨流通額表' showing '補助貨流通額' for various years (1929-1935) across different categories like '一士丹貨', '五士丹貨', and '銀貨'.

種別通貨流通高表

Table titled '種別通貨流通高表' showing '種別通貨流通高' for various years (1929-1935) across categories like '一、硬貨', '二、紙幣', and '三、銀貨'.

三 金融機關

概要 運羅貿易の發達は、一八八八年の香上銀行盤谷支店の開設となつたが、當時運羅に於ける金融機關として...



暹羅……金融

六三〇

せられたもので、その制度は諸外國の貯蓄銀行制度と略同様である。以上の他、有利銀行、印度支那銀行、印度商業銀行等の銀行が支店を設けて居り、又各地に多數の支那系銀行の支店があつて、事實上暹羅の金融は是等の外國銀行に依つて支配されてゐる。然し今日の暹羅の經濟状態では銀行を利用し得るのは都會地の富豪及商人のみであり、他方農民は殆ど之が利益を受くることが出来ない状態、地方に於ける金融機關としては、チェンマイ、ラムバリン、ツンソンに暹羅商業銀行の支店があるに過ぎない。尤も近來政府は之が缺陷を補ふ意味に於て農民信用組合の普及に非常な努力を傾注してゐる。

業の部(參照)が、未だ一小部分に行はれてゐるに過ぎない。庶民金融は大部分華僑の手に握られて居り、「特殊金融の項(參照)、非常な高利で、殊に米作地方に於ては華僑精米所が高利貸を兼營し、巧妙なる前貸方法に依て農民の收益を擡り上げてゐる。日本の金融機關としては、前記臺灣銀行の閉鎖以後邦人商人間に多大の不便が啣たれてゐるが、一九三六年四月正金銀行が整谷に出張所を開き、その活動は將來の日暹關係の發展上大いに嚆望されてゐるところである。

主要銀行一覽表

A 自國銀行

銀行名 創設年次 準備金 支店所在地  
國庫貯蓄銀行 (Treasury Saving Bank) 一九一三年四月一日の國庫貯蓄銀行法及其の大藏省令によつて創設

日本・香港南洋所在主要店

主要業務

備考

暹羅商業銀行 (The Siam Commercial Bank) 一九〇六年政府の特許により整谷に創設

National City Bank of New York (日本・香港・新嘉坡) Netherland Trading Society (香港・新嘉坡・彼南・爪哇) Netherlandch Indische Handelsbank (爪哇)

郵便貯金に類する貯蓄業務の取扱ふ  
德國の同種銀行に類似し、要求額の金は利子共五〇〇〇〇(利率年二%)六箇月定期預金は二、五〇〇〇(利率年三%)を限り預金に應ずる。又貯蓄銀行預金者は同貯蓄を通じて一人三千鎊迄公債を買ふことを得る。  
經營者は名義上暹羅人であるが、實際は外人が之に當つてゐる。金庫事務を委託される等政府との關係密接にして地方銀行として相當勢力がある。爲替銀行組合に加入してゐる。

B 外國銀行

銀行名 資本金 拂込 積立金 支店所在地  
英國系——  
香港銀行 (滙豐銀行) (Hongkong & Shanghai Banking Corpn.) 千香港鎊 千香港鎊 千香港鎊 千香港鎊

支店 (本店) 所在地 當國內支店所 (在池(電信略號))

備考

當地最初の爲替銀行にて、一般銀行業務も行ひ、金融界に強大勢力があり、米手形其の他歐米爲替は大部分本行にて取扱ふ。日本・支那・南洋には到る所支店を有す。

チャータード銀行 (Chartered Bank of India, Australia and China) 千千鎊 千千鎊 千千鎊 千千鎊  
有利銀行 (Mercantile Bank of India, Ltd.) 千千鎊 千千鎊 千千鎊 千千鎊

Chartered Bank Lane, Bangkok (Beacon)  
Rash Lane, Bangkok (Paradise)

前行と並び信用ある爲替銀行にて、一般銀行業務をも取扱ひ國內の事情に適應せる爲替業務の取扱等に甚だ便宜を有す。  
一般銀行業務及爲替業務を營み、南洋には各地支店又は代理店を有す。

印度支那銀行 (東方匯理銀行又は佛蘭西銀行) (Banque de l'Indochine) 千千法郎 千千法郎 千千法郎 千千法郎  
印度支那不動産銀行 (Credit Foncier de l'Indochine) 千千法郎 千千法郎 千千法郎 千千法郎

Oriental Ave, Bangkok  
Rangkok

爲替銀行にして西貢との連絡を有する爲米爲替操縦に多大の便宜を有す。印度支那及支那に數多の支店を有す。  
地産に對する長期貸付、各種の土地に關する業務を取扱ふ外、建築の設計、見積、管理等も行ふ。

本邦銀行——  
橫濱正金銀行 千千圓 千千圓 千千圓 千千圓

No. 208 Corner New Road and Suriyawongse Road (Shohin)

爲替貸付其の他一般銀行業務を營み主として華僑を顧客とする。一時閉鎖したるも一九三七年四月より又復開業の運びに至る。  
保險業をも兼營し、地方支那人の金融に關すると共に支那沿岸及香港爲替を取扱ふ。  
一般銀行業務及爲替業務を營み、南洋各地に支店又は代理店を有す。

支那系——  
廣東銀行 (Bank of Canton) 千千圓 千千圓 千千圓 千千圓  
四海通銀行 (Sze Hai Tong Bank) 千千圓 千千圓 千千圓 千千圓  
華僑銀行 (Oversea-Chinese Banking Corp., Ltd.) 千千圓 千千圓 千千圓 千千圓

174 Javard Rd, Bangkok (Kokkanton)  
2488-2484 Songvud Rd, Bangkok (Szechatong)  
184-190 Sam Yeak, Bangkok (Bankover)

對外爲替を主要業務とする香港銀行・チャータード銀行・印度支那銀行は、爲替相場上の變賣を防止する爲組合を組織し、爲替相場を協定し又は各行手形の交換を爲す。暹羅商業銀行も之に加入する。尙 American Presbyterian Mission (717 Sathorn Road, Bangkok) 5 American Express Co. の四連切手を發致す。  
再開後における資本金其他不明に付、參考の爲休業前のものを掲示す。

右の外に順福盛銀行(資本金百萬鎊)、振盛銀行、炳春銀行(資本金百七十萬鎊)、慶榮興銀行(資本金百萬鎊)、優利銀行(資本金百萬鎊)、泰山銀行(資本金六十萬鎊)等の華僑經營銀行があるが、其の信用状態は判明せぬ。何れ

も預金貸付及爲替業務を營んでゐるが、精米所等産業方面に對する貸付も行ひ現在、暹羅農民への借越高は一億五千萬鎊と推定されてゐる。

暹羅……金融

六三一

單位：鎊 出所：暹羅統計年報



Table with columns: 年度, 預金者數, 人口一萬, 當年預金高, 當年拂戻高, 預金超過, 年度末現在, 年度末現在, 預金者一人, 預金者所預り高. Rows show data for years 1911-1914.

特殊金融機關

政府の獎勵に係る農民信用組合(「農業の部」参照)の他に、主として華僑の經營する餉當・銀莊・信局等がある。

餉當(實屋)―盤谷市中一定の場所を限りて營業を特許され、専ら中流階級の金融機關をなしてゐる。

信局(送金事務)―一種の私設郵便局とも言はるべきもので、主として在暹華僑の送金依頼を引受け、信書の代筆を業とし極めて便利な機關として存在してゐる。

五 外國爲替

息の平準を保つてゐる。

概要 暹羅は古來農業國にて、商業は殆ど支那人・印度人・歐人等に委ねてゐる爲、自國金融機關の發達遅れ、國內に於ては資金移動に關する信用制度たる爲替業務は未だ發達を見ない。

爲替相場の建方

組合銀行の協定に依て建てられ、各地に對し百銖(倫敦のみは一銖)に付何程として受取勘定を採用し、大藏省公定倫敦賣買相場に依り、各地の倫敦賣買出來相場を標準として査定する。

爲替相場の開き

組合銀行の採用せる「L.I.」に對する諸爲替相場の開きは次の如くである。

1 gram = 15.432 grains
X = 0.06567 x 15.432 = 10.27261944 grains
2.1 = 123.275 grains

對外國爲替相場表 (D.D.)

Table with columns: 年度, 倫敦, 新嘉坡, 香港, 英領印度. Rows show highest, lowest, average values for each location.

出所 暹羅統計年報

等便利な送金法を取り、送金額一箇年一千萬銖以上上つてゐる。

四 金利

暹羅の金融繁開は専ら米輸出の能力及時期に依て左右される。米取引は例年十一月、十二月頃より開始されて翌年五月、六月頃に略終了し、二、三月が最も繁忙である。

- 歐洲銀行 預金 一% 貸越 五%
支那銀行 預金 二% 貸越 八乃至一〇%
信用貸 支那銀行 一〇%
抵當貸 支那銀行 一〇%

右當座預金利子は甚だ低率に見えるが、前述の如く同國金融の繁開は單に米輸出に支配され、爲替採算上不便なる爲、自然銀行に多額の遊資を生ずる時と反對に大逼迫に遭遇する時とを生ずるが故に、組合銀行は協定に依て利

上記二式より次の方程式が得られる。

f の品位 = 916.213 ( = 11/12 )
X = 123.275 x 11/12 = 113.0021 grains
f1 = 113.0021 grains
10.27261944 grains = Te. 1
X = Te. 11.0003

即ち英貨と暹貨との比價は一磅に對して一一・〇〇〇三銖に該當する。倫敦宛爲替相場は多くの場合上記法定平價を標準として上下する。

爲替相場の開き

組合銀行の採用せる「L.I.」に對する諸爲替相場の開きは次の如くである。

賣爲替は、倫敦宛 D.D. は 3/32 高にて 3 m/4 及 4 m/4 は D.D. より順次 2/32 高である。日本・印度・爪哇宛 D.D. は 1/8 高、香港・新嘉坡宛 D.D. は同一相場である。







暹羅……農業

パターニー  
ブーケット  
計

五七九二五  
一九七九  
一八三三二  
一八三三二

五七九二五  
一九七九  
一八三三二  
一八三三二

五七九二五  
一九七九  
一八三三二  
一八三三二

五七九二五  
一九七九  
一八三三二  
一八三三二

五七九二五  
一九七九  
一八三三二  
一八三三二

六三六

B 主要農産物別植付面積

米	一九〇三	一九一三	一九三三	一九三三
其他の主要農作物	一九〇三	一九一三	一九三三	一九三三
煙草	一九〇三	一九一三	一九三三	一九三三
玉蜀黍	一九〇三	一九一三	一九三三	一九三三
豆	一九〇三	一九一三	一九三三	一九三三
胡椒	一九〇三	一九一三	一九三三	一九三三
椰子	一九〇三	一九一三	一九三三	一九三三

右表は主要農産物のみの係数であるが、米は断然頭角を抜き、雜農産物總植付面積を概りに二百萬畝と見積るも尙米作面積の九分の一にしか當らぬ。而も米作面積は顯著なる増加を示せるに拘らず、雜農産物の植付面積は殆ど増加の傾向は認め難い有様である。

土墾 當國は平野に富み、是等平野は大抵沖積層より成る。就中中部平野は重粘なる大沖積土より成り、鋤耕は困難であるが、地味肥沃にして米作の中心をなす。然し地下水高き爲果樹・蔬菜等の栽培には不適である。尤も東部暹羅即ちコーラト平原は紅土と混交せる帶黄色ロームより純砂土に至る諸種の變化があるが、沖積層は殆ど之を見ず地氣候共に乾燥し農耕には不適なるものゝ如くである。北部暹羅も低地は砂質沖積土又は重粘なる農耕用土を成すが、大部分は排水良好なる粘土質又は砂質の紅土より成り、稻作の外に棉・煙草・甘蔗・茶・豆・胡椒・纖維植物等の農作が行はれてゐる。

2 土地の獲得及所有

前述の如く當國には農作に好適なる官有遊地が冗多に存するから、其の一地を選擧し、所轄郡長に出願して其の保留權を得、二箇年以内之を開墾して農作すれば足り、而も自己の所有となり、チーク伐採權以外の地上權をも併せ獲得し得る。唯出願に際して手数料として味當り五十六士丹(我五錢内外)を納入するに過ぎぬ。但し一人當り保留面積は五〇畝以内と規定されてゐるが、然し郡長の裁量により此の限定を超えて自由に増大し得ると云ふ。而も土地平坦開墾は容易であるが、既墾地を購入するも地價は甚だ低廉である。東南部及半島も平野は概して淺き砂質沖積層より成り、東南部には胡椒・甘蔗・甘藷・瓜類等を、半島にては椰子・米等を栽培してゐる。尙「ランシット」地方及其の近傍に於る土壤の分析表は本年鑑第二回版を参照せられたい。

可耕遊地 主要農産物植付面積は暹羅總面積の僅に六・四%に過ぎない。殘餘の大地積中比較的僅少な山岳、稀有の湖沼、小面積の河川等を除きたる農耕地に米作に適する地は林野又は草地として放置され、彼の農耕地の大部分を占めてゐる中部大平野を包有する畿内七州でさへ、僅にその約十分の一を耕作せるに過ぎぬ。今この可耕遊地を一般の見積りにより總面積の三八%とするも一二、三〇六萬畝(約二千萬町歩)となり、本邦内地總耕地面積の三・三倍に當る。而も人口の密度は本邦の六分の一に過ぎぬ。要するに右の如き廣大なる可耕遊地を有するは一人人口の稀薄なるに因るもので、之を悉く開拓するには尤に六十八萬人の農民を收容し得る。以て將來治水・交通・農法の發達及人口増加と相俟つて如何に農業の發展可能性の豊かなるか推知される。

る。今中部暹羅にて登記された抵當權設定米田の地價を見るに、一九三二一三三年度平均味當り二二・八一銖、最低最高夫々一六・七六銖(バーチンブリ州)及二八・三五銖(ブーケット州)にて、之より推定すれば、該地方米田の地價は普通田にて一五―三〇銖、極上田にて三〇―四〇銖に過ぎぬ。邦人の土地を獲得するには以前は、一八五五年の英暹條約に均霑するに止まり諸種の制限を加へられてゐたが、西曆一九二四年(大正十三年)三月調印の日暹條約により右の如き制限は撤廢され、邦人も亦暹民同様に自由に土地を獲得し得るに至つた。

然し暹羅政府は一般方針として、(一)北緯一三度(ベチャブリー)以北には一切外國資本を新たに入れず、將來暹羅人自ら開發し得るに至る迄總ての資源を保存する、(二)林業、鑛業及廣大なる土地を必要とする事業は一切政府の認可を必要とし、外人企業の場合には特に認可を嚴重とする、(三)外國資本との合辦事業は外國側に全株式数の四九%以上所有せしめず、暹羅側に過半数を保有する等の方針を堅持すと傳へられて居り、而も暹羅最大の財源であるところの錫及チーク事業が既に外人の勢力下にあり、米に於ても精米事業は殆ど華僑の獨占事業となつて居る現狀である爲、暹羅人唯一の仕事として殘されて居る農業に對する外人の進出殊に中部暹羅に於ける農業企業は相當困難な事情が伴ふものと考へられる。

3 農業助長手段

當國は農業立國を國是としてゐるから、農業殊に當國の生命たる米作の科學的改良は當國物質的進歩の第一歩である。故に政府は其の助長手段には常に注意を怠らない。

(一) 灌溉設備 沿革―當國は米作國たる關係上從來可なり大なる運河の開鑿を見たが、之は唯増水期の自然氾濫に便するのみにて、給水調節設備を具し爲灌溉上の必要と相呼應する所は僅少であつた。一八八九年英國人 W. Müller 及當國皇族 Chao Sai 親王父子は特許を得て暹羅水道土地灌溉會社を創設し、首都の東北メナム・チャオ・ブライヤー及ナコーン・ナヨク兩河間並に後者の東方に亘る二百萬畝に灌溉工事の施設及土地處分の權利を得て、組

暹羅……農業

六三七

織的灌溉事業の嚆矢をなし、終に延長五百哩の灌溉工事を竣工したが、二十五箇年の特許期限満了と共に之を農務省に讓渡した。同社の成果に刺戟されて、政府は農務省内に灌溉局を設け、一九〇三年蘭人 V. d. Hage 氏以下數名を聘して灌溉計畫を樹てしめたが、其の餘りに理想的なる上高費を要するとなつて採用せず、更に一九一三年は印度治水局長 Sir T. Ward 以下十一人の技師を聘して調査せしめた結果、現今採用せるワード氏案を得るに至つた。依て一九一五年先づ其中のバーサク南運河より起工して既に竣工し、目下其の他の計畫を進工中である。ワード氏は後 Wilson 氏と交代し、現今氏以下多數の外人技師を使用しつゝある。

灌溉設備の必要―灌溉計畫の主眼たる中部大平野にては、從來降水及河水の氾濫により米作して來たが、同平野の年當り平均降水量は千乃至千五百耗にて、全然人工的灌溉により米作してゐる熱帶諸國の記録に徴すれば、良作を得るには一般に三百乃至八百耗の不足を生ず。之を氾濫期に於ける河水の溢水にて補足するのであるが、給水の理想的調節は甚だ困難にて、旱・水兩害を蒙ること尠くない。故に當國灌溉計畫の主眼は、適時適所に適量の給水又は排水をなし、以て長期に亘り生産を安定せんとするにあり、其の利益は唯に米作上に止らず、交通路並に家庭用水を提供する等幾多の附隨的利益をも伴ふ點も一顧すべきである。

バーサク南運河 (Pasek Klong Ratsadham)―一九一六年に起工し、總經費一五、七八〇、七六八銖を支出し、一九二二年に官設水道丈は完成し、一九二四年十一月開閉式をあげた。本運河はバーチー連絡驛の北方 Tanua 附近のバーサク河上に二六〇萬銖を要した大堰を設け、之より幅四〇米深さ三米の幹線を南方に掘鑿して引水し、ランシット地方に至つて數多の幹線支溝を掘鑿してダンヤブリー縣を完全に治水網下に被覆し、之により直接灌溉される面積は實に六十二萬五千畝に上る。尤も右は幹線の開鑿に過ぎず、同地方の米作者は更に自己の米田に配水支溝及給水貯藏用堤防等を設備する必要があるが、農民側に斯かる補足設備をなすもの少く、十分なる給水を見つゝ豫期の成績を収め得ないと云ふ。

チェンラタ及バーンヒヤ (Chiangkat & Bang Hin) 排水施設―本施設はバ



トサク南運河の補正計畫で、北はバーサク河、南は暹羅灣、東はバーン・パ...

其の餘力を以てライオンシットの南方二十三萬四千味の米田を灌漑し、バー...

スパン引水工事—本計畫はスパン河上流地方の灌漑を目的とするもので、...

北部諸灌漑計畫—工費二百萬鎊を計上せるチェンマイ及ラムパーン縣の灌...

唧筒灌漑—暹羅灌漑局は數多の機械唧筒を購入し、旱害の緩和に貢獻しつ...

して、從來準用した暹曆二四五年組合法改正法を廢止した。同年初には暹...

計 (四) 施肥實驗 沿革—農務省が施肥による米の増産に著眼し、之が實驗を...

(二) 標準種稈の選定 暹近外國市場に於ける暹羅米品質低下の不評は専ら...

農民信用組合

前世紀の中葉に於ける外國貿易の開發と共に餘剩米の輸出漸増し、爲に輸出米の大部分を供給する畿内七州の米作は商業的基礎の...

然し一般農民は施肥に冷淡なるものゝ如く、最近漸く之に著目し自發的實驗...

實驗成績—ライオンシット農事試驗場に於ける從來の實驗成績は次の如くで...



地方の如き酸性沼澤地には味當り三―五擔の石灰(當國にては石灰は供給豊富且つ安價である)を施與する時は甚だ増産(時には七五%)を示すが、無施肥にて過度に施する時は地力を急速に疲盡するが故に經濟的でない。然して性質の土壤は既に過多の水溶性養分を含有するが故に、普通の人造肥料の施與は良成績を示さない。從來劣質のグアノ及骨粉は成績良好であった。

因に農務省と協力して施肥實驗をなせる「Wilder & Co.」の「Thung Maha Mech」實驗園の成績に關しては本年第二回版暹羅編一〇一頁参照。

③ 害蟲其他の研究 後段「米」の「被害」の項に説述する如く、當國は幾多の天敵に因り、米作に於ける害蟲は他國の如く甚大でないが、降雨状態異常な年には各地に相當の被害を見ることがある。政府は爲に數年前より農藝科學課に昆蟲學部を特設し、主要農作物の害蟲・其の驅除豫防法及稻の病理等を研究すると共に、被害地には直接出張して其の驅除及蔓延防止を援助してゐる。該部は既に二冊の有用なる調査報告を刊行し、重要な害蟲の生活史を示す陳列箱を地方農務官に配布して閱覽せしめる等、農民に斯道の智識を普及してゐる。

④ 機械耕作の研究 現今尙當國農民が依然として父祖傳來の原始的農具を使用せるは、農機の高價・農民の保守的氣質及無資産等に因るもので、當國殊に中部平原は動力耕作に成功せる米國・メキシコ流域並に涓公デルタと擇ぶ所なく、殊に人口稀薄にて可耕遊地充多に存するから、將來は機械農作が漸次採用されることと信ぜられる。本問題に就ては農務局も近來實驗を進めつゝあり、同局は在來犁及舶來犁の缺點に鑑み、特殊の犁(Kraethr)を考案した。同犁は鋼鐵製にて在來の犁よりは重いが、使用簡易にて耐久力があり、牽引力も弱くて足り、在來犁にて一畝の鋤耕に四時間半を要する所を本犁にては二時間五分にて完耕し得る。又トラクターに關する鋤耕實驗成績を示せば次の如くである。(a) Ban Mae 地方の中庸の粘土地六〇畝を、原油トラクター及犁頭五附犁を以て、各別の日に二日間四時の深さに鋤耕したのに一六時間一〇分を要し、味當り鋤耕費は二七士丹であった。(b) 米田よりは輕鬆な粘土質の山地二五畝を、二四馬力トラクター(燃料―燈油)に最初

圓盤(一八吋)三附犁次いで犁頭三附犁を附して六―七時の深さに鋤耕し、續いて二四及一八吋圓盤を附して縱横に耙耕したのに、毎日十時間作業にて各別の日四日間を要し、燃料費は六五士丹となつた。(c) Bang Pa Ma の輕鬆なる淤泥多き粘土地五〇畝を、一〇―二〇馬力トラクターに圓盤一二附犁を牽かせて四・五時の深さに鋤耕したのに一〇時間を要し、味當り燃料費は二六士丹を計上した。一般栽培業者は唯三時の深さに鋤耕するのみにて下層は漸次固化した仕舞ふが、トラクターにては此の固層を掘起し得、増産を來す。撒播米作にては動力耕作よりも早期に米田の準備を了へ得、移植田にても區の廣さが操縱に便であれば初期には利用し得る。而も時間が甚だ經濟となり、ロブリー地方になした實驗にては五畝の耕耘に水牛一〇頭一人を以て六時間一八分を要するに對し原油トラクター一臺に付一人を以て二時間五分にて完耕し得た。最も安全なる見積りにては、百畝の田を耕耘するに水牛なら五頭、耕牛なら其の倍數を要す。

トラクター牽引收穫機の實驗は、米田の不平坦と、稻が成熟すれば穂を垂れたり又は倒れたりする傾向とに因り、鋤耕に於ける程良成績を示してゐない。農事試驗場其他大農園にては脱穀機を使用した方が、從來使用したものは穀粒を破碎する(普通三―六%)不利益があると云ふ。

(七) 土壤の調査 農藝科學課にては、土壤調査をも主要なる目的の一としてゐる。米作實驗田を豊産地と貧産地とに分ち、各實驗區よりの土壤見本を取寄せ完全なる化學的及物理的分析を行ひ、各區土質の變異・砂礫や煙草の如き特殊作物に對する適應性・貧産地土壤の改良等を調査研究する。尙内地官吏の提供する特殊土壤も分析して農業上の價値を研究する。

(八) 米の調査 本業は選種と密接なる關係を有するが、農藝科學課にては諸變種の粗及精米業者の提出する諸品質米の化學的及物理的試驗を行つてゐる。又實驗田に栽培した米は定期的に分ち、米の化學的成分と、施肥及品質問の關係等を研究してゐる。

(九) 果樹に關する調査 盤谷ノイ果樹試驗場にては一九二四年來國産果

樹のの選擇による改良 (a) 芽接及接木による改良 (b) 栽培法の比較 (c) 施肥試驗 (d) 病害の驅除豫防法等の實驗を行つてゐるが、經費の關係上研究不十分なるものゝ如く、何等成績報告を見てゐない。

4 農業教育

暹羅は農業を以て國民經濟の根幹としてゐるに拘らず農業教育機關の施設は從來非常に貧弱であつて、大學・専門學校程度のもが皆無であつたのは勿論、本邦の甲種及乙種の農學校、即ち農村中堅人物を養成すべき程度の學校をも缺いて居り、二十數年前の創設に係る農業教員養成所があるばかりであつたが、之は第二次普通教育六年を修業せる者(本邦の中學卒業程度)が入學し、修業二年にして、農業科教員(第二次普通教育)となるもので、全國に三箇所あつたが、學制改革に依て之も廢止さるゝこととなり、之に代つて實業專門教育としての高等農學校が出来、先づ全國に四校を作る計畫である。別に新學制に依て創設さるゝこととなつたのは第一次普通教育としての實業補習科に於ける農業教育程度は低いが、恰も本邦の農學校と同じ意味を有し、全國七〇の諸縣に各一校を開設せんとする計畫である。

農業補習學校―實業補習科(教育部の部参照)中の農業科として教育さるゝものにして、第一次普通教育四箇年修了者の中、第二次普通教育に進まぬ者を義務的に入學せしむるものであつて、一九三五年に開校された盤谷近郊ラインシット補習學校に就てその教育内容を見れば、教員三名、生徒六十四名、生徒は學校内の寄宿舎に收容、授業は農場實習一週十五時間、學課二十時間(ポークスカウト等の會合を加ふれば二十二時間)で、農に關する授業内容は、土壤・肥料・蔬菜・排水・農具・作付順序・氣象・水の管理等から成つてゐる。

高等農學校―實業專門學校(教育部の部参照)中農業教育を行ふものであつて、一九三五年現在に於てはチェンマイに一枝あるのみにして、同市郊外にある農事試驗場豫定地に設けられ、校長は同局長が兼ね、教員も同職員三名

が兼任し、外に十人の助手があるのみの状態であるが、授業課程は倫理・國語・數學・衛生・地理・國畫・英語・自然科學・農學で、農場實習と合すすれば、一週間に各學年五十五時間の授業を行ふものであつて、農學の課目中には土壤學・畜産學・果樹・作物・蔬菜・藥味香料・植物病理・品種改良・經營學等を含み、第四學年に至れば、作物科と畜産科とに分れることとなつてゐる。

5 農務行政

農務行政機關としては農務省がある。一八九二年從來の農務行政機關を改組して Krurang Kruekritkan (農商務省)を設け、土地に關する諸務及鐵山に關する事務を司つたが、運用上諸種の弊害を伴つた爲一時同省を廢し、一八九九年再び之を復活し、土地整理の事務のみを司掌せしめた。然し其の後顧問 W. A. Graham 等の畫策に依り、他省に委管せし事務を回收したが、革命後一時經濟省に包含され、其の後更に改正され、現今(一九三七年三月)は農務水産局、産業組合局、灌漑局、土地鐵務局、山林局を包括してゐる。

6 蠶絲業と邦人の技師の活躍

農務局は盤谷・コーラートの鐵道完成と共に政府は後者地方の蠶業を奨励せんとし、蠶業局創設(一九〇三年創設)の前年日本公使を通じて外山農學博士を招聘した。同博士は實地調査の後歸國して横田(全般の監督)三島(桑園擔任)高野(蠶蠶擔任)細谷(製絲擔任)の各技師と共に再渡し、盤谷郊外サバトムに蠶業局出張所を設けて約一年間蠶業を試驗した後、コーラートに出張所を設けて蠶蠶製絲の練習生を募集訓練したが、間もなくブリーラム其他敷所に之を擴張して蠶蠶製絲の外機械の知識をも教授した。斯くて蠶業がコーラートを中心として各地に擴張したが、一九〇五年には更に横濱生絲検査所の原田及高橋兩技師を招き前記サバトムに蠶絲學校を創設し、以て各地出張所の教師を養成した。斯くて邦人傭聘者數十餘名に達し、蠶業局は農務省内に重要な地位を占めたが、同局の事業は常に收支償はず國庫の補助を要する有様なるを蠶業が當國の民土に適應せぬとより、一九〇五年以後は



漸衰し、一九一二年農務大臣の更迭と共に行政整理の名目にて斯業の設備は全廢された。之より先外山博士は赴任後三箇年にて歸朝した爲邦人は中心人物を失ひ、爾後其の他の邦人も任期満了と共に辭職して横山技師一人を残すに至つたが、之等邦人は後任者の推薦に盡す事なく、加ふるに新大臣は英國大學の卒業にて、英人顧問等の治水局復活の主張を容れたる等、諸種の原因に因り、一九一三年以後は農務省内に邦人の影を絶つに至つた。

二米

暹羅原住民は新石器時代に於て既に米を食用し、當時の沼澤地に半野生の稻を栽培してゐた事實は、同時代の遺物(磨製石斧が豊富に發見せられる)により容易に斷定し得られると云ふ。故に當國の米作は五千年前より米作を行つてゐた支那又は印度より輸入したものでなく、之と相並んで發達したものと推斷される。暹羅人の祖先たるタイ族が北部暹羅に出現した頃には既に爾前幾世紀に亘つて米作が行はれて居り、先住者タムル族も比較的進歩した米作を行つたものと推定される遺跡が諸所にある。斯くて米作は當國唯一無二の産業となりつゝ、尙自給の域を出でなかつたが、前世紀の中葉に於て外國貿易が殷盛となるに及び初めて餘剩米を輸出するに至り、茲に當國主として水運の利便ある中部平原の産米狀況は一變して商業的基礎の下に置かれ、輸出来の漸増と相俟つて斯業は益々發達し、終に今日の殷盛を見るに至つた。

暹民は今日尙千古一日の如く原始的農具と粗笨極まる農法とを以て米作に従事してゐるにも拘らず、米作は當國産業の大宗にて、上下をあげて主食してゐるのみでなく、菓子・餅・專賣酒ラオロンの原料とし、家畜及魚類の飼料とする等、廣汎且つ豊富に消費しつゝ、尙餘剩米の輸出は總輸出額の七割を占め、國民の大多數は米作者であり、精米業は當國唯一の普及發達した工業であり、水陸交通機關の積荷は殆ど米であり、當國民の最も普通な投資方法は米田の購入貸與であり、政府歳入は殆ど直接間接に財源を仰いでゐる。従て米作の豊凶は、唯に直接農民の收入及輸出貿易に影響するに止らず、國民購買力の伸縮、延いては輸入貿易の榮衰に反映し、國家の財政を支配する外、

社會萬般に反響を齎すが故に、當國の經濟的生命は一に懸つて米作の如何にあるものと云ひ得る。故に外人は暹羅を「米の國」と呼ぶ。

米は斯くの如き重要性を有するから、重要な年中行事として歲々五月初旬盤谷郊外バヤータイに於て皇族又は農務大臣司祭の下に初耕祭(Ploughing Ceremony)を催し(農民は之をシグナルとして米作に着手する)、暹羅民曆第二月滿つる月の初旬には收穫を天に奉告する穀種祭(Loh Ching Cha)を催す。

前上述の如く暹羅は「平野の國」にて、コーラート高原を別とすれば凡て肥沃なる沖積層をなし、米作に好適なる爲め何れの州にも廣く米作が行はれてゐる。然し北部及東部は交通不便なる上、前者は人口稠密なる割に平地少く、後者は乾燥地をなし、灌溉は殆ど不可能にて農作は主として降水によるが、而も雨量は全國にて最も少量である。更に半島は開墾地も多く、土質好適にて降水年平均し、降水量も多く且つ灌溉も利便であるが、土地比較的狹隘である。故に是等諸地は、近時鐵道及道路の開發により、漸次餘剩米の産出を促進されつゝあるとは云へ尙自給の域にあり、中には平地より米を移入して需要を補足する地方さへある。故に當國を「米の國」とらしめる絶好條件を具有するは實に垣々千里の中部大平原である。該平原は所謂「畿内七州」又は「米の主要輸出州」と呼ばれるクルンテープ、アナチャー、ナコン・チャイシー、ラーチブリー、ナコン・サワン、ビスヌローク、バーチンテープの諸州を包有し、「暹羅の穀倉」と呼ばれ、輸出来の殆ど全部を供給し、當國生産力の中樞をなす。就中、アナチャー州は全國最大の産米州で、其の收穫狀態は米貿易見越の指數とされてゐる位である。

米作面積 一九三四年三月末に至る五箇年平均の全國米作面積は一九、七〇七、二九六ヘクタールにて、其の約五九%は畿内七州に、後者の約三〇%はアナチャー州にある。方針當りの面積、即ち米田の密度も畿内七州は平均約六一ヘクタールにて、畿外七州の約三倍に當つてゐる。遡つて一九〇五、一九〇六、一九〇九、一九一〇年に至る五箇年平均全國植付面積は八、八二六、一一二ヘクタール、一九一五、一九一六、一九一九、一九二〇年平均は一三、八七六、九三六ヘクタール、一九二〇、一九二一、一九二二年平均は一五、七七八ヘクタールを示して居る。

州別米作面積表

州別	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	五箇年平均	一九三四—三五
クルンテープ	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
アナチャー	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
バーチンブリー	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
ナコン・チャイシー	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
ラーチブリー	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
ナコン・サワン	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
ビスヌローク	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
畿内七州計	11,111,110	11,111,110	11,111,110	11,111,110	11,111,110	11,111,110	11,111,110	11,111,110
バーチンブリー	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
ウドーン	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
ナコン・ラーチシマー	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
チャンタブリー	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
ナコン・シータムマラート	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
ラーチブリー	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
バーチンブリー	1,047,410	1,070,440	1,070,440	1,112,110	1,084,440	1,184,440	1,070,440	1,070,440
畿外七州計	11,111,110	11,111,110	11,111,110	11,111,110	11,111,110	11,111,110	11,111,110	11,111,110
全國總計	22,222,220	22,222,220	22,222,220	22,222,220	22,222,220	22,222,220	22,222,220	22,222,220
(註) 三箇年平均								

稻の種類 暹羅にて今日迄に分明せる稻の種類は七百乃至八百に上ると云はれてゐるが、之を大別すれば糯米(Khao Nio)と粳米(Khao Chao)との二種となる。前者は主として北部及東部に栽植され、同地方民の主食物であるが、後者は主に低地に栽植され、其他の地方民の主食物であると共に輸出米の大部分を占めてゐる。併し最近は右山地民も漸次粳米を主食する傾向を生じた。右多數の變種は大部分水田に栽培されるが、高地にては畑地に栽植

してゐる地方もある。又栽培上成熟期間の長短に依て農民は次の五種に分つてゐる。

(1) 早熟種 (Kaiao Bao) 七〇日にて成熟するもの(収量少きを爲殆ど栽培されぬ)

(b) 九〇日 同

(c) 一一〇日 同



- (2) 半早熟種 (Klao Rong Bao) 一三五—一四五日にて成熟するもの
- (3) 中熟種 (Klao Klang) 一五五—一六五日にて成熟するもの
- (4) 晩熟種 (Klao Nak) 一七五—一八五日にて成熟するもの
- (5) 晩々熟種 (Klao La) 一九五—二〇五日にて成熟するもの (灌漑水の關係上餘り栽培されぬ)

尙右諸變種の中には環境に應じ特殊の性向を示すものがある。或る變種は、苗代に於て或る一定の大きさに成長する時は全然健康體の儘でびつたり生長を止め、自ら成長過度による窒死を防ぎ、豪雨が本田に移植し得るに至れば再び平然成長を始める。又或る變種は最初普通と異ならないが、一旦洪水に見舞はれると、増水に連れて成長速度を増し、莖は極大にて浮子となりて絶えず頭部を水面に保ち、自ら腐死を免れる。減水に連れて水面に横はり、多くの側枝と小根維根とを出し、前者には穂を結び、後者は成長過多の爲め地根の供給にて不足なる養分を吸収する。然し是等の産米は成長過多の爲め劣質を免れない。

**栽培法** 撒播法・移植法・ナーバーの三種がある。

**撒播法 (Na Wan or Na Muang)** 給水不規則時に洪水が襲來する沿河地方に採用される粗笨なる栽培法で、米作總面積の約三〇%は本法によつて栽培されると云ふ。通常雨期の初(五月)、來雨の爲土地が濕潤軟化すれば犁を入れ、先づ縦に、次いで横に鋤き返す。其の後牛糞を以て耕破平均し、其の上に豫め水漬したる種粒を畝當り約一斗の割合にて播布し、今一度鋤耕して種粒を被覆する。發芽期の排水に備へる爲爾後更に一間毎に溝を作る。種粒は撒播後直に發芽し、爾後は何等手入れをなさず放置して成長せしめる。該法は五—八月の降雨により播種伸長せしめ、要水期に氾濫を利用する方法であるが、氾濫の時期及水深は連年一定してゐるから「被害の項」參照し、其の豐凶は一に其の地方の降水如何に左右される。即ち降水日數過多なれば土地の風化及雜草の枯死を妨げ、過少なれば鋤耕困難にて發芽伸長を妨げ、成長不十分なる儘氾濫期に入る爲水中に没して腐死する。又播種後豪雨又は旱魃を

見れば種粒又は幼稻は枯死する。故に晴雨半々にて尺餘に伸長せて、氾濫を見れば理想的であると云ふ。該法は植付は簡易であるが、收穫は少量にて産米は劣質を免れぬ。

**移植法 (Na Dam or Na Suan)** 降雨又は灌溉により、栽培期間中適量且一樣なる給水が維持される地方に行はれる方法で、植付面積の大半は斯法に依つてゐる。六月に入りて苗代を仕立て一通常施肥する。七月—八月の豪雨を待つて移植に着手し、遅きは十月末乃至十一月に及ぶと云ふ。灌溉の便がないか又は雨量が少い時は撒播法を採用する。該方法は日本又は臺灣のそれと大同小異であるが、種粒は水漬することなく、苗が三、四寸に延びれば苗代に水を當てないで根の強健を圖り、五、六寸乃至一尺にて移植する。又苗取りは頗る亂暴にて根を著しく損傷する上、挿秧も日本の如く整然と行はぬ爲め、移植後の除草手入れは不可能である。

**ナーバー法 (Na Pa)** ジャングル清掃地にて山地農民の採用せる千古傳來の最も原始的な米作法である。該法は雨期前にジャングルを伐倒し、之を乾燥して焼却する。之を鋤にて掘起して除草を行ひ、其の上に種粒を撒播するか、又は棒にて穴を開け五、六粒づゝ蒔く。本方法は、植付後も數度の除草を要する許りでなく、地力は直に疲弊し、二回以上の連作は通常不可能である。

**播種期間及播種に理想的なる降雨**

稻の成熟期間に長短ある爲、自然植付期間は甚だ長期に亘るを常とし、且つ氣温及降水量等の關係もあり地方に依つて様でない。中部平原にては五月に開始して十月に及び、北部及東部暹羅にては六—十月の間に亘るが、南部暹羅にては七—十二月の間に亘る。從て收穫期も之に應じて地方により相違があるは勿論にて、夫々順次約二箇月宛遅れて行はれる。農民は一般に出來る丈迅速に早熟の稻を植付ける後殘餘の米田に植付準備をなし、之に天候順調なれば最初に主作を次に最も早熟なる稻を漸次に植付けて行くを普通とすると云ふ。

月には豪雨が十月には最も猛烈となり、爾後無雨を理想とする。北部及東部も略之と同様であるが、十月に輕き夕立があり、十一月—一月に豪雨を見、二月には輕雨となるを理想とする。

**刈入・打穀・籾別**

稻の成熟期間は、除草其の他本邦農民のなすが如き手入は全然之を行はぬ。收穫期間は前記の如く地方及稻種によつて異なるが、大體中部にては九—一月に及び、北部及東部にては十一月に初めて二月に終り、南部にては一月より五月に亘る。稻は高き切株を獲して小形の鎌にて刈取り、切株の上に横へて穂を乾燥させ、此の際撒播法に依る米田は、成熟前豫め長き竿にて稻を同一方に伏せ置き、上半を刈取る。乾燥を終れば小束となし、之を荷車又は竹籠に積載し、牛に牽引させて打穀庭(臺灣の「稻埕」)に運搬する。稻束は打穀庭に撒布し、二—四頭の水牛を一つの輻にかけ、中央の杭に繋いで其の周圍を迴らし、穂を踏みこなす。穀粒が全部蓋より離脱すれば籾別を行ふ。籾別は簡單なる風選により、打穀した籾を淺廣き籠に入れ、小高い踏臺より漉下して他の籠に移して行ふ。氾濫中に成熟する時は細長きカヌーを使用して穂首を刈取り、之を小束として高架に懸けて乾燥する。刈取用具も地方により小異があり、北部東部及中部にては稻の下部を鎌を用ゐて刈取るが、南部にては馬來で使用するものと同様なナイフを握つて一つ一つ穂を摘取し、之を束ねて運搬する。又打穀も支那式の播種に叩付けてなすこともあり、ラオ人の如きは圓錐形の大竹籠の縁に稻束を横へ、左手に之を支へつゝ右手の棒切りにて穂を叩落す。

農民は一般に貧困なる爲籾別した籾は打穀庭に堆積し、次期收穫迄の飯米及次期作の種粒を控置し、殘餘は多く其の場で支那人仲買人に賣るが、貯蓄に際しては籾の儘穀倉に貯蔵し、金錢の必要及市價の騰貴を待つて賣却する。然し飯米及種粒も高價に誘惑される時に屢々之を賣拂ふものさへあると云ふ。

**刈取後の切株及藁蘆は乾燥を待つて焼却する。**

藁蘆 一、水苔—富國の大部分は七、八、九月に豪雨が降り、雨水及河水は米田に氾濫する。然し幸にして富國にては、近隣諸邦又は我國の如く法外

な豪雨を見ることは稀有で、之を整谷に就て見るに、一九〇八年以降に日當り一六耗以上の降水量を示したのは僅に三日で、其の中一七五三耗を以て最高とする。而も富國殊に中部の洪水は寧ろ氾濫にて、其の時期及水深も略一定し、十日以上の早遅及一尺五寸以上の深淺を見ない。即ちメナム・チャオ・グラーヤの上流地方では九月下旬より十月末に及ぶ四〇日間、下流地方にては九月中旬より十一月中旬に亘る六〇日間に來襲し、河身の水深には差違を見るが、之が開闢なる平原に氾濫する時は一律に三呎以下の水深となる。加ふるに水勢緩慢にて破壊力なく、容易に流出せぬ爲水温も高いから、米作に與へる被害は比較的微少であるのみならず、要水期に十分な給水をなし、高地より多量の養分を洗出して米田に沈積する大恩恵があり、増水深きは却て農民に喜ばれるとさへ云ふ。因に九十三箇年に亘る記録によれば、九箇年は比較的輕度の、五箇年は激度の水害を見たに止まると云ふ。

二、旱害—曠て降水不足の場合、初期に於ては鋤耕植付を不可能にし幼稻種子に大害を與へ、後期に於ては孕穗期に給水不足となる等、諸種の被害を生ず。然るに東南部及半島(一、九五〇—二、八〇〇耗)を除き國の大部分の降水量は一、〇〇〇—一、四〇〇耗であるが、熱帯諸國の記録に徴すると、一〇〇%の作物をあげるに全米作期を通じて要する水量は、吸收蒸散を考慮して、一、八〇〇耗であるから、給水は不足である。過去の重大なる凶作は殆ど旱害に起因し、前記九十三箇年の記録中實に四十九箇年(五二・七%)は給水不足に陥み、其の中二十二箇年(二二・七%)は猛烈な旱害を見てゐる。故に富國米作の大敵は水害でなく寧ろ旱害で、政府が水利工事に鋭意努力を惜しまぬも誠に當然である。然し富國の米田は地形土質の關係上簡易な設備を施せば容易に給水を調節し得る場合多く、旱害は人工的に大いに緩和し得べき性質のものである。然るに富國農民は一般に人工的灌溉に留意するもの少く、拱手して自然の灌溉を待つに止まるから、被害率が倍加されるものと思はれる。

三、氣温上の被害—年平均氣温は北部にて二五・五度、中、南部はもつと高い。稻は熱帯の原産で氣温が高い程成長迅速であるから、氣温は米作に適台せるは勿論、最涼季の朝夕すら臺北地方にて第一期米の植付を略終了する四



運 送……農業

月初旬の平均気温に等しく、年中米作に好適であるから、気温上の被害は絶無である。

四、風害—此の地方には元來暴風雨なく、年中で最も風の強いのは季節風の北東より南西に交代する通常三—五月の頃である。然るに米作は五、六月より開始するから米作とは全然關係がなく、而も平均風速三米を超える月を見ない。故に本邦の二百十日に類する損害を見ることは皆無である。

五、蟲害—富國米田に普通なる害蟲は *Protonotaria litura*, *Spodoptera mauritia*, *S. perennis* 等諸種に屬する蛾の幼蟲である。本蛾は繁殖急速にて、自然的障害なき時は富國米作の約五〇%の大被害を見ることが見られるが、茲に如何にも奇異とするは、熱帯に屬しつゝ蟲害甚だ稀少なる點で、一九二九年九月—十月の如きは寧ろ論外に屬す。其の原因に就ては種々論ぜられるが、蓋し、①卵の敵蟲たる *Chalcid Parasites*、幼蟲の害敵たる *G. Johnsoni* (ヒメ蜂) 及 *Tachid Parasites* 等數多の寄生蜂並に鳥類等の天敵により其の荒涼活躍を抑制され、②收穫後残株は乾燥を待つて焼却する爲冬眠中の昆蟲は焼殺され、③乾期中烈日燦くが如く、爲に幼蟲又は卵は斃死し、④氾濫時には無數の河魚が米田に繁殖して幼蟲及卵を捕食する等の諸條件が相關的にこの天恵を垂れつゝあるものと見られてゐる。

六、鳥・蟹害—邊陲地の密林に接する米田にてはグリーン・バロツトの大群が屢飛來して穂を啄み、低地にては多少の蟹害を見るが、一般に重要な被害とは認められぬ。殊に後者は發育不良なる稻のみを害するものと如くである。

六四六

被害面積及收穫面積 近年に於ける米作被害及收穫面積を擧げると次の如くである。

米作被害面積・收穫面積比率表

年 度	被害面積		收穫面積	
	畝	%	畝	%
一九一一年(平均)	五七〇,四七九	三〇・六	一,一七九,四〇一	九・七
一九一五年(平均)	三二〇,四二六	一六・七	一,一七九,四〇一	九・七
一九二〇年(平均)	一,五九一,一六一	八〇・五	一,一七九,四〇一	九・七
一九二五年(平均)	二,五〇七,七三三	一三〇・二	一,一七九,四〇一	九・七
一九三〇年(平均)	一,五九一,一六一	八〇・五	一,一七九,四〇一	九・七
一九三一年	一,五九一,一六一	八〇・五	一,一七九,四〇一	九・七
一九三二年	一,五九一,一六一	八〇・五	一,一七九,四〇一	九・七
一九三三年	一,五九一,一六一	八〇・五	一,一七九,四〇一	九・七
一九三四年	一,五九一,一六一	八〇・五	一,一七九,四〇一	九・七

(備考) 比率(%)は植付面積に對するもの。

單位：畝 出所：運送統計年報

州 別 米 收 穫 面 積 表

州 名	一九二九—三〇	一九三〇—三二	一九三二—三三	一九三三—三四	五箇年平均	一九三四—三五
クルンテープ	九,三三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
アユタヤ	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
パーチンブリー	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ナコーン・チャイシー	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ラーチンブリー	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ナコーン・サワン	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

ビサヌローク 農内七州 計

州 名	一九二九—三〇	一九三〇—三二	一九三二—三三	一九三三—三四	五箇年平均	一九三四—三五
クルンテープ	九,三三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
アユタヤ	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
パーチンブリー	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ナコーン・チャイシー	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ラーチンブリー	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ナコーン・サワン	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ビサヌローク	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
農内七州 計	一三,三三〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇
全國總計	一三,三三〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇
植付總面積に對する%	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇

(註) 三箇年平均

州 別 米 作 被 害 面 積 表

州 名	一九二九—三〇	一九三〇—三二	一九三二—三三	一九三三—三四	五箇年平均	一九三四—三五
クルンテープ	九,三三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
アユタヤ	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
パーチンブリー	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ナコーン・チャイシー	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ラーチンブリー	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ナコーン・サワン	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ビサヌローク	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
農内七州 計	一三,三三〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	一三,〇〇〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇
パーヤップ	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ウドーン	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
チャンダブリー	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ナコーン・シーマタムマラート	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
バターニー	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
ブーケット	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

運 送……農業

六四七



海外七州計  
全 國 總 計  
植付總面積に對する%

Table with 2 columns: Year (1929-1937) and Percentage (e.g., 17.7%, 16.2%, 16.1%).

產量及收穫率 產糧量も植付面積の漸増に伴ひ逐年著増を示しつゝある之を數示すれば、一九〇六—一九四九年四箇年平均產糧量は四四、一七四、四七五擔、一九一五—一九年五箇年平均は五一、五〇七、四二〇擔、一九二〇—二四年平均は七三、九六九、七四八擔にて、下表最近五箇年平均は約二〇年前の平均に比し二、八三〇萬擔(約六四%)を増大してゐる。右増加が其の多くを畿内七州に負ふことは勿論である。

一九二九—三〇年迄の五箇年平均の收穫面積噸當り產糧量は四・五九擔(我

が一段當り一・七七石)最高五擔(同一・九三石)で、本邦の成績に比し遂に低率であるが、是は全國の總平均であり、且つ粗笨極まる無施肥米作の成績である。然し州に依ては平均八擔(約五石、一九二四年度)近き收量をあげて居り、首都附近にては無施肥にて尤に噸當り一〇・六八六擔を産出した記録がある。且つ米作上幾多の好條件に恵まれてゐるから、科學的に米作を改良すれば噸當り十四、五擔(約九石)程の收量を得るは左程難事でないと思はれる。

州 別 產 額 高 表

Table with 4 columns: Year (1929-1935), State Name (e.g., 州名, ナルンテープ, アユタヤ), and Production Amount (e.g., 1,110,000, 1,800,000).

州 別 收 穫 率 表

Table with 4 columns: Year (1929-1935), State Name (e.g., 州名, ナルンテープ), and Harvest Rate (e.g., 10.1%, 11.8%).

月 別 ・ 品 別 盤 谷 相 場 表 (一九三五・三六・三七年)

Table with 12 columns: Year (1935-1937), Month (e.g., 一月, 二月), and Price Range (e.g., 最高, 最低, 最高, 最低).

釋 價 盤谷に於ける相相場は、當日の供給狀況及其の品質、海外需要地(主として香港及新嘉坡)の市況、當國及海外米産國の作柄等諸種の影響に因つて高低する。地方相相場は大體首都を離隔するに連れて低落し、畿内七州の平均相相場は盤谷の相相場の約一〇—一五・六%(仲買人の手数料及搬出諸掛として)方安價である。







Table showing monthly export statistics for rice from 1937 to 1941. Columns include month (七, 八, 九, 十, 十一月, 十二月) and various export values in different units.

輸出状況 概況 米は當國總輸出額の約六〇%を占め、輸出貿易の死活を制すると共に輸入貿易其の他諸般に甚大なる影響を波及せしめることは前述の如くである。輸出高は米作の豊凶・市況等の影響により變動を免れぬが、大體に於て米田面積の不斷の増加に伴ひ輸出高も顯著なる増加をなしてゐる。之を例へば、今より約二〇年前の一九一四―一五年の輸出高は千八百三十九萬擔であつたが、最近即ち一九三〇―三三―三四―三五年度五箇年平均量額は夫々一・四倍になつてゐる。

内國消費狀況 總産量の約五分の三は國內にて消費される。品質は主として、梗米の普通一等产品及普通二等产品にて、北部邊民は多く糯米を消費する。米の調理法は本邦と大同小異であるが、沸騰すれば攪拌して更に數分同煮沸し、米粒膨脹破裂するに至れば水を凡て掬除して炭火にて蒸す等は可なり珍らしき相違である。

内國消費高表

Table showing domestic consumption of rice from 1931 to 1936. Columns include year (年), production (産出量), and consumption (消費量) in different units.

輸出米の主要品質は白米(上記五品位殊に普通一等产品)にて、總米輸出額の約六〇%に達し、白碎米は之に強いで約三三%を占めてゐる。殘餘の七%は白粉米・玄米・玄碎米・玄粉米・半煮米・煮米及糯米にて、概も少量の輸出を見る。以前は多く玄米の儘歐洲(主として獨逸)及支那に輸出されたが、近年は運賃の騰貴及精米機械の完備に連れて漸次其の量を減じ、却つて白米が多量を占むるに至つた。

品別米輸出高表

Table showing rice export statistics by variety from 1931 to 1936. Columns include variety (品別), year (年), and export value (輸出高) in different units.

Table showing rice export statistics by destination from 1931 to 1941. Columns include destination (仕向地別), unit (單位), and export value (輸出高) in different units.

仕向地別米輸出高表



仕向地別	單位	米輸出			碎米		
		總高	最上等米及普通米	普通米	碎米	碎米	碎米
支那	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
丁加奴	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
暹羅	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
香港	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
印度	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
蘭領	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
日本	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
和蘭	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
波多	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
新嘉坡	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
南阿	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
英屬	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
西印	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
其他	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
計	担	11,181,114	11,181,114	11,181,114	11,181,114	11,181,114	11,181,114

品別仕向地別米輸出高表 (一九三三至三六年)

出所 暹羅 實得年報

仕向地別	單位	米輸出			碎米		
		總高	最上等米及普通米	普通米	碎米	碎米	碎米
新嘉坡	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
香港	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
日印	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
西印	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
支那	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
蘭領	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
獨逸	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
英領馬來諸州	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
和蘭	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
伊太	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
南阿	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
白耳	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
丁加奴	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
英屬	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
印度	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
其	担	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114	1,181,114
總計	担	11,181,114	11,181,114	11,181,114	11,181,114	11,181,114	11,181,114



品別・仕向地別米輸出高表

仕向地別	單位	白粉米	玄米	玄碎米	玄粉米	出所
新嘉坡	銖擔	1,739,803	3,334,808	4,699,996	1,739,803	八二八,六六六
香港	銖擔	1,018,677	1,875,977	9,753,374	1,018,677	一七九,四一四
日本	銖擔	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	一〇九,八七五
西印度	銖擔	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	一〇九,八七五
支那	銖擔	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	一〇九,八七五
蘭領印度	銖擔	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	一〇九,八七五
獨逸	銖擔	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	一〇九,八七五
英領馬來諸州	銖擔	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	一〇九,八七五
和蘭	銖擔	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	一〇九,八七五
伊太利	銖擔	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	一〇九,八七五
南阿聯邦	銖擔	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	一〇九,八七五

出所同前表

月別・品別穀谷米輸出高表

月	白米	白碎米	白粉米	玄米	玄碎米	玄粉米	粳	其他	計
七月	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	11,000,000
八月	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	11,000,000
九月	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	11,000,000
十月	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	11,000,000
十一月	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	11,000,000
十二月	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	11,000,000
計	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	11,000,000

輸出出廻期一輸出米の大部分を産出する中部にては九月一月に收穫され、十一月及十二月が最盛である。従て輸出期は新米の市場に出廻る十二月に始まり、爾後四箇月は新米、残餘八箇月は古米の出廻期をなす。故に最も輸出量多きは一月一四月の間で、以前は右期間に年輸出高の半を輸出したが、一九二七年頃より右期間の輸出量は著減し、一年を通じて不規則なる變動を見るに至つた。其の原因は恐らく近來地方精米業の發達に伴ふ一現象にて、栽培業者は、是等地方精米所の利用により、從來の如く市況如何に無關心に收穫と同時に粳を賣拂ふことなく、市價好況を望みて粳供給を手控へする爲であらう。

計	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
計	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996
白米	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996
白碎米	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899
白粉米	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808
玄米	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996
玄碎米	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899
玄粉米	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808
粳	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996
其他	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899
計	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996	1,158,899	3,334,808	4,699,996

米價一米價は大なる需給の影響を受けぬ限り、通常出廻り米の品質に順應して高低を生ずる。即ち最初二箇月の新米は乾燥十分に届かず、價格も從て

低落するが、爾後漸騰し、端境期に近づくに連れて再び下降するを常とする。

暹羅...農業



盤谷精米所棧橋渡品別精米卸價格並指數表

Table showing monthly price and index data for various rice grades (一等白米, 碎米, 粉米) from 1931 to 1933. Includes columns for year, unit, quality, and price/index.

月別・品別盤谷米相場表

單位：擔當錄 出所：盤谷商況月報

米輸出商社—精米所の精米を輸出する者に二者がある。一は精米所が輸出をも兼營し、香港及新嘉坡の代理商に自己の持船にて自ら積出し、同地より更に成行相場にて日本・支那・米國・南洋諸國に再輸出するもので、輸出米の大部分を取扱ふ。他は在盤外人米商にて、支那人買辦を使用して精米所より精米を買出し、其の棧橋より直に日本・歐米・埃及・南阿・爪哇等に直輸出する。是等精米所及商社の名は工業(精米所名)・商業(在留邦商名)の章下に表示するが、右外商の中最も著名なものは Anglo-Siam Corpn., Borneo Co., Ellermann's Armean Rice & Trading Co., Steel Bros. & Co. 及本邦の三井物産株式會社 盤谷支店にて、五大米輸出商と稱せられる。

外國市場に於ける暹羅米の不評と對策—歐洲及中米向暹羅米輸出高は、大戰前は總輸出高の二五%に達することもあつたが、戦後は減落して遂に其の半にも達せざるに至つた。右減落の原因は、一方近隣米産國並に地中海及墨西哥沿岸に輸出餘力米を増産した事及價格の問題もあるが、重要且つ根本的原因は外國市場に於ける暹羅米品質低下の不評である。

然し事實に於て産米は以前に比して決して品質に低落を認められず、却つて多くの地方に於て改良を示してゐるから、右不評は産米の品質下落に非ず七て今日所謂暹羅米には早熟劣質の米粒を混有せるに歸因するものと斷定され、其の主なる混米機會として農務大臣は次の諸項を指摘した。(一)從來米作者が種籾の選擇に留意せず、(二)支那人仲買人は相異なる産地及米作者より買付たる異品種の籾を無差別に混合搬出して精米所に賣渡し、(三)近時地方精米所の發達に伴ひ原料籾の買付困難となりたる爲か、精米所も亦産地等には無關心に手當り次第籾を購入するから、其の倉庫にて更に諸品種米が混合されるのみならず、(四)白米は主として新嘉坡及香港にて仲次されるから、同地に於て再び比較的劣質の籾向米及佛領印度支那米と混合されること、戦前には園地米及野地米は倫敦市場にて各別に相場を立てられ、Siam Garden No. 1 は園地米の代表品位であつた。然るに現今は右(二)(三)の原因に因り、兩品位の相場を各別に建て得ず、園地米と一様に取扱はれ、舊標準品位に代へて最上品及特等品なる銘柄を用ひ、時には "Extra Super" の如き品位

Table showing monthly price and index data for various rice grades (最上白米, 一等白米, 碎米, 粉米) from 1935 to 1936. Includes columns for year, month, and price/index.

(備考) 毎月米引相場

さへ見るに至り、一方今日所謂 "Garden No. 1" は二五—三〇%の碎米を含み、品質も著しく低下してゐる。

故に不評挽回策としては、是非共以上の劣質米混合の機會を排除し、昔日の如く園地米及野地米を劃然と區別する必要がある。尤も(四)に就ては、兩港は仲繼港に過ぎぬから直輸出に依て容易に排除し得べく、既にチャンダブリー殿下御外遊中(一九二四—二五年)此の點を辯明され、爾來政馬其の他に直輸出をなしつゝあるが、最も困難とするのは(二)(三)の機會である。然し此の點に一大光明を與へる好現象として、最近の地方精米所の集出と盤谷精米所の減少がある。若し、從來の如く籾の儘盤谷に搬出することなく、地方精米所に於て各自地方の産籾を精米し、之を盤谷に移出するに至れば、右の機會は茲に排除せられることとなる。然し、惜しむらくは今日地方精米所は大部分地方消費米の精米を目的とする小規模のもので、其の多くは金融の關係上直接輸出商との取引を許さぬ點であるが、之は時運に伴ひ排除し得る困難でもあり、幸ひ當國官廳も是等に將來物質的援助の必要なるを認めて居る模様である。(一)も混米を助成するものであるが、上記「農業助長手段」に既述の如く、政府は選種に努力しつゝあり、既に漸次成果を收めつゝある。故に海外市場の不評も今後漸次に緩和されることと期待される。

米作費 土地の獲得及地價—既述の「土地の獲得及所有の項」参照。

土地改良費—當國降雨狀態の特長より、安定した良作を得るには灌溉・排水・防水・保水の設備を完備する必要がある。政府の治水工事も其の地方一般の設備にて其の治水範圍内の米田も自田自身の同様の設備を要す。然るに當國は土地平坦であり、米田の多くは粘土質にて凝結力が強いから、容易に堅固にて半永久的な堤防・治水溝等を築造し得る。其の費用は土地の大小計畫の簡便及地方によるが、水利ある地方にて防保水堤防・灌溉排水溝及給水調節用水閘を設備するものとすれば、味當り四六銖を要すと云ふ。

米作に關する税金—唯米田税及人頭税を負担するのみで、税率も至極く低廉である(「財政の部」参照)。



無貯蓄なる農民は米作の不安に備へて漸次小作農に代る傾向があると云ふ。從來地主は、小作人に農具及食料を給與し其の收穫高を等分したが、此の風習は現今邊陲の小部分に残存するのみにて、他は小作料を徴収する。其の額は土地及地方により相異を免れぬが、普通米田地主持にて移植上田又は徴租等級に據る一等地は四―五銖、同上二等地は三―四銖、同上三等地にて二―三銖である。

勞力及勞銀―勞働の部参照。

家畜―當國は農耕用家畜の供給豊富にて、農民は鋤耕、打穀、稻及稈の運搬等に水牛又は稀に黄牛を使用するが故に、各農家は二、三頭乃至一〇頭の水牛を飼養する。牛の飼育は凡て自然放牧によるから、別に飼養費の計上を要せず、而も舊式農法にて移植田なれば二〇噸、撒播田なれば三〇噸の米作には水牛一頭にて足ると云ふ。最近の輸出價格より推定するに、水牛の成畜は首都附近にては六〇―一〇〇銖、普通八〇銖、邊陲にては之より遙に安價なるべく、又黄牛成畜は首都附近にて平均六〇銖と見られる。

米作經營收支見積―計畫の簡級により著しき相異は免れぬが、當國にて米田一千噸を購入して米作を經營するものとし、其の收支計算を大略見積れば次の如くである。

一、支出		
資本的	イ、土地費(噸當り他價的三五銖、改良費約五銖、買收附隨費計一五〇銖と見て)	
	ロ、建物費(宿舍苦力小屋補助、枳及機具倉庫等)	
	ハ、備品(トラクター一臺其他の農機具唧筒、運搬具、水牛等)	
小計	11,000	
イ、人件費(従業員二名月給計二五〇銖常備苦力六名年當り一名一八〇銖、植付時及收穫時臨時雇苦力延人員夫々五百人及千人日給一人當り七五士丹)	1,000	
經常費	ロ、米田税(噸當り一銖)	1,000

ハ、種稈費(噸當り七升、擔當り六銖と見て)	600
ニ、土工及機械修理費	200
ホ、油費(鋤耕・耙耕・唧筒一五〇日、日當一・五銖と見て)	1,500
小計	2,300
二、収入 收穫額(噸當り約五擔、擔當り四・二銖と見て)	11,000
經常費差引	1,400
内家畜補充及機具償却積立金	1,000

米作企業可能性

如上當國米作企業を可能ならしめる條件を列記すれば次の如くである。(一)氣温が米作に好適であり、降水量は理想的ならぬも人工補給により緩和し得る事、(二)旱・水兩害の外殆ど被害なき事、(三)人畜の勞力低廉なる事、(四)米作に關する税金比較的低廉なる事、(五)地方の自然補給比較的十分に農民中施肥する者なき程なる事、(六)科學的に米作すれば増産の見込大なる事、(七)重粘土の土質多く土地改良及肥料保存に至便なる事、(八)大農制及機械米作に好適なる事、(九)纏りたる池積を入手し得る餘地大なる事、(十)可耕遊地多く、其の獲得容易であり、(十一)既墾田も地價甚だ低廉なる事等。但し、土地の所有獲得の項に述べた諸事情並に邊境間に「暹羅の邊境」なる自覺の擡頭を見つゝある今日、暹羅は邦人の米作投資企業を強ち歡迎するものでなく、曾て邦人は松氏の米田買入に對して、邊境に残されたる唯一の基本産業を脅すものとして、一部に多大のセンセーションを惹起したるは之を例證してゐる。故に當國にて該企業を企圖するものは此の點を慎重に考慮し眞摯なる態度を以て之を實行する必要がある。尙當國の言語に習熟するは勿論、相當の資本を以て、枳仲買入の暴利を制し、精米加工による収益を占め、土地改良其他の施設により收穫不安等の缺點を除去する必要がある。

三 護 謨

當國は英領馬來に隣接し乍ら *Terrae Australis* の大規模なる裁

培を見るに至つたのは比較的最近の事である。以前暹羅は當國には斯業の適地がないものと思惟してゐたが、英領地方の企業家が既に自領に求め得ざる栽培の餘地を當國に求め、斯業に絶好なる數多の遊地あるを發見し栽培を始めるに及び、初めて斯業に對する當國の眞價を覺つたものゝ如く、一九一二年頃の馬來聯邦に於ける斯業の好況時には殆ど護謨の影を見なかつた程である。爾後栽培面積は著増し、一九二〇年以後市況不振の爲一時發展を阻害されたが、一九二五年以後は再び急速なる發展を辿りつゝある。

尙も當國の大部分は乾期長きと其の間の降水少きとによりヘビア栽培には不適であるが、東南部邊陲の沿海地方及半島邊陲は條件好適である。故に斯業は右地方を含む四州に限られて行はれ、就中パターニー州は最も盛である。登記せる栽培會社も少數あるが、大部分は個人所有の小園である。最近の完全なる護謨統計はないが、一九三五年現在の調査に依れば、四〇〇噸以上の護謨園七〇、内一、〇〇〇噸以上のもの二〇、最大面積を有するものが五、五〇〇噸となつて居り、以上七〇〇噸の植付面積總計六、八五〇噸と推定されてゐる。

尙、一九三五年現在の暹羅總植付面積は大體三〇〇、〇〇〇英反、總樹數四一、三〇〇千本と推定されて居り、採取面積は約二〇〇、〇〇〇英反、採取量年額二五、七〇〇噸と言はれてゐる。此等の農園は主としてハート、ヤイ、ピートン、パターニー、ヤ、ラーブケーの諸地方に散在し、特に生産の中心地といふところはない。是等の地方の鐵道沿線の水田の中に散在し、護謨林は亂植密植、栽培方法は頗る幼稚粗朴であつて、英領馬來の進歩せる栽培法には比すべくもない狀況である。一九三五年七月の農務局調査に係る護謨栽培に従事せる者は次の如くである。

暹羅……農業

暹羅人	1,400人	其他	1,000人
馬來人	30,000人	計	11,400人
支那人	5,750人		

國際護謨生産制限協定加入―世界の護謨植付面積八百萬英反から見ると暹羅に於ける護謨事業の現状は論ずるに足りないものであるが、暹羅は世界の

護謨の過半を生産してゐる英領馬來と地續きで、此の英領馬來の護謨が密かに陸境を越えて暹羅を經て輸出するものを防ぐことは甚だ困難な事情にあり、而も當時好轉の傾向にあつた護謨市況に刺戟されて暹羅の護謨栽培が激増することも豫想され、又同じ生産状況にある蘭領印度の土人護謨の制禦にも困難が伴ふ虞れがあつたので、是非とも暹羅も制限協定に加入せしめて置く必要があると言ふので、國際護謨委員會は委員を派遣して遂に暹羅當局を説服し、一九三四年五月七日倫敦で協定に調印せしむることに成功した。加入條件は基本割當量を一萬五千噸とし、初年度は五〇%、次年七五%、八五%、九〇%、最後の五箇年目には一〇〇%以上の輸出を許可し、其間三萬一千英反の新植付を許すといふにあつた。然るに其後暹羅政府は護謨の輸出状況から見て基本割當量を二萬五千噸に引上げることゝ至當なりと考ふるに至り、同年八月の臨時議會に於て割當量を二萬五千噸とするといふ條件の下に同協定の協賛を要求したのであつたが、議會は之をも過少なりとして否決してつた爲政府總辭職を見るに至つたが、結局基本割當を一舉四萬噸に引上げることに依て協定加入に決し、生産制限實施に必要な國內法規も議會に於て可決實施を見るに至つた。因に右割當に依る輸出許可量は次の如くである。

一九三五	10,000噸	一九三七	30,000噸
一九三六	10,000噸	一九三八	40,000噸

現在暹羅の生産量は未だ此の割當量に達してゐない狀態であるので、協定に加盟はしてゐても嚴重な生産乃至輸出統制は實行されてゐない。現に實施されてゐるのは護謨生産者の登録及輸出商の許可制度、ストック統制並に輸出クレーン制等であるが、未だ嚴格なものではなく、クレーン制の如きも護謨も乾燥護謨も區別なく單に目を以て統制されて居り、從て支那人の如きは土人からクレーン付の護謨を買ひ、之を乾燥してその目減りだけのクレーンの餘裕を以て安く買付けたクレーンなしの護謨を輸出し利を得て居ると言はれる狀況であつて、從て新企業としての進出の餘地も多分にあると云はれてゐる。前述の如く當國のみは三萬一千英反の新植付権も認められて居るので、新植付権の獲得も、又半島部の土地所有も比較的容易である爲、投



資の對象としての暹羅の護謨業は非常に興味があるといふことが出来るわけである。

輸出高 護謨は暹羅の最重要輸出品の一で、一九三五・三六年度に於ける輸出額は米、錫に次いで、第三位を占め、總額一三、二一八、九四五銖に上り、暹羅總輸出額の八・四%を占めてゐる。

護謨・屑護謨・護謨代用品輸出高表

Table showing export values for rubber, scrap rubber, and substitutes from 1933 to 1936. Columns include year, type, and value in baht.

護謨・屑護謨及護謨代用品年平均輸出價格表

Table showing average annual export prices for rubber, scrap rubber, and substitutes from 1933 to 1936. Columns include year, type, and price per unit.

B 仕出港及仕向地別 (一九三五・三六年度)

Table showing the destination of rubber exports by port and region for 1935-36. Columns include destination, rubber, scrap rubber, and substitutes.

四 古々椰子

産地 古々椰子は東南部及半島の全地に栽培されてゐる。首都附近其の他中部にも一時廣面積に互つて栽培されてゐたが、約五〇年前猛烈なる虫害を受けて殆ど全滅し、其の後政府の保護獎勵により僅々小規模の栽培を見るに至つた。尙右の虫害は東部暹羅にも蔓延し、僅に一年の間に同地方の全古

々椰子園を一掃した。然し半島特に其の近海島嶼は本樹の生育に最も適し、一般に該樹の原生地と認められてゐる。殊に其の東岸沖合にあるサムイ島は世界最良の古々椰子を産出するを以て著名である。

暹羅には本樹栽培に甚だ好適なる地方が多いが、之を専業とするものは少い。尤も半島部其の他の好適なる地方には暹羅人の所有に係る大園を見るが、大部分は専門の栽培園でなく、農家が庭木又は村落附近のジャングル開

墾地に小面積の殆ど放任的栽培をなせるに過ぎぬ。

栽培 古々椰子は餘り砂質に過ぎぬ輕鬆な沖積土を最も好んで生育するが、排水良好なる粘土にも生育する。土壤は排水を良好ならしめるに十分な深さ(少くとも六〇釐)を有する必要がある。種子は一〇—一五〇年樹より選擇し、外皮と實とを分離せぬやう注意して外皮を刀にて數條に割り浸水を容易ならしめる。次に灌溉の便を有する場所に苗床を設け、整然と配列して之を植ふ。乾燥せぬやう時々灌水する。七、八箇月の後本田を整理し苗を移植する。本田は先づ木草を焼却し(南部暹羅にては排水渠を設ける)、八一—一〇米毎に一尺五、六寸立方の穴を穿ち、掘上げた土は穴の周圍に積み雨水の浸入を防ぎ、三本の支柱を立て、發芽後七、八箇月の苗木を固定し、下の空虚には堆肥を充した、苗の頭部を約三寸許り残して土を掩ふ。後漸次成長して樹幹地を離れると全部土を掩ふ。害蟲驅除の便宜上味當り一六株を最適とするが普通は二五株にて、首都附近には五〇株を栽培せるものがある。栽植後通常第四—七年目に結實し始めるが、矮生古々椰子は三年目に結實する。

州別古々椰子植付面積・樹數・産量表

Table showing the area, number of trees, and yield of old coconut by state from 1931 to 1933. Columns include year, area, number of trees, and yield.

後者は強健早熟にて豊産なる利點を有すが、果液を飲用するのみにて、コブラ製造に適せざると多數の小果を取扱はねはならぬとの不便がある。

害蟲 椰子は數多の害敵を有すが、其の主要なるものは針鼠及野猪(共に夜間幼樹を害す)、鼠(開花期に害を及ぼす)、木鼠(幼果に穿穴し肉汁を食食する)、蝙蝠(幼芽及幼果に小害を及ぼす)、白蟻(樹幹を害す)、黒色古々椰子甲蟲 (Opaea thiothosa) 濕氣のある糞、鋸屑等の埃屑、腐熟草又は枯死樹等に産卵發育し、成蟲は夜間未開葉を中心に達する大穴を穿つ) 及赤色象鼻蟲(前者の穿穴に産卵し、幼蟲は樹心を蝕害して椰子を枯死せしめる)等にて、殊に後二者の害毒は最も顯著である。故に樹木の周圍にある甲蟲の産卵し易き物を除去すると共に、鼠にて土中の幼蟲を捕へ、又は早朝樹木に登攀して新穴にコルタ拔を挿入し、害蟲を刺し取る等諸種の方法で驅除に力める。

栽培樹數及産量 古々椰子を栽培せる主要州にて登記された樹數並に産果數を示すと次表の如くである。







乾燥椰子輸出年平均價格表

出所...暹羅統計年報

摘要	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四
平均	一九元	一〇元	一〇元	一〇元	一〇元
摘要	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四
平均	一九元	一〇元	一〇元	一〇元	一〇元
摘要	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四
平均	一九元	一〇元	一〇元	一〇元	一〇元

右兩種の外主として製糖用の目的にて「パルマイラ椰子」(Palmyra Palm: *Borassus flabellifer*)、砂糖椰子(暹名 Chok: *Arenga sacch arifera*)、ニッパ椰子等も栽植されてゐる。ニッパ椰子其他の椰子より製出する粗糖は少量に過ぎぬが、パルマイラ椰子は甘蔗に並ぐ主要糖源を提供してゐる。

六 其他の椰子

**パルマイラ椰子** 全国にて本樹の切付を行つてゐるが、パターニー州及パチャブリー州(ラーチブリー州)が最も盛んである。最近の數字を缺くが、一九二〇年迄は年々二〇萬擔内外の産糖があり、同年には二一三、六五〇擔を産出してゐる。産糖は糖菓用又は輸入糖の代用とされてゐる。切付採液法は古々椰子の場合と大同小異で、唯異なる所は凡ての佛袋に同時に切付け、液の滲出は數日で停止する點のみである。切付季は中部にては十二月、パターニーにては六月九月で、一樹一季當り産量は一擔以下である。

**砂糖椰子** 一〇一三〇日間毎日二回(毎日約半時間)花梗を前後に屈折して置き、基部を一米残して花梗を切離し、切断部に石油空罐又は大なる竹筒を吊して滲出液を受取る。朝(六時)夕(四時)切断面を更新して容器を取更へるが、朝は一罐(四ガロン)夕は其の半量の液を採取し得る。斯くて同一花梗より四一五箇月間採液し得る。産液は大鐵鍋にて煮沸し、濃化すれば木葉で作つた直徑一〇厘米の圓形の型に流し込んで固化さす。斯して得たケーク二五枚を一束として檳榔葉に包み、之を現場渡し四〇士丹前後の相場にて賣る。製糖季は半島にては十一月一四月にて、日當り一樹約二〇ケークの砂糖を産出する。

三弗)地各地に散在し、小規模の製造所約一六〇箇所を數へ粗糖及糖蜜の製造に従ひ僅に斯業隆盛時を偲ばしむるものがあつたが、現在は是等製造所の残存するものさへ極めて僅少となり、耕作面積も著しく減少してゐる。

**栽培地及品種** 栽培地は中部以南、主としてチャンタブリー、バーチンブリー、ナコーン・チャイシー、ウドーン、クルンテープの諸州であつて、最近の統計を缺くが、大體大表の如く一九三一年以後も漸減して居ると見て支ない。

甘蔗植付・收穫面積表

單位...暹羅統計年報

年度	植付面積	收穫面積	年度	植付面積	收穫面積
一九二〇	111,500	111,500	一九二七	62,375	62,375
一九二一	111,500	111,500	一九二八	62,375	62,375
一九二二	111,500	111,500	一九二九	62,375	62,375
一九二三	111,500	111,500	一九三〇	62,375	62,375
一九二四	111,500	111,500	一九三一	62,375	62,375
一九二五	111,500	111,500	一九三二	62,375	62,375
一九二六	111,500	111,500	一九三三	62,375	62,375

是等の甘蔗が全部製糖用に供せらるゝのではなく、其の一部が前記チョコブリー州を中心とする地方及北暹ランバン地方で製糖が行はれるのみで、其他の地方に栽培されてゐる甘蔗は何れも食用糖で生食用として供給されてゐる。

暹羅に栽培されてゐる甘蔗の品種を大別すれば、舊式糖廊で使用するものと、食用に供するものと二種類あり、前者に屬するものは(一)オイスムリ種(細莖、堅く濃綠色、黒色蠟質物)、(二)オイスムリ種(白色種、大莖種)、(三)オイスムリ種(紅莖、中莖種、節間長し)、以上の内(一)と(二)が最も普通で、何れも在來種である。後者に屬するものは、(一)ナムブーン(ハチミツ種、莖紫色、黒色蠟質物)、(二)カーカイ(鳥の足種、莖が良く開いてゐる爲鳥の足種の名あり)、(三)新嘉坡種(エロー・カレドニアに類似す、中莖種)、何れも在來種であるが、新嘉坡種はその名の示す如く半島より傳來せるものと推定される。是等の品種の收量・歩留等は地方に依り異り、濃度は何れも低い、只

**ニッパ椰子** 莖を形成せる青果を選び、六日間毎夜花梗を數回屈折して果實の頭部を切断し、莖を曲げて下向とし、切口に竹筒を結付けて滲出液を受ける。竹筒は毎朝採集し、夕方切口を更新して更に竹筒を吊し置く。豊産なれば一切口より一夜一竹筒量(四・七六・三合)を産し、一果より採取季間中(四箇月)絶えず採液し得る。産液は前項同様にして煮沸し濃化すれば竹筒又は土器に移して固化させる。

後二者は半島にては重要な地方的産業をなしてゐる所がある。

七 甘蔗

**概要** 暹羅の糖業は數百年の歴史を有すると言はれてゐるが、稍大規模の栽培の行はるゝに至つたのは十八世紀以後のこと、最も盛大であつたのは十九世紀の前半期で、毎年二、三萬擔以上の輸出があり、一八五九年には二〇萬擔といふ輸出の最高記録を作り、輸出商品中重要な地位を占めてゐたが、之を峠として漸次衰退の一路を辿り、遂に輸出は殆ど皆無となつたばかりでなく、一方生活必需品として需要年々増加せる砂糖は大部分を外國よりの輸入に仰ぐに至り、一九三五―三六年度迄の最近五箇年の平均輸入高は精製糖約三萬四千噸、糖密八千二百噸に達し、暹羅輸入品中最主要品の一となつてゐる。かゝる衰微の原因として挙げらるゝのは、當時歐洲商人は歐洲商品賣込みの代價品として盛んに暹羅の砂糖を買付け、又既に當地に相當の商權を確立してゐた支那商人も暹羅砂糖を盛んに輸出してゐたのであるが、其の後政府が貿易の獨占に乗出すこととなつて、之が糖業に悪影響を及ぼしたのと、當時輸出米の市場が漸く擴張せられた結果、甘蔗栽培が米作に乘換へらるゝに至つたと共に、有力な熟練労働の供給者であつた支那人が精米業の發達と共にその方へ吸収されたこと、外部的には爪哇の大量生産計畫に依る新式糖業が勃興し、一方十八世紀に入り歐洲に於ても甜菜糖業が急激な勃興を見るに至つたのに反し、暹羅の糖業は依然として舊式な生産組織と方法を墨守して改善を行はず、劣等品種の生産にのみ終始してゐた爲獨り取残さるゝに至つたもので、六、七年前迄は尚チョコブリーを中心として甘蔗耕作

チョコブリー地方のみは比較的良好であるが、品種の改良等に關する努力は行はれたことなく何れも劣化してゐる。

**栽培法** 栽培法には直植・移植の兩法を見るが、共に畦條栽培である。チョコブリー州にては蔗作園は二回鋤耕及耙耕を行ひ、畦條(間隔三呎半)には三呎毎に穴を穿つて一穴三、四本宛甘蔗の梢を植ゑる。二、三呎に伸長すれば株の周囲は除草し、畝間を鋤耕する。本地方は全然降水によつて栽培され十一月四月の間に植付け、十二箇月に成熟する。一般に第二年目、時には三年目にも株出をなし、多くは無施肥にて栽培すると云ふ、尙首都附近にては地下水高き爲二三間毎に排水溝を設ける。

**生産高** チョブブリー州の産糖量は平均噸當り二五〇擔(英反當り三七・二噸)にて、この甘蔗より産する糖量は氣候及土地の良否により年々相異があるが一四一―一擔、普通一七・五擔(英反當り二・六噸、原料の七%)である。其他の地方は栽培製糖共に粗笨にて、平均噸當り一五〇擔(英反當り二・三噸)の産糖及七・五擔(英反當り一・二噸、原料の五%)の産糖を普通とする。

**蔗作適應性** 世界糖産地と比較するに、當國の平均氣温は爪哇と略々等しく、玫瑰・布哇・臺灣等よりは遙かに高い。唯最高最低の温差は玫瑰を除く右諸地よりも大であるが、最涼季の朝夕すら臺北の四月初の平均氣温に等しく且つ涼期に收穫するやう栽培するが故に、氣温上蔗作には大なる支障を見ない。但し爪哇其他に比し發育期に於ける湿度が低いから灌漑設備の必要がある。土質も低地は粘土質にて耕作上不便であるが、各河川の中流以上は砂質の壤質土又は植質壤土にて栽培に好適である。又風害なきことも「米作」に脱した通りである。

大規模の蔗作をなすには(一)簡易なる工事に於て防水し得ざる洪水氾濫區域を避け(二)灌漑施設容易なる地方を(三)大陸性氣温微弱にて海洋的氣候を有する南方近海地方を(四)道路設備一般に完備せぬが故に鐵道及舟運に便利なる地方を夫々選定するを要し、又(五)當國苦力の食料は普通雇主持であるから、甘蔗・米兩作に適する水利設備を有する必要がある。「工業の部」及「税



八 棉 花

當國民は太古より棉作を行ひ、既に二千年以前より自作棉を自紡自織した棉服を用いたと言はれ、其の後棉作の最も旺なりし頃には、良く國內需要を充し、陸路國境を越えて支那及緬甸に輸出された。然し外國貿易が開始され優良製品の輸入せられるに及び、棉作は自然漸衰するに至つた。然るに當國は棉作に絶好なる氣候を有するから、農務省は棉作の復興を企圖して東埔寨・印度・埃及より種子を輸入し其の栽培を奨励した爲、東埔寨種の如きは西曆一九一四年には二萬五千噸の栽培を見たが、耕作者は大戦以來引續く損害に大打撃を受けて棉作面積は次第に減少し、一九三三年三月に至る最近五箇年間の平均は總棉作面積約二萬噸に過ぎざるに至つた。

播種適期性 暹羅の氣象は雨期・乾期の別然たるものがあるもので、棉の播種期生育期を雨季に、開花期・開葉期を乾期とする様巧に利用することが出来る上に、四季を通じて氣温高く、棉の發芽・生育・開花・開葉に十分で、又害虫に依る被害が非常に少く、加之、棉花の品質に大影響を與へる土壤に於て見ても、東北地區、北部地區にあつては同程度の砂質壤土が長き數十軒、幅數軒の廣面積に亘つて存在する處が多く、爲に同一品質の優良棉を多量に生産し得る可能性がある。其他、暹羅に於ける耕地は概して雜草の發生が極めて少く、尙、以上の自然的要素の他に勞銀・地價が他の棉産國に比して極めて低廉なる上に、暹羅の農業は有畜農業である爲肥料給源の豊かな點、及び棉花の大消費國たる日本、支那を近くに持つこと等を擧げることが出来る。然るに今日迄斯業の充分なる發達を見ない所以は、蓋し(一)土人は施肥の觀念なき爲比較的肥沃なる土地を選ぶこと(二)栽培法米作に比し面倒なること(三)産量少量にて運賃其他の關係上當國産棉花の取引を喜ばれぬこと(四)棉花の市價が米に比し不安なること等に歸す。米國にては生産費高く、印度にては既に棉作適地なく、且つ農民は著増する人口に對する食糧生産に忙殺されてゐる爲、棉作能力は著しく制限されてゐるから、將來の原棉はその他の

亞細亞及阿弗利加にて供給さるべく、如上の可能性より見て、當國にても政府の適當なる奨励手段、農民の農業知識の進歩、交通の發達等と相俟つて將來廣面積の棉作を見ることと思はれる。

棉花の種類 暹羅に於ける棉花の種類は極めて單純で、(一)暹羅在來棉(Cossypium burmannense)、(二)東埔寨棉(Cossypium hirsutum)、(三)樹棉(Cossypium brasiliense)の三種に分類することが出来るが、最も廣く栽培されてゐるのは在來棉で、次は東埔寨棉で、中部地方に多く、樹棉は北部のチェンライ地方に多い。暹羅の在來棉といふのは支那系統の棉花で、線縮歩合は低く二四乃至二八%、纖維も稍粗剛で、長さ八分の七吋、棉の色に白色及カーキ色の二種がある。東埔寨棉は東埔寨地方の原産で、湄公河に沿ふた浸水地に現在も栽培されてゐるが、暹羅に於ても相當古くより栽培されてゐるものやうで、線縮歩合三五%内外、纖維柔軟で、長さ一乃至八分の七吋、最も紡績性に富んでゐる。尙、在來棉及東埔寨棉を暹羅語でファイ・タイ(Fai Tai)と呼び、樹棉をファイ・テーツ(Fai Teut)と言つてゐる。樹棉と言ふのは多年性のもので、庭の周圍に數本乃至十數本栽培さるゝを普通とするが、稀に棉圃として栽培されて居り、チェンライ地方に多い。纖維は八分の七以下で短いが、細く柔軟である爲農民は手紡糸で二十番以上を紡いで居ると言ふ。以上の外、稀に印度棉が認めらるゝが、是は政府が試作用として數回に亘り英領印度から輸入せるものである。

栽培法 棉花は北部、東部及中部暹羅の北部に栽培されてゐる。右の高地にては雨期の初に土地を整理して點播し、約二尺に達すれば摘心する。播種後三箇月内外にて乾期に入れば最も成績良好である。二、三年株出を試みるものがあるが、病蟲害(一種の野蟲又は Bat Bug)等が甚だしい。低地にては普通雨期の終り河水氾濫中に葉及雜草を刈つて水中に没入せしめ、務めて濁水を引き、減水するも鋤耕することなく其の上に播種する。密生すれば漸次に開引く。收穫は三―四月中に終るが、出荷は六月以降河川の増水等待つて水運によつてなす。

三弗)に於て、生綿の平均生産費は封度當り九仙―一四仙(米貨)であるから、農作勞銀甚だ低き(日當り食費込にて七五士丹―一銖)當國に於て科學的に棉作すれば、生産費は著しく低廉なるべきは勿論である。尙地稅は噸當り三七士丹である。

栽培面積 暹羅に於ける棉作は前記の如く近來不振の一途を辿つて居るが、概して東北地方に多く、一九三三―三四年の統計に就て見れば六七・四%を占め、之に次いで北部地方が二一・二%、中部地方は七・九%に過ぎない。尙、最近五箇年の統計に依れば、東北地方中ナコーン・ラーチンマー州に於て激減して居り、中央地方は大體一進一退の傾向である。

州別棉作面積表

Table with columns: 州別 (State), 面積 (Area), 單位 (Unit), 出所 (Source). Lists states like Ayutthaya, Pathumthani, etc., and their cotton cultivation areas.

收量 收量は河畔の沃地にて噸當り三擔内外、其他の地は甚だ低率であつて、最近五箇年の全國平均噸當り收量は一・八八擔内外である。産棉は一部を種子を取る爲線縮とするが、他は實綿の儘販賣し、竹籠に入れて棒にて堅く壓搾して荷造りする。

主要州別棉花總產量及噸當收量表

暹羅……農業

Table showing cotton production and expenditure data for various regions like Pathumthani, Nakhon Phanom, etc., with columns for production and expenditure.

棉作奨励計畫 我が三原博士は暹羅政府の囑託に依り調査の結果、將來百萬俵の棉花生産可能性を數字的に發表し、先づ第一期計畫として五箇年十萬俵の案を立て、同案は政府の承認を得、一九三六年度二〇八、一〇〇俵の豫算を計上した。即ち、棉作の收支調査に依れば、大體一噸當り一〇銖に上り、將來棉花の販路が確立すれば、自ら農民の棉作に轉向する者は相當多いことが豫想せられて居るが故に、奨励事業は一方に於て生産の奨励を行ふと同時に之と併行して販賣方法を確立する必要あり、その爲に政府監督の下に棉花會社を作り、線縮工場を併設すると共に、スワンカロークに三〇、四八〇銖の豫算を以て約二百噸の試験圃を有する棉作試験場が設立されることとなつてゐる。尙、一九三六―三七年の豫算細目を見れば、次の如くである。

- 一、中央線縮工場機械購入費 30,000
一、地方工場技術員十名 5,500
一、中央建設費 80,000
一、種子代及分配費 10,000
一、地方工場建設費 10,000
一、棉作組合補助費 1,000
一、中央工場諸雜費(人件費) 4,000
一、雜費 1,000
一、地方工場諸雜費(を除く) 8,000
一、實綿買收費 40,000



因に、一九三七年豫算に就て見るに、棉作奨励費七九、一一〇銖、機業促進費として六九七、四〇〇銖が計上されて居り、本計畫が順調に進行しつゝあるを見ることが出来る。

輸出高 産棉は殆ど國內消費に供せられ、大部分は栽培者から之を自紡自織して耐久力ある粗布とし、地方消費に供して居り、唯ビスマローク州に少量の輸出用生棉を生産するに過ぎぬ。當國産棉は練綿・實綿共に産樹を異にする長短強弱區々の纖維を混合し居り、輸出甚だ困難なる現状にある。輸

棉花年平均輸出價格表

Table with columns for '摘' (Harvest) and '指' (Index) and rows for '棉花' (Cotton) and '棉織製品' (Cotton textile products). It shows average prices for various years from 1930 to 1935.

棉花・製品輸入高表

Table showing cotton and textile import statistics. Columns include '要' (Essential) and '指' (Index) for categories like '棉花' (Cotton), '棉織製品' (Cotton textile products), and '洋傘' (Umbrellas).

九煙草

産地 中部平原及半島にては廣面積の栽培は見ぬが、然し到る處で不定

衛指導員を派遣して實地指導に當らしむこととなり、一九三七年より實行に移すこととなつてゐる。

栽培及産量 當國にては苗圃に種子を蒔いて苗を仕立て、二尺内外に達すれば移植する。移植後除草驅蟲等も行ひ、幼葉は喫煙草に、其の他は下葉よりかき、之を竹簀に並べて交互に天日及濕氣に曝す。當國の煙草作は多く農民の片手間栽培にて、栽培法及煙草の製法共に粗雑であるから、産品は餘り良質でないが、刈取・乾燥・貯藏等に今一層注意すれば、容易に英領印度・爪哇・ボルネオ産品に比して遜色なきものを産出し得ると云ふ。

州別煙草作状況表

Table showing tobacco production statistics by state. Columns include '州別' (By State) and '單位' (Unit) for various states like 'アユタヤ' (Ayutthaya), 'パーチン' (Pattani), etc.

出給は凡て盤谷より輸出される。

棉花・綿織製品輸出高表

Table showing cotton and textile export statistics. Columns include '棉花' (Cotton) and '綿織製品' (Cotton textile products) with values for various years from 1930 to 1935.

作として栽培されてゐる。然し本作の最も旺なのはメナム・チャオプラヤー及其の支流の上流地方(即ちパーヤップ州並にナコーン・ラーチンマ州)に於ける河岸及洲の輕鬆肥沃なる沖積土にて、殊にパーヤップ州にては稻刈入後の主要作物をなす。次いでビスマローク州、ラーチンマ州等が重要である。

適應性及奨励計畫 當國殊に北部諸州が良質の紙巻煙草を産出し得るは疑なく、外國の大煙草會社も當國に於ける試作圃及工場開設の可能性を認め、農務局は比律賓の風土に馴した米國種三變種並に直接米國及支那より夫々一變種を輸入し、(一)相當の標高ある地、(二)山麓傾斜面、(三)河流沿岸を選擇して先づチェンマイ地方三箇所に、次いでチェンライの北方に植付けて外國種の試作を行つた。その結果相當標高ある地として選ばれたドイヌター山側の高地が成績最も良好であつた。

右の如く國內各地に氣象・土質其他の條件が煙草栽培に好適なる地が多いことが確實になつたので、政府も農村副業として大々的に栽培奨励に乗り出すこととなり、同計畫の第一着手としてチェンライ縣に政府の煙草園を設立すに米國産ヴァージニア種を栽培して、是を一般農民に配給すると共に、技

Table showing tobacco production statistics by state. Columns include '州別' (By State) and '單位' (Unit) for various states like 'ナコーン・ラーチンマ' (Nakhon Phanom), 'パーチン' (Pattani), etc.

國內消費及輸出 暹民は甚だ喫煙を好み、老幼男女の區別なく愛喫する。故に國內消費は莫大にて、國內産の大部分は勿論年々多量の支那及米國産品を輸入して消費する。往昔は上下共に國産品のみを喫用した。國産品は一般に味辛辣であるが(土人は却つて辛辣なのを好む)、ペチャブリー及カーンブリー兩縣(ラーチンマ州)の産品は稍良質にて、宮廷用に供せられつゝある。大體の傾向としては優秀なる外國産品に壓倒され、自國産品は僻地の村民により僅に需要を見つゝあるが、一方如何にも奇異とするは、年々少量の煙草を盤谷より輸出しつゝある事である。因みに暹羅に於ける煙草業はブライティシニ煙草會社の支配する處である。

煙草輸出高表

Table showing tobacco export statistics. Columns include '摘要' (Summary) and '連年對照' (Year-to-year comparison) with values for various years from 1930 to 1935.



仕向地(一九三六年) 新嘉坡 馬來諸州 香港 其他 計

Table with 2 columns: 仕向地 (Destination) and 数量 (Quantity). Rows include 新嘉坡, 馬來諸州, 香港, 其他, 計.

煙草年平均輸出價格表

出所=暹羅統計年報

Table showing average export prices for tobacco by year (1931-1936) and destination.

煙草輸入高表

出所=暹羅貿易年報

Table showing tobacco import statistics by year and destination.

種別 A 連年對照

Table comparing tobacco types (葉卷煙草, 紙卷煙草, 製造煙草, 未製造煙草) across years.

仕出地 B 仕出地別 (一九三三-三六年)

Table showing tobacco export statistics by destination (新嘉坡, 蘭印, 佛蘭, 支那, 緬甸).

英國 米 計 其他

Table with 2 columns: 仕向地 (Destination) and 数量 (Quantity). Rows include 英國, 米, 計, 其他.

一〇 胡麻

產地及收量 本作は近來大いに獎勵された爲全國に亘つて廣汎に栽培され、其の面積も逐年増大しつゝある。

州別胡麻作面積表

Table showing the area of flax cultivation by state (Ayutthaya, Pathumthani, etc.).

大豆 (Glycine soja) 等にて、ラーチブリー、ナコーン・シーダムマラー

州別荳類栽培状況表

Table showing the cultivation status of various legumes (soybeans, etc.) by state.

消費及輸出 當國産には白胡麻及黒胡麻の二變種があり、木製壓搾器を用ゐる

胡麻輸出高表

Table showing high-value statistics for flax exports.

一一 荳類

當國には數多の變種が栽植され、少數は輸出せられるが、輸出種中最も重要なのは南京豆



暹羅...農業

Table showing agricultural statistics for Siam, including crop areas and yields for various products like pepper and betel nut.

荳類輸出高表

Table showing soybean export statistics, including quantities and prices for different grades and destinations.

Text describing the cultivation and export of soybeans, mentioning the use of specific varieties and the impact of weather conditions.

Text discussing the cultivation of betel nut (Piper betle) and its economic importance in the region, including details on planting and harvesting.

Text providing information on the cultivation of betel nut, including the use of specific varieties and the impact of weather conditions.

州別胡椒栽培面積表

Table showing the area of pepper cultivation by province in Siam, with columns for province names and cultivation areas.

暹羅...農業

六七四

Table showing pepper export statistics, including quantities and prices for different grades and destinations.

Text describing the cultivation of pepper in Siam, including details on planting, harvesting, and the impact of weather conditions.

Text discussing the cultivation of pepper and its economic importance in the region, including details on planting and harvesting.

Text providing information on the cultivation of pepper, including the use of specific varieties and the impact of weather conditions.

Table showing pepper export statistics, including quantities and prices for different grades and destinations.

Text describing the cultivation of pepper in Siam, including details on planting, harvesting, and the impact of weather conditions.

Text discussing the cultivation of pepper and its economic importance in the region, including details on planting and harvesting.

Text providing information on the cultivation of pepper, including the use of specific varieties and the impact of weather conditions.



性がある。輸出品は凡て南部暹羅で栽培される。
其他 生姜・肉豆蔻・濃黄・カチャイ (Kaohai: Kaempferia Parviflora) カ
(Kha: Alpinia sumatrana) 等の薬味植物も栽培されてゐる。前二者の栽培
は首都附近、ナコーンチャイ州、コーラート縣、プリーラム縣等に盛に
て、後二者は野生のものよりも採取する。

乾蕃椒・メバウキ實輸出高表

Table showing export statistics for pepper and cardamom from 1931 to 1934, including quantity and value.

薬類輸入高表

Table showing import statistics for medicines from 1931 to 1934, including quantity and value.

一四 其他の農作物

玉蜀黍の小栽培園は全國到處に日撃され、下記政府の統計よりも尙遙に

大面積に亘るものと推定される。ジャングル開墾地に陸稻を栽培する者は之
を間作するし、各村民は土質好適なれば必ず小面積の栽培をなす。ナコーン
ラーチンマー州は本作面積に於て頭角を現はし、ナコーン・シータムマラート、
ウドーン州等も之に並んで盛である。暹民は上下共に日常之を食用するが、
殊に未熟の軟粒を賞味するが故に收量は著しく低い。

州別玉蜀黍栽培状況表

Table showing corn cultivation status by province from 1930 to 1934, including area and yield.

見される種料の數種より産し野生樹に栽培樹の孰れよりも採取される。モ
産地はパーチンブリー、チャンタプリー、パターニー、ウドーンの四州にて、
パーチンブリーの州の小面積及チャンタプリー州にては Annonum lacucha
を栽培し、下表中ベスト・カルガモン(白豆蔻)の大部分は本種より採取され
る。又野生白豆蔻は殆どウドーン州より供給を仰ぎ、パターニー州にも一種
の野生種(本種は小面積の栽培を見る)より本品を採取してゐる。栽培は林中
にてなし、下生を清掃して樹間に栽培する。
生産高及輸出高―野生白豆蔻の貿易は今日其の極限に達してゐるが、栽培
面積は需要次第にて増大し得る。産量には近時著しき變動があるが、良價を
望んで供給を手控へすることもこの變動の一因をなすことと思はれる。

白豆蔻輸出高表

Table showing white cardamom export statistics from 1931 to 1934, including quantity and value.

2 白豆蔻

産地及栽培状況―白豆蔻(又は小豆蔻 暹名クラワン)は暹羅の諸地に發

白豆蔻年平均輸出價格表

Table showing average annual export prices for white cardamom from 1931 to 1934.

3 茶

茶は北部に土生し、アッサム茶及支那茶の産樹と同一種なる Mitraria (Cam-
ellia Indica) より採取する。同樹は北緯一七度一〇分以北にて海拔六百米

暹羅...農業



草及下生を清掃する外手入を行はぬを常とする。年四回即ち六、八、十、十二月に若葉のみを摘取し、之を一握宛の小束とする。次に之を其の儘蒸し、冷却すれば束を解いて竹筒又は芭蕉葉を敷きたる籠に詰め、一箇月放置すれば製品となる。産茶は摘葉の時期により(一) Miang Hua Pi (六月摘酸苦に過ぎ一般に嗜好されぬ) (二) Miang Klang (八月摘 風味同上) (三) Miang...

B 仕出地別 (一九三三、三六年)

Table with columns for tea types (茶葉, 茶粉) and destinations (新嘉坡, 彼南, 錫蘭, 支那, 蘭領印度, 香港, 日本, 其他, 計).

4 其他

當國は荷も熱帯植物にして栽培に適應せぬものなく、上記の外多種多様の農産物を栽培するが、就中比較的重要なるものを列挙すれば次の如くである。芭蕉實 芭蕉實の栽培は益々重要な農作となりつゝあり、南部暹羅が最も盛である。多数の變種を栽培してゐるが、最も廣汎に栽培されるのは Klud Nam Wa Pa no. 本種は最善の食卓用果ではないが、産樹は強健にて耐旱力強く、果實は甚だ美味にて陽干用にも最良である等、諸種の利點を有す。産果は凡て國內消費に供せられる。

玉葱 玉葱はナコーン・チャイシー及ラーチブリー州に大面積の栽培を見、年々吾量を増加し馬來諸州に輸出してゐる。蓮 (Nelumbo stuebelii) は國中到る處に栽植され、花は煙草巻紙用根及實は食用に供す。併し輸出を見るは果實のみにて、殆ど新嘉坡及支那に輸出される。

其他の果實

當國産果實中主要なるは先づマンゴーにて、數多の變種があるが、其の中青白黄色の果肉の青い Ok Hong が最も著名である。次いで柑類があり、小はカレー又は清涼飲料に供するライムより大は朱欖に至る數多の變種を見る。殊にナコーン・チャイシーは無核朱欖の産出を以て世界に名を馳せ、年輸出額は六〇萬餘を越えてゐる。伊太利のライム及ライム汁の輸出禁止により英國は柑類の大なる不足を來してゐる今日、商業的規模のライム栽培は一顧の價値あるものと思へる。

其他のドリアン、鳳梨、マンゴステイン、木瓜、良質の西瓜、タマリンド、ヂャックフルーツ、フレッドフルーツ、蕃荔枝、椰拔、安石榴、カトーン(暹名)、荔枝、榴子(馬來名ラムブータン、暹名ルークゴ)、馬來アツプル(暹名チヨムプー)、カラムボラ(暹名マフーン)、ランサツト、ルークワー(暹名)、マブラン(暹名)、マフアイ(暹名)、サラ(暹名)、ラムト(暹名)等當國に産する果實は枚擧に遑なく、首都附近に於ては手入さへ十分なれば果樹園も相當有利なる事業であると云ふ。

蔬菜 首都附近には廣面積の市場向蔬菜園があり、主として支那人の經營に係る。斯かる菜園にて栽培せる野菜には上述の外トマト、茄子、ヤマイモ、茶菜の根、甘藷、大根、キャベツ等甚だ種類に富む。北部にては涼期には歐洲産の野菜及草花を栽培し得るが、南部暹羅にては良成績でない。

果實・玉葱・蓮實輸出高表

出所 暹羅貿易年報

Table showing export values for fruits, onions, and lotus seeds from 1933 to 1936, categorized by destination (A 連年對照).

暹羅...農業

品にて、年産量三千萬束(四〇萬餘)を遙に超えるものと見られ、盤谷へ少量移出される外、陸路を緬甸にも少量輸出される。因に當國は年々乾燥茶葉、粉茶合せて八十萬担内外を輸入するが、國內にて之を自給し得る十分なる可能性あるものゝ如くである。

茶輸入高表

出所 暹羅貿易年報

Table showing tea import values from 1933 to 1936, categorized by destination (A 連年對照).

カボツク

本樹は全國に亘り人家の周圍に少數づつ栽培されてゐる。本樹は古くより栽培されたが、餘剰生産を見るに至つたのは近々一九一九年以降である。種類には Kwa, Kwa, Kwa の三種があるが、前二者は諸地に自生し、栽培用には多く後者を用ゐる。後者は甚だ強健にて排水良好なる土地には肥瘠を問はず生育する。

近年北部暹羅にて小面積の栽培を見、可なり大なる栽培園も二、三あり、少量を陸路佛領印度支那に輸出してゐる。東南部にては以前より所謂チャンダブーン咖啡を産し、栽培成績は良好であるが、産量少量にて輸出を見るに至らない。タビオカ (Maritot wissana) は諸地方、殊に半島暹羅の南部に廣汎に栽培され、タビオカを抽出したる残渣は豚の飼料としてゐる。

仕向地

Table showing destinations for various goods (玉葱, 蓮實, 朱欖, 其他, 玉葱, 蓮實) from 1933 to 1936, categorized by destination (B 仕向地別).

蔬菜・果實輸入高表

出所 同前表

Table showing import values for vegetables and fruits from 1933 to 1936, categorized by destination (A 連年對照).



暹羅...農業

Table showing agricultural products and their distribution. Columns include '別' (Category), '出地' (Origin), '支那' (China), '香港' (Hong Kong), '日本' (Japan), '蘭領印度' (Dutch East Indies), '其他' (Others), and '計' (Total). Products listed include '野果' (Wild fruits), '菜' (Vegetables), '生乾' (Dried goods), '實' (Fruits), '雜' (Miscellaneous), and '結' (Total). Values are in thousands of Baht.

(附表) 暹羅農家の直接農業関係收支計算

Table of direct agricultural income and expenditure for farmers in Siam. It is divided into '支' (Expenditure) and '入' (Income). Expenditure includes '地方別' (Regional), '購買人及維持費' (Purchase and maintenance), '農具及畜運搬' (Agricultural tools and transport), '勞賃' (Wages), '耕地' (Cultivated land), '年支' (Annual expenditure), and '臨時投資' (Temporary investment). Income includes '米' (Rice), '椰子' (Coconuts), '檳榔' (Betel nuts), '葉' (Leaves), '煙草' (Tobacco), '護謨' (Rubber), '棉' (Cotton), '胡椒' (Pepper), '蔬菜' (Vegetables), '果實' (Fruits), and '其他' (Others). A total '年入計' (Annual income total) is also provided.

一 總 說

收 畜 業

總說—家畜—家畜—統計

暹羅に於ては古より佛教の所謂殺生戒の影響に因て肉食を忌み、食料としての家畜の飼育は比較的新しいことに屬し、在暹華僑数の増大に従て自ら肉食の風習が傳播したものと云はれてゐる。然し既述の如く農業殊に米作は當國産業の大宗であつて、農民は凡て畜力耕作をなすが故に、自然牧畜業も重要な産業をなしてゐるが、然し何れも農家に副業として飼育されてゐるのであつて、東部地方にある小規模のものを除き大規模な企業の牧場は經營されてゐない。飼育されてゐるものは水牛、牛、象、豚、馬及家禽類で、年々相當數が輸出され、一九三五—三六年度に至る最近五箇年平均二、三三三、一〇四頭を輸出してゐる。

二 家 畜

家畜飼育頭數表

Table showing the number of heads of domestic animals from 1929 to 1934. Columns include '年 度' (Year), '象' (Elephant), '馬' (Horse), '黃 牛' (Water Buffalo), and '水 牛' (Water Buffalo). The numbers show a general upward trend over the period.

州別家畜飼育頭數表 (一九三四年三月末現在)

Table showing the number of heads of domestic animals by province for March 1934. Columns include '州 名' (Province Name), '象' (Elephant), '馬' (Horse), '黃・牛' (Water Buffalo), and '水 牛' (Water Buffalo). The provinces listed are '暹羅' (Siam) and 'クルンテープ' (Krung Thep).

暹羅...牧畜業

象 象を家畜とするは當國の特徵にて、古來之を馴習して勞役に使用する。其の強大なる力量と緻密なる動作とを利用して、主として木材運搬(特にチーク運搬)及一般輸送用に供せられる。産数は甚だ豊富にて、内國需要を充足して尙餘剩を陸路緬甸に輸出する。

馬 暹羅に於ては車を曳かせる事は殆どないが、牛車で運搬困難な山地に於て荷馬として利用することがある。軍馬及乗用として使用されてゐる。當國産の馬は四尺内外の小馬にて、強健にて持力強く、熱帯向としては絶好である。首都に移出される小馬は多くは湄南デルタの南部に飼養され、北部及東部よりも少數供給される。取引は殆ど國內に止まり、少數を陸路緬甸に輸出されるが、反對に北部暹羅にてはシャン諸州より右種と同様な特徴を有するシャン種を輸入して使用する。因に政府は最近暹洲種と在來種との雜種を作る事を熱心は奨励しつゝあり、ロムサクには種馬所を設け、政府監督の下に産馬事業を經營してゐる。

黄牛 晝間は林野に放牧し、水草を逐うて自ら食せしめ、夜間は柵中に安眠せしめる。本賦は主として食用及高原地に於ける輸送用に供し、耕作には少數を供するに過ぎない。近時特に都會地に於ける食用としての需要が増大しつゝあるが、未だ食用牛としての飼育は行はれず、又乳牛の飼育も殆どない。取引獸は主として東部より供給され、主として新嘉坡及陸路を緬甸に



暹羅……牧畜業

輸出され、家畜中豚に近く重要輸出品をなす。

水牛 農作には殆ど水牛を使用するが故に、農民は之を「金の基」と呼んで各農家は二、三頭乃至一〇頭内外(米作面積約四畝毎に一頭の割合)を飼育してゐる。種牡の外は専ら農耕に使用し、殆ど放牧して飼養する。従つて水牛の内國取引は著しい額に上り、取引獸の大部分は東部より供給される。加之最近五箇年平均約九千六百頭が半島(殆どブーケット)より輸出されてゐる。

豚 都會地附近にては支那人の欄飼により、其の他の地方にては放牧によりて、全國到處に飼養され、其の取引は對外對内共に著額に上る。殊に最近海峽植民地への輸出は制限を受け、同方面への輸出は近年稍不振を示してゐるが、一九三七年三月十三日以後之が緩和を見ることとなつたので、同方面への輸出も爾後恢復を見ることと豫想されてゐる。盤谷市場に供給される豚は大部分東部産にて、主要輸出中心地はナコーン・シータムマラートを最高として盤谷、ブーケット、パターニーが之に次ぐ。

最近の飼養頭数に就ては係数を缺くが、百萬頭を優に超えるものと見られる。種類は支那の早熟種にて、約十箇月にて屠殺する。加工用には不向であるが頗る脂肪に富むと云ふ。

其他 半島南部諸州殊にブーケット州にては山羊及少數の羊を飼養し、輸出してゐる。

三家禽

家禽殊に家鴨及鷺鳥は全國に飼養されるが、殆ど地方用途に供するに止まる。唯南部暹羅にては輸出用に飼用し、ナコーン・シータムマラートは輸出家禽の三分の二を供給してゐる。因に、農家副業の一として、當局は家禽飼育の奨励計畫を立て、ハート・ヤイに家禽飼育試験場が近く設立されることになつてゐる。

四統計

暹羅は多年英領馬來半島に家畜の輸出をなし、一時は中部及東部暹羅の生

Table with columns for product types (e.g., 水牛, 黄牛, 猪, 羊), units (e.g., 頭, 担), and values. Includes a total row at the bottom.

B 仕出港別 (一九三三—三六年)

Table showing export destinations (e.g., 盤谷, ツトケ, ナコーン・シー) and their respective values for various products.

暹羅……牧畜業

(備考) 種皮の大部分は盤谷よりの輸出であつて、地方港に關する數字は其の原料品に含まれ輸出の有無不明である。

畜にて新嘉坡の生肉市場を獨占したこともあつた。家畜の輸出は殆ど獨占的に在盤印度人の手にて行はれ、遠く産地に人を派して買出をする。彼等は甚だ鞏固なる組織をなす爲、何人も之と競争して新業に介入し得ず、且つ又市價の騰貴も牧畜業者の賣價には殆ど反響なく、牧業者は餘儀なく昔ながらの價格にて取引せられてゐると云ふ。以上各項に説述したる生畜・生禽の輸出取引の外、水牛・牛・象等の皮革、水牛角、象牙、家鴨卵等の輸出も著額に上るが、反對に家禽・家畜・卵を輸入する。其の狀況を表示するに次表の如くである。

家畜・家禽及同産品輸出高表

出所 暹羅貿易年報

Table A showing annual export values for various livestock products from 1933 to 1936.

A 連年對照

Table C showing export values by destination (e.g., 新嘉坡, 彼南, 馬來, 諸州, 香港, 其他) for various livestock products.

家畜・家禽・卵輸入高表

出所 同前表

Table O showing import values for various livestock products from 1933 to 1936.



林業

總説—山林行政—チーク—其他の木材—スライク—其他の林産物

一 總説

暹羅は本來森林國にて、地理上並に熱帯氣候及異常なる山嶺を有する關係上、多種多様の植物を包含して千變萬化の林型を形成する森林に蔽はれてゐる。今日尙山林調査が完備されぬ爲林野面積を明示し得ないが、假りに二千萬畝として僅々六%に過ぎぬ農耕地及僅少なる河川及湖沼を除けば全く不毛地なく、恐らく林野面積は當國の七、八割を占めるものと思はれる。當國は緬甸と並び世界最大のチーク産地をなすが、其の他無数の有用林産物を豊富に包蔵してゐる。併し今日交通完備せず、搬出に不便又は高費を要する關係上其の開墾遅れ、森林の多くは千古斧鉞を入れぬ儘に放置されてゐる。今便宜上常緑林及落葉林に大別し、更に之を細別して略述しよう。

常緑林 本種林は當國の凡ゆる位置・高度・土壤に繁茂し、恐らく總林野の三分の一を占めるものと認められる。多くは處女林にて、前古未踏の森林もある。

(一) 熱帯常緑林 本種林は甚だ廣範圍に亘り、頗る錯雜し、其の組成植物も尙熟知されてゐないから、其の一般の特長のみを簡述しよう。北部暹羅にては、通常河流附近の低地を擇びて小面積の本種林が全地に點在してゐる。東部には中部暹羅との境界上を幅四哩乃至百哩の本種林帯が、北は湄公河畔より南はチャンダブリーに延走してゐる。之をドン・ブライヤー・ファイ(Dong Phray Fai)と稱す。半島及東南部には此種の本種林が全地面積の七五%を占めてゐる。即ち半島中軸山脈の斜面の低部及平原を被ひ、東南部にては沿岸及山嶺の高部を除く全森林を占有してゐる。本種森林の特長として、上階段には高さ通常百—二百呎(枝下高)のみにて、屢六〇—九〇呎に達する巨大なる

常緑樹が聳立し、屢甚大なる纏繞植物及攀緣植物に攀繞されてゐる。其の下層には小木や棕桐が灌木・蘇鐵・藤・竹等と混生し、下生は屢足の踏入れ場もない程繁茂してゐる。二羽柿科殊に二羽柿屬の廣く分布してゐるのは本種森林の最も顯著な特長で、其の組成植物は甚だ豊富であるから、林産物も頗る種類に富み、絶大なる價値を有す。

(二) 山岳常緑林 此種の森林は全國に亘り標高三千呎以上の山嶺に見受けられ、原則として踏入り難い密林を成す。今日尙未踏査の儘にて、商業上にも經濟上にも全く其の價値を認められてゐない。

(三) 松柏科林 本型の森林は北部及中部全般に亘り通常二千呎—五千呎の高度に生育し、主として松屬の Pinus Khasya 及 P. Merkwui より成り、下生は比較的開闢である。本種林は地方民が少量の松脂を採取し、時折少數の香木を伐出する外、商業上の價値を認められてゐない。

(四) 沿岸林 此の種森林は所謂マングローヴ林にて、沿海低地の鹹水泥澤に生ず。當國にてはメナム・チャオ・ブライヤー河口沿岸及半島東岸には小バツチをなして點在し、チャンダブリー縣には可なり大面積のものがあるが、最も廣大なる本種林は半島西岸五百呎に亘りて散在し、總面積約七五萬畝に達す。本種林は特異なる状態の下に生育するが故に、樹林は環境に適應せる特種の構造を具備する少數種に限られてゐる。其の中最も重要なものは漂木科に屬する樹種(三〇種以上)にて、之を總括的にマングローヴ(又は紅樹)と云ふ。本種林は比較的少面積に拘らず、甚大なる經濟價値を有し、本種林所在地の五—一〇%は本種林より生計を立てゝゐる。

落葉林 落葉林は北部・中部・東部の殆ど全林を占め、繁延して半島の北部に及んでゐる。土壤の變異により植物群落も所に依て多様の亞型を呈出してゐる。當國の落葉樹は秋及冬の寒氣と、春及夏の乾燥(即ち過度の暑氣)との二原因により二期に落葉する。而も後者が遙に多數を占めてゐる。

(一) 北部及中部の乾燥落葉林 北部にては此の種森林は林地の過半に亘り、之をパー・ペー(Pa Pe)又はパー・デーン(Pa Deng)即ち赤林と俗稱し

兩州にも多少之を見る。諸種の落葉樹(主としてデーレン)及竹を蓄積し、其の間に Oak が或は小群をなし或は獨立して不規則に散生してゐる。尙本種も乾暑期には全林落葉し、例の如く山火事に見舞はれる。本種はチーク以外に數多の貴重材及ラックを産し最も重要である。

二 山林行政

チーク 沿革—當國のチークは主として緬甸人及シャン人が、チーク林を所有管理せるラオ土侯より特許を得て地方的に伐採使用してゐたが、特許の濫發及伐採の不規則に加へて、十九世紀末數多の歐人會社が進出したので、チークの伐採は益々混亂状態に陥つた。時恰も造船業の世界的勃興によるチーク市價の奔騰した際であり、伐採數量は急増したが、濫伐に濫伐を重ねた爲、當國チーク林は遠からず伐り盡されようとする危機に際會した。當時伐木税はラオ土侯により徵集され、其の半を中央政府に納入することゝ業を安固たる組織的基礎に置く爲、政府は一八九六年斯界に老練な英人 A. Brade 氏を緬甸より聘し、次いで内務省内に森林局を創設して各種林制の改廢を行ひ、頑強なるラオ土侯の反對を排して漸次チーク林の支配權及徵稅權を獲得した。

現政—當國チーク林は從來緬甸に採用せる Brade 氏選定法を採用しつゝある。即ちチーク樹を大きさにより一、二、三等樹に分ち、二等樹の最小樹が一等樹に成長する平均年數を算出して伐採周期とし、同周期内に一等樹を伐了する方法である。暹羅では一九〇八年度より同周期を三〇年とし、各借區は二分し、各半は更に三分區に分ち、一分區宛を四—五年間に伐了して行き借林の一半を一五年間に、全林を三〇年間に伐了することゝしてゐる。一等樹の最低樹周は歐人會社は六呎八吋半、其他は七呎とし、其中結實用其の他の造林用樹の他に、二、三等樹の蓄積過少に備へて更に總一等樹中の最良最健樹六%を保留する。卷枯しは森林局自ら行ふ(卷枯し料每樹一銖)。其の

てゐる。通常平原又は低い前山、時には急峻なる丘陵(四千呎以下)にて、普通紅土質の土壤に生ず。一般に外觀は開闢にて草深く、乾燥暑熱酷烈にて、中型又は小型の少數の樹木が疎生し、下生は長草又は散在せる藪よりなる。乾期には規則的に山火事に襲はれるが、自然再生は元多に行はれ、直に樹勢を盛返す。本種林にはトウソク(Tung ラオ名)又はブルアン(Puang 暹名)林をヒエン(Hiang ラオ名)又はテン(Teng 暹名)林、(一)乾燥雜林の四亞型があり、互に混交してゐる。

チークには同名樹(Dipterocarpus tuberculatus)が最も普通且つ優勢な最大樹(特に樹高八〇—九〇呎樹周八呎)をなし、本種林は砂質及壤土質土壤を好んで生じ、樹高七〇—八〇呎、樹周六呎に達す。同名樹(D. obtusifolius)が最大且つ優勢な林木として普生する。(二)のソグ(Sorea obtusa)林及バク(Pentacme acuminata)林は頗る酷似し且つ甚だ混交してゐるので、兩亞型の判別困難で平原又は低い山よりなる乾燥瘠地を好むから、自然林木は通常中型又は小型にて、高さ五〇呎、樹周四五呎以下である。(三)林は金合歡、ガムビール等を優勢樹とするアカシア屬林である。

中部にもこの乾燥落葉林に酷似する大面積の落葉林がある。

(二) 西南部の乾燥落葉林 土壤林型共に前項と本質的に類似せる落葉林が平原及丘陵に繁延し、地方建築用材は勿論年々著量の柱材を首都に輸出してゐる。

(三) 東部の乾燥落葉林 東部の約三分の二を被覆し大部分は未踏の儘放置されてゐる。當地方の森林も既述の亞型と共通なる特長多く、深い壤土地にては仲々美事な林木よりなる。林木の五割はテン及ラインにて、ブルアンは二割を占めてゐる。本地方の落葉林も亦年々山火事に襲はれる。因に北方及東北鐵道の敷設は同地方の森林價値を著しく増大した。

(四) 混生落葉林(チーク混生林) 本種林は主として北部及中部に生じ凡ゆる位置及方位、二百乃至二千五百呎に亘る凡ゆる高度を占め、互に混交し合つた數多の亞型を呈出してゐる。此の外ラーチブリー及ナコーン・チャイシー



他不可能なる場合を除き横切は凡て鋸を用ひ、地上二呎以上より伐取し得ぬこと、生樹を伐取し得ぬこと等諸種の制限を設けてゐる(代木税に就ては「税制の部」参照)。

チーク以外の林産物 森林局はチーク林行政に没頭し、他の林産物は久しく等閑に附せられたが、其の國家財源としての絶大な價值及濫伐による甚大な損害に覺醒し、一方雜木事業會社の出現するに及び、一九一〇年頃より漸く貴重樹伐採に對する課税、伐採樹の樹周の制限、其の他諸種の保護手段を講ずるに至つた。越えて一九一四年二月現行山林法及之に關する省令を公布して先づ重要な地方より始めて漸及的に施行し(一九二二年全國に完施)、一九二一年度には樹油・樹脂・樹脂等の重要なものゝ保護規則を發布し、一九一五年以降はチーク地帯以外にも林區を漸置した。現行山林法に據れば、全樹木は(a)無保護樹及保護樹の二種に大別し、前者は開墾放棄に關して別則を設ける外自由に伐採使用し得るが、後者は伐採・上付・剪枝・製材等に許可を要し、所定の最低樹周以下の樹木は利用し得ぬ。(b)は更に貴重樹(貴重樹)普通樹の三者とし、(c)は一切剪枝及伐採を禁止、(d)及(e)の營利的伐採者に許可される權利には二種があり、第一は特定地域内の特定樹の伐採獨占權を特定人に與へるもので、第二は人数に制限なく一定地域内の特種樹木の伐採を許す普通伐採權である。第一は當該地域内の蓄積見込數に應じその見込價額の一割を超えざる伐採税を前納せしめるもので、功勞者、地方有力者、有産階級等に賦與するが、現今は地方民保護上之が廢止方針を採つてゐるから、僅少の地方に之を見るに過ぎない。第二にあつては出願者の資産信用を考慮し毎本〇・五銖の前納金を納付せしめた上一〇本の伐採許可を一箇月の期限付で與へるもので、伐材は指定地に於當局の検査を受け、納税した後搬出を許され、此の際前納金は拂戻されるが、法規に違反し又は期限内に搬出を完了しなければ權利は無効となり、搬出未了材及前納金は沒收

され、伐採許可の更新も困難となると云ふ。(b)の樹種・樹周の制限及税率は地方によつて相違があるが、税率は九太及薪材は大臣の定める率に準じ、角材其他の製材には其の二倍とされてゐる。

山林局 一八九六年前記スレイド氏の庸聘と同時に内務省内に創設され、一九二二年初に農務省に移管、一九三二年に一旦前者に復歸したが、直に農務省と共に經濟省に移り、農務省の獨立後再び同省の所管の下に今日に及んでゐる。

山林行政の單位は林區で、現今一七林區を算し、殆ど地方行政區劃の州と境界を同じくするが、一州を二林區に分つ州二、三林區に分つ州が一あり、反對に二州を一林區に包括せるものも一、二ある。林區は更に六八の小林區とし、一六二の林稅支所を有し、小林區は更に數多の小一區一域に分割することゝしてゐるが、職員不足の爲後者は仲々完成されさうにない。

現今山林局には秘書室(登錄・林務員養成・統計の三係)、會計課、保林課、施業案及造林課、山林開發課(局營チーク業及監視の二係)、卷枯課、調査課(山林利用・植物・動物の三係)を置き各林區及山林區には主事を置く。

山林費 山林収入は着々顯著な増大振りを示しつゝあり、山林局創設以來三九箇年間に總計約七、三一六萬銖、即ち年當り平均約一八〇萬銖の純益をあげてゐる。最近四箇年は好況時代たる一九三二―三三年迄の四箇年に徴し著しい衰退を示してゐるが、而も尙山林局創設當初の五箇年平均に比較すればチーク収入は二四・六%、雜収入は六〇・一%、チーク以外の木材収入の如きは實に五、三・八九%に膨脹して居り、従て收入總計は約四倍に達してゐる。然し收入に對する支出歩合は同局創設當初五箇年平均の五四%より最近四箇年平均は二九%に激減し、右好況時の如きは僅々一九%を算示してゐる。右は一見好現象の如く見えるが、當國林政は尙完備に遠く、幾多の問題を残してゐるから、支出歩合の低減は決して賢明な策とは見られてゐない。

山林局 收入支出表

Table with columns: 年度 (Year), チーク (Teak), 他材 (Other materials), 雜計 (Miscellaneous), 支出 (Expenditure), 收入超過 (Income surplus). Rows show data for years 1911-1935 and averages.

三 チーク

概要 チーク林は過去現在將來共に當國の最重要なる國有森林財産にて緬甸と並び質量共に世界隨一の産地をなす。チーク林帯の主帯は北緯一七度より北緯國境、東經九七度半より一〇一度半の間に介在してゐるが、メナム・チャホ・プラーヤの西側にも北緯一四度以北に小林が點在し、同河東部に二、三の分帯が南延して北緯一五度に達してゐる。その全面積は大略十萬七千方呎であるが、チークは本林帯全般に亘り好條件の地を散生するもので、産チーク面積は恐らく二萬七千方呎即ち全帯の約四分の一を超えない。チークは原則として二、五〇呎以下の高度に生じ、喬大となり、灰色の剝脱性薄皮を有し、卵圓形の大葉を附ける。樹幹は眞直ぐな圓柱狀を呈

林政の將來 林政上の懸案として、(一)輸出用竝に國內消費用林産物の供給確保及水源、氣温、降水の保護調節等の爲保護林設定の法令發布(目下政府に於て審議中)、(二)脂・膠・油等の雜林産物の管理方法改善、(三)官營事業林以外の全貴重重林に對する施業案の作成、(四)山火事の防止及雜林産物の調査開發(後者には先づ専門家に對する植物の蒐集分類を要し、爾後交通機關の開發による邊陲林の市場への近接が必要)等の諸問題を有し、林政の將來は仲々多事であるが、最も重要なものはチーク、唐木等貴重重樹の植林にて、過去及現在の如く山林管理甚だ不完全なるに鑑み遠からざる將來に於て必ずや貴重樹の供給激減を免れないものと見られる。尙、一九三九四〇年に於けるチーク伐採特許權の満期後、チーク伐採林の八八%を占めてゐる白人商社に對して政府が如何なる態度に出るかも興味深い問題である(チークの項参照)。



し、屢胡麻殼溝があり、基部は板根状をなす。乾燥地にては一月中旬より落葉するが、濕地にては四月に至る迄落葉せず、雨期到来と同時に落葉し、通常六、七月に開花、果實は二―三月に脱落する。

暹羅に於けるチークの再生は竹藪及一種の蔓草の日蔭により著しく阻害されるが概して可なり活潑である。本林の年中行事たる山火事はチークの實生又は幼木を焼却して其の生長を阻害し、巻枯し後の枯死樹を焼損するが、全體より見れば、下生の繁茂を抑制してチーク幼木の生長を助成し、又は落果の堅殻を焼いて發芽を促進する等、損害を償うて尙大なる利益があると謂ふ。チーク栽培園はプレー(Plare, Pre, Phray, Brae)林區(四〇五畝のもの)、サルウキーン林區(二五五畝のもの)その他に少數あり、その總面積約七五〇畝、豫定年限たる九十箇年を満了すれば之より六千乃至九千本の成樹を産する筈である。

當國に於けるチーク分布の主なる特長は極めて散在性を有する點で、大面積に亘り連続せる其の單純林を見ることは稀有である。今新伐採契約に於て巻枯し用に選出された同樹数を主要河川の排水地域別に掲げ其の分布を見るに次の様である。

Table with columns: 排水地域, 巻枯し用選定樹数, 方哩當り樹周五呎以上の樹数. Lists various drainage areas like Mee-yom, Mee-wan, etc.

當國にてチークの分布を支配する主要要素は湿度、高度及土壤である。湿度過分なれば常綠林に占代されるが、二、五〇〇呎以下なれば凡ゆる高度に適應してゐる。チークは紅土を除く全土壤に生育するが、北部暹羅全般に見受

ける豊沃にて深く排水良好なる壤土又は砂質壤土(殊に石灰岩系統)を最も好んで生長し、排水良好な盆地層にても葉晴らしく生長旺盛である。

當國産チークは他國の産樹に比して決して遜色なき大きさに成長し、今日最大樹には胸通り樹周二九呎半全長一五一呎に達するものがある。成長率は土壤其他の要素により甚だ不規則であるが、以前山林局が土壤・高度・産地を異にする産材四百本に就て調査した結果、平均増周率(A表)及樹周七呎に達するに要する地質別年數(B表)は次の如くである。

Table with columns: 胸通年數, 胸通所要成長年數, 土壤及下層岩. Includes sub-tables A and B.

又相異なる情況の下に成長したチーク六〇九本に就き、樹周と樹高との關係を見るに次の如くである。因にチークは樹周四呎以下にては無枝樹幹を形成しない。

Table with columns: 胸通樹周, 全樹高, 樹下高, 胸通樹周, 全樹高, 樹下高. Lists measurements for different tree sizes.

伐採及輸出 選定及巻枯し―山林局員は自ら伐採すべき借區を捜査して先づ見取圖を製作し、所定樹周以上の樹を選出する。次に右選定樹の地上―五―二呎の箇所に内外兩皮を通じて木質部に達する幅四―五吋の輪狀刻目を附し、其の儘立枯れとして浮游性を附す。斯くて完枯するには最短二箇年、中には三箇年餘を要す。尤も可伐樹周以上のチークの一部及巻枯し用選定樹の六〇以下は結實用及將來の産量調節の爲保存する。

伐木・造材・牽出―爾後の作業は借林權者又は其の下請人が行ふ。伐採作業には以前は殆どカムー人の契約苦力を使用したがつ、現今は漸次地方在住のラ

オ人・シヤン人・カリヤン人を使用するに至つた。伐木作業は伐材の裂傷を防ぐ爲、普通土地柔軟となる雨期に行ふ。不健康樹の他は凡て地上二呎以下を鋸にて伐取するが、袖夫は二人宛一組となつて作業し、普通一組が一日三―五樹を伐採する。伐倒すれば直に枝を掃掃して樹皮を剥ぎ、必要な長さに横切にする。丸太は吟味してベケ材は其の場に放棄し、殘餘は象及滑車にて牽出可能な地點に搬出する。丸太の兩端には牽孔を穿つ。滑走を容易にする爲一端は角を取り、その端の牽孔に鎖を通し、一頭以上の象にこの鎖を結付けて河岸又は車道上の集散場に牽出する。此の際集散場迄を約千碼宛に區切つて牽出し、各工程の終點にて更にベケ材を選出して遺棄する。集散場にては最後の檢材を行ひ、通過した丸太は産出借區及所有者を示す印標を附す。若し水路遠き時はラオ人請負師をして乾期に車力にて搬出させる。

丸太が産地より整谷に到達するには伐採時より四―五年を要す。搬出助成工事―當國産チークは凡て流搬される爲、借林權者は爆破による河川導修・水道の掘鑿・築堰による水量及水勢の増大等諸種の手段を講じて流搬を助成す。若し流搬すべき河川に遠く且つ車力搬出の不可能な時は、丸太運搬用の軌道をつけて汽罐車又は象力にて搬出し、又は滑材路を準備する等、驚くべき高費を投じて搬出を助成してゐる。



當國產チークの流搬高は次の如くである。但し次表には借林権者が市場不向材として林中に残置したベケ材を含有してゐない。ベケ材は森林局が出来る丈地方にて賣捌くが、斯る材をも含む數を確示することは不可能である。尙一九二六年度以降のサルウキーン及洞公兩河の流搬高は不明である。

チーク丸太水路別搬出本數表

Table with columns for Year (年), Volume (年度), and Location (水路別). It lists export volumes for various rivers like Mae Nam, Salween, and others from 1925 to 1937.

當國チーク林の蓄材状態を見るに現今一等樹に比し二、三樹著しく少數なると、メナム・チャオ・ブライヤール流域の産材力は年當り五萬本内外と見積られつゝ最近一五箇年平均九萬三千本を伐出せるとは、従来の過剩伐採を物語るものにて、次期伐採周期には或は四〇%に近き減産を見るものと見積られてゐる。因に現今暹羅は世界チーク産量の六五%を占めてゐると云ふ。

内國市場 チーク丸太は其の伐採より製材に至る過程に於て幾度も借林権者の検査を受け、其の都度輸出不向材は遺棄され又は地方にて販賣される。山林中に遺棄されたベケ材は、山林局が之を極力地方に賣捌き、其の中最良質のものは應々パークナムポー迄搬出して賣却する。特にパークナムポーは此の種のチーク取引最も盛んで、其の取引期たる十二月の減水期には、盤谷・アナタヤール等よりも仲買人が蟻集する。仲買人は買付けた丸太を主として支那人經營の小製材所又は手挽所に轉賣する。是等小製材所は大製材所にて主要輸向用材を採取した後の屑材と共に之を製材し、造船・建築・指物等諸種の地方消費用材を採集する。斯くてパークナムポー及盤谷にて地方消費に賣却されるチークは著大なる歩合に上り、一九三三―三六年度五箇年平均の年當りの丸太搬出高及輸出高に據ると、總搬出丸太の用材見積高(丸太本當り平均五〇立方呎の用材を産するものとして)の六五・一%は國內にて消費される。而も一九三〇―三一年迄五箇年平均の同歩合は五〇・〇%、一九二五―二六年度迄五箇年平均の同歩合は三九・五%、遡つて一九一五―一六年度迄五箇年平均の同歩合は三二・三%なるに徴し、國內市場は著しく重要性を増しつゝある。右は用材消費量であるが、チークは鋸屑・鋸屑さへ燃料として利用され全く廢耗を見ないから、斯かる微細なる點迄考慮する時は最近五箇年平均年當り總搬出高の七六・七%に達す。而も之には山中にて地方的に處分されるベケ材を含ませぬ點に想到すれば、國內市場は如何に重要なかを察知し得る。

輸出市場 沿革―當國產チークが世界市場に其の名を博するに至つたのは、一八八五年英國が上緬甸合併後同地のチーク林を閉鎖して以來の事に屬し、爾前本貿易は主に支那人の手中にあつたが、至極く密々たる需要を見るに

過ぎなかつた。然るに緬甸のチーク林閉鎖の當時は、恰も世界造船業の勃興に伴ひチークの市價奔騰した際として、歐人は直に當國チーク林に着目し、其の伐出及輸出に投資するに至り、次いで林業専門家を雇備して山林局が創設される等、諸般の狀勢は直に産量の増加と品質の改善を促した。斯くて盤谷のチーク輸出高は一八八七年度五箇年平均の二萬立方噸(一〇三萬餘)より一九〇九年度迄五箇年平均の八八千立方噸(千二百萬餘)に亦増した。併し其の

チーク品別輸出高及輸出價格表

Table with columns for Product Name (品名), Volume (輸出高), and Price (輸出價格). It lists various types of teak products like logs, planks, and boards with their respective export volumes and prices from 1930 to 1935.

後連年に亘る市況不良と政府の濫伐嚴禁とに因り四萬立方噸(五百萬餘)内外に減じたが、一九一九年度及其の翌年は大戰の影響にて七萬立方噸(千二百萬餘)に達した。爾後再び減退して六萬立方噸(八百萬餘)以内を變動して來たが、一九二七―二八年度以降四箇年間は貿易好調期に際會して六六―七六千立方噸(九七四―一、二四萬餘)に激増すると共に價格も一九二〇年以來の高價を示した。然し爾後世界不況の影響を受けて左表の如く輸出量額共に著減するに至つた。

輸出量額―角材は製材所より組筏して曳引し其の他は小舟に積載して積取船に搬出する。暹羅のチーク輸出高は上表の如くにて、米・錫に亞ぐ重要輸出品をなす。而も之は暹羅產チークの總輸出量ではなく、洞公及サルウキーンを經由して印度支那及緬甸に流出される暹羅產チーク(一九二五―二六年度に徴し總丸太搬出高の夫々三・八%乃至一〇・九%は右兩河を流下搬出さる)の輸出高も可なり著量に上ることと思はれる。

仕向地―印度及錫蘭は往昔輸出高の過半を需要したが、輸入税の引上と極東市場の需要漸増とに因り其の過半を香港・支那・日本等に讓與するに至つた。歐洲市場も之と略同様なる變遷を辿りつゝある。日本の需要は角材及厚板にて、高級品(通常木理美しき)を需要する點で英國・丁抹・阿弗利加等と共に著名である。



チーク仕向地別輸出高表

A 輸出货量歩合隔年對照

年	印度・錫蘭	香港	支那	英本國	日本	其他	其他歐洲
一九二七	1,979	2,638	8,640	6,717	10,890	1,877	1,571
一九二八	1,979	2,638	8,640	6,717	10,890	1,877	1,571
一九二九	2,339	1,955	7,574	9,210	7,380	1,735	1,571
一九三〇	1,906	1,955	7,574	9,210	7,380	1,735	1,571
一九三一	1,906	2,310	11,321	7,181	6,330	6,000	1,571
一九三二	1,906	2,310	11,321	7,181	6,330	6,000	1,571
一九三三	1,906	2,310	11,321	7,181	6,330	6,000	1,571
一九三四	1,906	2,310	11,321	7,181	6,330	6,000	1,571
一九三五	1,906	2,310	11,321	7,181	6,330	6,000	1,571
一九三六	1,906	2,310	11,321	7,181	6,330	6,000	1,571

B 品別及地別輸出高 (一九三五—三六年)

仕向地	品別				計
	角材	厚板	屋根板	丸太・木口	
新嘉坡	1,111	1,610	—	—	2,721
英領印度	—	—	—	—	—
錫蘭	—	—	—	—	—
香港	—	—	—	—	—
支那	—	—	—	—	—
日本	—	—	—	—	—
英本國	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—
計	1,111	1,610	—	—	2,721

單位：噸  
出所：The Teak Industry of Siam 及暹羅貿易年報

獨逸 立方噸 1,111  
南阿聯邦 立方噸 1,111  
和蘭 立方噸 1,111  
其他 立方噸 1,111

品別及地別輸出價格表

年	香港	日本	支那	印度・錫蘭	南阿聯邦	荷蘭東南 阿弗利加	新嘉坡	丁抹	英國
一九三二	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
一九三三	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111

單位：立方米當り  
出所：暹羅統計年報

角材 1,111  
厚板 1,111  
屋根板 1,111  
丸太・木口 1,111  
其他 1,111

輸出市場の將來—歐洲市場は市況不安定の爲英國を除いては殆ど活氣なく、而も大戦時發見されたチーク代用品と、爾後の海軍軍備の縮少とに因り

チーク消費量は漸減しつつある。又印度市場に於ては一五%の高輸入税を免かれ運賃及爲替の利益を有する緬甸産品との競走がある。故に當國産チーク







地方の常緑林に産するが豊富でなく、樹幹直長(四―八米)にて枝梢少く、紫檀に比して大木があるが、甘皮が頗る厚く之を剝離すれば用材とするに足らぬものがある。棚、箱、椅子、卓子の縁、小刀の柄、その他廣く指物細工に使用され、その果實は染料に供せられる(其他の林産物の項参照)。因に市場人間には、本種の心材は多少香味を帯びた本黒檀即ち青黒檀で、最も堅硬緻密光澤良好であると云はれる。

花欄 (Pterocarpus tateus, Willd. or P. matorocarpus, Kurz. 暹名 Pradu) 花欄ヲオ名 Du 英名 Pradu wood) はナコン・ラーチンマー、ピサマローク、ナコン・サワン、バーチンブリーの諸州及サラブリー地方の落葉林に豊産し、前者は英名の Burmese rosewood 日本名の印度紫檀・青龍木、後者は英名の緬甸ハドックと同材にて、本邦唐木商は本場花梨と稱す。粗林中のものは四―六米であるが密林中では一五―一六米に達し、直徑〇・五―一米に達す。支那人が免許を受けて多量に伐採し汽車にて盤谷に搬出、主として輸出され、國內にては稀に船室の一部、牛車、板橋等に使用されるに過ぎぬが、支那は農具等に愛用せられ、因に産地では本材を Pradu hoi(支那名紅梨) Pradu taykoi(油梨) Pradu hai(硬花梨又は石花梨) Pradu dia(血色花梨) Pradu son(酸花梨) Pradu luan(黄色花梨)等種々の品種に別けて云ふ。

牛角木 (Dalbergia cultrata, Graham. 北部ヲオ名 Ket dan, Kam pi, D. Kerr, Crab 暹名 Kapi kao kwai) はナコン・サワン、ピサマローク、ナコン・ラーチンマー、ラーチンブリー、バーチンブリー諸州、殊に北部の落葉林に産し、形態・材質等鐵刀木に酷似する紫黄色材にて柱材として甚だ美麗であり、時折著量の輸出を見る。本材に酷似し時折輸出を見るものにヲオ名 Kaydeng (D. elongata) 云々。  
鐵刀木 (Casia suriana, Lamk. 暹及ヲオ名 Ki lak) はナコン・シータ

ムマラト州、チナムボーン地方、北部等に産し、屢栽培される。長さ四―一〇米にて、鐵錆色材を産し、建築及造船等に役者に於て鐵釘代用に重用される。

黄楊柴 (Gratia sp. 暹名 Pin) は暹羅西岸のチナムボーンより東岸のチャンタブリーに亘る沿岸の山岳及島嶼地にドン・プラー、フアイ山脈熱帯常緑林及半常緑林に産し、茲數十年來日本人の手により日本へ皮付の儘輸出され、割目を生ぜぬ特長から廣く彫刻用に賞用されるが、暹羅國內にては棧に菓子器又は香油入等の蓋物細工に供せられる。材質は環境により大差があり、乾燥せる岩質地産は最も優秀で濕地産は殆ど用をなさぬと云ふ。

右諸唐木は常に雜木林中に點々散生して純林をなすものなく、而もその分布は甚だ廣汎に亘るから、蓄積量の調査及伐木搬出は頗る困難であり、産量は中央市況により著しい變動を示す。然しその供給は逐年漸減してゐるもの如く、地方官憲は法令を勵行して濫伐防止に腐心しつゝあると云ふ。植林は全くなく、盤谷其他の都市に街路樹として花欄及鐵刀木を栽植してゐるのを見るのみである。

樹木の制限及税率―普通伐採權(山林行政の項参照)に於ける課税率は州により、多少の相異があり、立方米當り八銖(紫檀)乃至一・五銖(鐵刀木)としてゐるが、事實は〇・一銖餘を徴收せるに過ぎぬと云ふ。尙可伐樹の樹周は紫檀・紫檀・鐵刀木・牛角木は地上―一五〇釐、黒檀一七五釐、黄楊柴は六〇釐以上なるを要す。

伐採權者―唐木伐採は内外人・地方民・外來者の如何を問はず許可されるが、伐採許可樹数は出願者の人格信用の如何に應じて定められる。因に既得權者の多くは支那人で暹羅人は稀である。  
伐木及搬出―伐採業者は中央市場よりの注成品により又はストックとして伐採する他、その多くが併營せる雜貨其他の商品の貸付金回収の爲暹羅人の伐採せる唐木を引取ることも少くない。伐採作業は主として乾期に行はれ、車力搬出に最も不便な七、八、九月(雨期)には休業する。先づ本樹は出来る限り地面に近く鋸斷して倒し、枝梢を拂ひ、適宜の長さ、需要の希望及搬出の

(ケーン・ルアン)、炳記及振發利(バーン・ピン)、炳利(ラム・バーン)

半島鐵道沿線 タン・ピロム(マチャブリー)、協源及ナイ・ギョウ(ダブ・サケー)

東方鐵道沿線 芳利(ター・カセム)、ワタナー合資會社

唐木取扱上の注意―類似品甚だ多く、例へば紫檀は *Lygia dolabriformis* (後記) 漆の木(後記)、紫檀に、黒檀は *Madroon* に、花欄は *Dalbergia oliveri*、*G. bilbe* (*Kaydeng*)、*Aocata* sp. (*Katipiman*) に酷似し、黄楊柴の如きは一見鑑別困難な樹種が甚だ多い。之が眞實は比較的短日月の経験で容易に判別し得られるが、欺瞞を事とする支那人又は暹羅人相手の取引と常に注意を要すると云ふ。材内に大なる空洞を有し、又は伐採後時日を経たものには白蟻の被害を受けてゐるものがある。又同一樹種にてもその産地及土質によりてその色澤及木質に特徴ある點も注意を要す。

(註) 本稿は主として暹羅唐木類に関する調査に關つたから、從て引用の数字は多く同書發行昭和七年十月當時のものである。

其他の有用材 唐木その他にも著しく有用材に富み、著量の輸出を見るもの及び莫大な内國消費量を見るものが甚だ多い。その中最も普通且つ有用な産材を拾ふと次の如くである。

ヤーン其他の二羽柿屬―二羽柿の産材は大部分硬度及耐久力中庸にて通常淡紅か又は灰褐色を呈す。其の豊産と低廉とにより近年其の重要性を著増しつつあり、安價な建築用材として廣汎且つ著量な内國消費を見てゐると共に對外輸出も可なり發達し、殊にヤーン樹(暹名及ヲオ名 Yang, *Dypterocarpus turbinatus*, Gaertn. *D. alatus*, Boeckl.) は輸出用材として著名で、*D. tuberculatus*, Roxb. (暹名 Pluang or Kuang, ナコン・ラーチン、*Tung* or *Kung*) 及 *D. obtusifolius*, Teysm. (暹名及ヲオ名 Hiang, Yang hiang, Sabang, Tabeng) も内國消費用材として著名にて、落葉林に豊産する大樹である。その産材は褐色にて乾燥し、建築用殊に板として著量の需要があり、風及白蟻に對し保護を加へれば保存期可成永く、殊に、前者は水中に於ける耐久力甚だ強く、二〇年を越へば尙健全である。この外本屬の諸種は優秀な薪材及樹脂の産源と

便否により相異があるが、大體コーラート地方では二米、北部では二―四米に切斷した後、外皮及甘皮を剝離して堅硬美麗な心材のみを採取し、北部では象と牛車により其の他には専ら牛車により最寄りの集散地に搬出する。唐木の集散地は次の諸地である。  
〔東北鐵道沿線〕はケーン・ローイ(*Gaengkoi*)、ニーク・ナムン(*Pak Djong*)、ナーキヤ(*Sikhu*)、クーン・ナムン(*Sung Naen*)  
〔北方鐵道沿線〕はスワンカローク、ナム・セーン(*Chun Seng*)、ウタラ、ライット、デーン・チャイ(*Den Jaya*)、ケーン・ルアン(*Geng Luang*)、ミン・ユン(*Ban Kin*)、ラム・ナムン(*Lampang*)  
〔東方鐵道沿線〕はクラビン、ター・カセム(*Tha Kasani*)、ワタナー(*Wathana*)  
〔半島鐵道沿線〕はバーン・ポーン(*Ban Pong*)、ラーチンブリー、マチャブリー、コラック、タブ・サケー(*Thab Sak*)  
右集散地より地方市場、盤谷迄は殆ど鐵道で搬出される。蓋し重量過大で舟搬に不便であり、浮游性なきのみならず水により著しく材質を損ぜられるからである。伐採及搬出に従事する労働者は暹羅人及ヲオ人である。伐木・截斷・甘皮剝離作業の所要賃銀は二米のもの一カム(樹徑平均三吋)に付〇・七五銖内外、象又は牛車運搬費は一日行程三五銖、コーラートより盤谷に汽車輸送すれば一貨車運賃六三銖及揚卸掛一〇―一二銖を要し、此の他前述の税金、監督費、及利子を算入するを要す。  
商習慣―商業の部参照。

唐木商―一九一五、一六年の好況時代には首都及地方合して數十人の唐木商を見たが、現在は左の如く激減した。

盤谷―老長發、得茂、萬和盛、大谷洋行、江畑洋行  
東北鐵道沿線 チェックガック(ケーン・コイ)、協源(シーキウ)、茂盛(コーラート)、ドン・プラー、フアイ山脈中の鐵道沿線に二、三の支店を、スリーン、シーサケ等に數多の出張所を有す)  
北方鐵道沿線 美利棧(スワンカローク)、和合(ウタラディット)、榮源







運送……林業

Table showing export prices for various goods including wood products, oils, and other commodities. Columns include '品別' (Category), '輸出品' (Export Item), and '輸出価格' (Export Price).

木材及木製品輸入高表

Table showing wood and wood product import statistics. Columns include '品別' (Category), '輸入品' (Import Item), and '輸入高' (Import Volume).

B 仕出地別輸入額表 (一九三三—三六年)

Table showing import statistics by origin. Columns include '仕出地' (Origin), '板及垂木' (Plank and Lumber), '家具' (Furniture), and '木製品' (Wood Products).

事業會社 チークの如く發達を見ぬが、東部に數箇の小借林、東南部に二箇の大借林、半島最北端に一箇の借林があり、其の他は最大一萬本より最小二、三本に亘る大小種々の伐採免許を得て伐採に従事してゐる。其の中大事業會社としては暹羅灣東岸シーラーチャの Strathia Co. (暹羅會社) 及半島ペンダーンの The East Asiatic Co., Ltd. (ト抹會社) の二者がある。共に長距離に亘る運材軌道を敷設し、象又は機械力にて原料丸太又は製材を搬出し共に事業地に完備せる製材所を有してゐる。(工業の部参照)。

五 スティツク・ラツク

概要 ラツクはラツク蟲の分泌物にて、染料と樹脂とを含有し、主として英領印度・暹羅・印度支那等に産出する。ラツク蟲の生活史—幼蟲は雌の死體より脱出後二—二〇時間の後に樹枝に定着して樹液を吸食し、樹脂様物を分泌し、體の周圍を被覆して巢とする。この巢が相集つて終に樹梢を被覆する頃、雄は巢穴を脱出して雌を訪ひ、後者は受胎し胎生幼蟲を育て、死滅する。幼蟲は一定時に母體より脱出して定著し、再び右の生活を反覆する。斯くて一年二回即ち五月及年末に脱巢する。

運送……林業

700

輸入状況 當國は豊富なる木材の供給を見つゝ尙可なり著額の木材及木製品を輸入してゐる。

出所：同前表

播種法—播種前宿主樹の發育を助ける爲寄生植物及古枝を悉く艾除し、害敵たる蟻の登攀を防止する爲宿主樹と接觸せる他樹の枝や附著植物を掃除し、防火の爲下生を清掃する。次いでラツクが脱巢し始めた時を見計らひ、氣泡を有する帯赤色の最大被殻の附著せる樹梢を切取り、四—七日以内に豫定の樹枝に粘着する。此の際被殻が一面に附著してゐない種枝は二、三本宛東ねて接種する。ラツク蟲は接種後二—三〇日以内に完全に脱巢し、新枝に定著して樹液を吸食する。

ラツクの採集—被殻を有する枝は切落して一兩日陽干しにする。大被殻よりは枝を抜取り、小被殻は其の儘にし、再び一〇—一五日間乾燥した後納屋に貯藏し又は麻袋に詰める。之が即ち 棒ラツク (暹名 Krang) にて、此の際ラツクのみを洗滌したものを商業上シード・ラツク (Seed-lac) 之を更に沸水にて溶解し冷却凝固した黄褐色半透明の薄片をシェラツク (Shellac) と云ふ。

ラツクの用途—ラツクは染料と蟲膠とを含有する。以前は洋紅の代用物として染料にのみ利用したが、アニリン色素の發見後其の價値を減じ、蟲膠の用途開發と共に後者が却つて甚だ重要な國際貿易品となつた。國內消費用ラツクは輸出不向品にて、絹絲及綿絲の染色に利用する。輸出市場にては、蓄音器のレコード・ヴニス・封緘・石版用インキ・砥石・腕輪・玩具・絲綉・被電器器具の絶縁材料等廣汎なる用途に蟲膠を供し、色素としては蠟に亜麻及絹絲の染色に利用される。而も蟲膠の利用範圍及消費量は逐年増大しつつあり、商品製造簡易にて比較的耐火性強き點より、將來セルロイドに代つてラツク工業は大いに勃興すべく、ラツクの將來は實に洋々たるものがある。

培養狀況 沿革—西曆一五—一四四年にマラツカ海峡へ來航したフロレンス人 Giovanni di Niccola の記録に「Tamarac(テナツセルム)及 Sarrau(今のアユタヤ)はマルタパン品よりも尙良質のラツクを産す」とあるより推想すれば、當國のラツク培養は當時既に一廉の産業を成したものと如く、右テナツセルム・ラツクも恐らくアユタヤよりの輸出品であらう。爾來四百有餘年、當國は英領印度に亘る大産地として堅實なる輸出量を示してゐる。

701











種で、一樹に平均五〇―六〇穴を切付け得る。産物は放置して乾燥させ、一・五―三箇月を経て採取し(採集遅き程良質)、採集後は切口を更新して採取を続け、産出停止すれば新穴を開る。平均年産量は一本當り約四五封度、パタニー州の總産量は年額約一萬擔である。チャン・パノーンはチャンタブリー州に少量を産す。兩者共支那人仲買人に依り新嘉坡へ輸出される。其の他 *Sloanea obusa*, *Pericampis stenosca* (兩種の産物は樹油と合して舟及籠の填隙用に供す) *Sloanea furtivanda*, *Hopea odorata*, *Coryphantha lanceolatum* 其他 *Marol* の産物は数多あるが、産品の多くは地方消費を充足するに過ぎぬ。

**漆** (暹名 Rak) — *Melanorrhoea usitata* (暹名 Rak, Yai, ラオ名 Hak, Hak Huang) より採る油脂で、本樹は落葉林に北部に甚だ豊富であるが、現今其の一部に切付採取をなすに止る。先づ樹皮にV字形切口を附し(良樹は一時に二〇―三〇切口を附す)、七、八日の後受容物内の漆を採集して大容器に詰め、乾燥を防ぐ爲其上を水の薄層にて被ひ置く。採集直後は帯紅黒色を呈するが乾燥すれば光輝ある純黒色となる。年中採集するが、夏季の産品(Rak nam nau) が最も良質にて、雨期末の産品(Rak dang) が之に亞ぎ、雨期又は十一月の開花期の産品(Rak hi kwai) は劣質である。今日漆の商取引は國內に限られ、籠の防水、醫藥等にも供するが大部分は漆細工に使用する。因に暹羅漆は水分多く、吾國産品に劣ると云ふ。

松脂及其他—北部暹羅の松柏科林に發生する *Pinus merkusii* は輸入良質品に匹敵するテレピン油と頗る良質のロージン(樹脂)を産出するが、今日尙地方民が少量を自家用に供するのみで、商業的開發を見ない。

**香料** 香木類—當國産香木類中最も著名なのは常緑樹 *Houa Krishna* (*Aquilaria agallocha*) 及 *Chan Houa* (*Mausonia gagei*) の二樹にて、殊に前者の病害を受けたる心材よりは著名な沈香を産す。暹羅沈香は抹香又は蕪香類の原料として、良質を以て著名である。後者は數年間伐倒した儘放置して初めて芳香を發する。此の外 *Chan Dang* (*Dryocarya spp.*) も芳香は劣るが香木を産し、肉桂類も豊富である。

白豆蔻(暹名 *Krakun*)—當國には野生樹よりも採取し、著量の野生白豆蔻を輸出する(「農業の部」參照)。

**單寧材料** 當國には單寧を産する樹種は無數にあるが、今日商業上利用されてゐるのは唯少數に過ぎぬ。

單寧樹皮—マンゴー樹皮は最も重要で *Cerijps*, *Rhizophora*, *Brygniana* の諸屬より採取し、之より鞣革上及染色上貴重なるマンゴー・カツチを抽出する。就中 *Cerijps canaliculata* の産物が最も優秀にて、輸出單寧樹皮の大部分を供給してゐる。此の外北部にて單寧材料として多量に利用される *Pu Chao* (*Terminalia ripleyoides*) の樹皮は二〇・九%、咀嚼用として多量の國內消費を見 *Kaw Nam* (*Quercus sp.*) は二八・八%の單寧を含む。

カツチ(暹名 *Sinat*)—北部の落葉林に豊富な *Sinat* (*Acacia catechu*) の暗色心材を蒸詰めた抽出物にて、北部各地に乾期に製造される。産物がチェンマイ地方に最も豊富なる關係上同市は殊に本業が盛で、暹羅産カツチの殆どを供給する。殆ど野生樹より採取されるが、ナーン其の他にては産樹の栽培も行はれてゐる。その産品にはグーンシアト・デー( *Sinat dang*、淡色心材産、高價)グーンシアト・ダム( *S. dam*、濃色心材産)グーンシアト・ポイ( *S. poi*、枯樹の心材産、脆弱多孔の劣品)グーンシアト・ラク( *S. rak*、樹根の心材産、濃暗色にて稍脆弱の劣品)があり、四六・一%の單寧を含み、殆ど國內にては檳榔子と共に咀嚼用に供するが、最近は染色及揉革にも利用する。海外にては濃色産を喜ばぬらしく、最近は全然輸出を見ない。

**染料** 前掲のラック・藤黄・カツチの外に染料として著名なる林産物を列挙すれば次の如くである。

**藤材木** (*Oesalpinia sayon*, *Linn.* 暹名及ラオ名 *Fang*)—當國の諸地殊にラーチブリー、ベチャブリー、プラチヌアツブ諸縣に生ずる常緑有棘灌木にて、材はサバン又はブラジルウッドと稱せられ、心材を煮出せば古來著名なる綿毛染色用の赤色染料を生ずる外、莖・根・樹皮も染料に供す。臺灣にては本樹を櫻木と稱し、當國より心材を輸入して禮拜紙及赤紙を染色する。

黒檀の葉果—黒檀(*Diospyrosaliba*)の葉果は黒色染料を産し、絹物の染色に用ゐるが、繊維を損傷せよと、保色度及堅牢度甚だ高きとにより著名である。染料は青果より採取されるから、之が輸出は不可能であるが、併し特に本染料にて染色する爲輸入して染色後再輸出される絹及綿反物は著額に上る(「工業の部」參照)。

其他—樹皮に多分の赤色々素を含有する前記のサメ、根に赤色及黄色染料を含む *Kui* (*Morinda tinctoria*) 幹及根の心材より赤色染料を産する *Kela* (*Chudrania sp.*) 心材より法衣の染色用黄色染料を採る *Aristolochis integrifolia* 等、染料の産物は甚だ種類に富む。

**蠟** 大風子(暹名 *Lak Kaban*)—*Kaban* (*Hymenocerys anhdanika* 暹名及ラオ名 *Kaban, Kaban Nam*) の實にて、太古より皮膚病特に癩病の治療薬として東洋各地に輸出される。本樹は北部・中部・東部諸州の常緑林に著生し、北部及中部には栽培もする。其の果實の産物は真正チャウルムーグラ油に酷似して同様の價値を有し、首都に近きターチン及パーサク兩河の沿傍のみにて年平均三萬三千立の本油を採取し得る收穫がある。因に盤谷には本油採取専門の營利會社がある。同屬の *H. tiliifolia* (暹名 *Kaban Klao*, *Kaban Ieng*, *Kabien*, ラオ名 *Kon*, *Kwan*) は前樹より尙豊富にて、其の産物は目下調査中であるが、同様の効果あるものと期待されてゐる。若し有效ならば、全世界の癩病患者の治療用油を當國のみにて供給し得ると云ふ。

*Nannan Sabu*—北部・東部・半島其他の野生する *Satropia Curcas* の種子より採取する黄綠色油にて、吐劑及下劑・石鹼の製造及機械油に供す。

*Sucho* (*Asatrachia inakea*)—本樹は北部・東部・中部等に生じ屢栽培される。其の種子よりはミンパ油を得、葉及果實のバルブと共に局部刺戟劑として利用され、樹皮は規尼涅の代用とする。

*Pungtalai*—*Sterculia* 屬の一種の産果にて、清涼飲料劑として輸出される。其他—前掲白豆蔻・藤黄・カンブテ油・諸種の油脂及後記蘆葦及犀角の外無

數の藥用林産物を有するも地方消費に止る。

**其他** 動物性産品—ラックの外穿山甲皮・鹿皮・鹿茸・鹿角・象牙・象牙・アノ・蟹脚等を産す。其の中鹿皮は牛皮に亞いで重要にて、通常優良品(鹿鹿の皮)及普通品(印度鹿の皮)に分つ。皮角は主として東部、殘餘は北部、ナコーン・シータムラート、ブーケット等より産出する。

食料—竹は幾年目かに定期的に(乾期即ち米不足の際に)開花し、米と判別し難く、食料を供し、全國常緑林に著生する *Yawng* (*Pithecolobium lobatum*) よりは佳味なる *Kanlung* 種子を採取する。茶は野生樹よりも採取し、芋・若芽・花等として食用に供し得る野生樹は枚擧げを遺を見ない。

纖維—野生纖維植物中著名なるものに *Screwia*, *Hibiscus*, *Bauhinia*, *Cordia*, *Pawkanus* 其の他の諸屬がある。之等は森林到る處に散生し著量に採出されるが、主として國內消費用繩索の原料とするに止る。

製紙原料—*Knoi* (*Strychnus asper*) の樹皮及諸所の水流沿岸に饒生する楮の内皮は古來粗紙の製出に用ゐるが、兩樹共に大規模栽培の可能性がある。後者の樹皮は布帛原料として年々日本に輸出され、一九二九年度には一三〇噸の樹皮が輸出として盤谷へ搬出された。當國の諸所には大面積の竹林があり、メー・タローン及其の支流クエー・ノイ沿傍の竹林は特に著名にて、殆ど無盡蔵の製紙用バルブの給源をなし、何れも五〇―五六・一%の纖維素を含み、古くより河口附近は本種工業の絶好地と見られてゐたが、最近カーンブリー官營製紙會社の出現を見るに至つた。(「工業の部」參照)。

屋根葺材料—木材以外に乾草・棕櫚・ニッパ椰子葉・竹等は屋根葺材料として廣汎に利用されるが、其中ニッパ椰子葉は著量の地方取引がある。

**輸出市場** 雜林産品は將來の開發に俟つもの多く、其の輸出高は少量に過ぎぬ。次に「暹羅貿易年報」に明示された品目に付近況を表示する。



雜林產物品別輸出高表  
A 暹 年 對 照

品名	一九三〇—三二	一九三二—三三	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六
ダマール	八,100	七,六三六	八,一六六	一三,七三三	一四,三三三
ベント・カルダモン	一,四九三	七,九二七	五,四九七	一三,一七三	一三,一七三
白豆	三,九三三	七,三三三	三,一八三	一,〇一三	一,〇一三
野生白豆	五,一九四	五,七三〇	三,三三三	八,八八三	七,七〇七
松明	二,〇五九	一,〇七〇	一,〇七〇	一,〇七〇	一,〇七〇
鹿皮	七,九三三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
ヤン	九,六三三	九,七三三	二,〇〇〇	一,一七三	一,一七三
木炭	九,六三三	九,七三三	二,〇〇〇	一,一七三	一,一七三
マンブローツ樹皮	一,八七三	七,九三三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
藤黄	一,八七三	七,九三三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
穿山甲	三,一七三	三,一七三	三,一七三	三,一七三	三,一七三
安息香	三,一七三	三,一七三	三,一七三	三,一七三	三,一七三
鹿角	三,一七三	三,一七三	三,一七三	三,一七三	三,一七三
犀角	三,一七三	三,一七三	三,一七三	三,一七三	三,一七三
大風	三,一七三	三,一七三	三,一七三	三,一七三	三,一七三

出所：暹羅貿易年報

籐  
パンタライイ  
計  
象牙  
(備考) 兼主として畜産品

B 仕 向 地 別 (一九三五—三六年)

品名	新嘉坡	彼南	馬來諸州	香港	支那	獨逸	米國	日本	其他
ダマール	七,七三三	一,一七三	三三三	八,一〇六	一〇,一七三	一〇,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
野生白豆	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
松明	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
鹿皮	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
ヤン	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
木炭	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
マンブローツ樹皮	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
藤黄	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
穿山甲	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
安息香	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
鹿角	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
犀角	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三
大風	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三	一,一七三

暹羅...林業

單位：銖



C 仕出港別 (一九三三六年) 單位リットル

品目	盤谷	ブーケット	ナコーン・シー	計
ダマール	3,050	—	10,110	13,160
鹿皮	8,183	6,866	9,966	25,015
ヤーン油	3,663	—	—	3,663
マンブローグ樹皮	8,672	3,110	1,100	12,882

(備考) 其は盤谷又は地方港航れかの係数が他品目に含まれ不明である故に前記三表共C表に掲示の品目以外の計は實際高に充たぬものがある筈である。

**輸出商社** 林産物輸出業者は相當著名なるものゝみにて約五〇店あり、其の中邦人商社として三井物産盤谷支店の外に、唐木に就て獨特の知識経験を有し其の對日輸出を殆ど獨占せる大谷洋行、雜木の外チークの製材及輸出にも從事せる川池商事、木材其の他の輸出にも從事する寫眞機及材商の江畑洋行等がある。

暹羅の魚簿の外は簡易な網又は釣具にて沿岸漁業を行ふに過ぎない。蓋し暹羅の佛教思想、外人投資家の無智無經驗、漁民の無智及團結心の缺如、漁民金融機關の皆無に起因するもので、その今後の發達は邦人漁業家の誘導に俟つ所大なりと言ふべきである。

**邦人の進出可能性** 「總説」に既述の如く、暹羅水産業は著しく幼稚で、その開發は外人殊に日本人に俟つ所大であり、現にライセンズ下附方を申請した邦人もあつたが、革命後は之を處理すべき法規がないの理由にその受理を拒否してゐたが、後掲の「領海漁業法」の實施を以て僅に準備すべき法規を得るに至つた。右に據れば、漁業権の下附は暹羅と共同經營の場合にのみ外人に許され、而もその外人側の資本持分並に漁船乗組員の數は二五%に制限され、この方面の進出可能性は大とは云ひ難いが、兎に角關係法規の公布により、合法的發展の準備を得た譯で、之より窮通の對策も講じ得られるに至つた。

因に「海外漁業事情」により専ら暹羅の漁業に利用される魚簿構築費其の他の漁業費を掲記し参考し供すれば次の如くである。

欄用柱 (1,000本)	簿用竹	雜費	計
1,000	500	500	1,000
簿用柱 (100本)	100	100	200
簿用細木	300	300	600
工費 (五人三箇月)	600	—	600

諸材料購入の便否—海底の深淺等に依て異なるが、右は暹羅灣東岸に於ける深さ三二呎の魚簿構築費の見積りで、暹羅灣岸、及西岸地方の漁村に於ては大體二割増見當である。漁獲された生魚は一般に鹽漬・乾魚とされるのであるが、之に要する鹽は天候温度等に依て多少の差はあるが、生魚三五擔(五六〇貫)當鹽八擔(二八貫)内外で、生魚より鹽漬乾魚製品の荷造りまでの概算は一擔(二六貫)當約七圓である。漁場に於ける鹽價は生産地の市價と各漁業地間の運賃を加算したものであるが、産地の價格は大體雨期每擔四〇錢、乾期六〇錢内外である。利益の分配は一般に網元と漁夫の歩合制となつて居り、普通網元四分五厘、漁夫(五〇)は各一歩宛、残り五厘は漁夫頭の役得と定められてゐる。雇人制度に於ける普通賃金は、日雇人二圓五錢、月雇四五圓、

水産業

總説—水産行政—關係法規—漁場—漁期—漁法—魚類—其の水産資源—統計

一 總説

暹羅は殆ど全部佛教徒にて一般に殺生を戒禁されてゐるが、古來魚類のみは特例として漁撈され、主要副食物としてあらゆる家庭の食膳に上されてゐる。故に漁業は頗る普及し、沿岸民の主要職業をなすと共に政府の重要な財源をなし、その廣汎なる重要性に於て農業に並ぶ基本産業となつてゐる。當國漁業の一般を窺知する統計を缺くが、永年收稅局々長たりし Pinya Indora 氏の見積りに據れば、全國の水産品年産額は約二千五百萬銖に達してゐる。而も之は輸出又は内國貿易に廻りたる額を基礎としたもので、其他漁民間にて地方的に消費されるもの及農民其他の素人により家用に漁撈せられるものを加算する時は尙遙に大數字となる。最近まで當國の水産物が殆ど保護を講ぜられることなくして、尙國民の全需要を充たし、而も其の餘剰を輸出しつゝある事實は、水産資源の如何に豊富にして、如何に種類に富み、供給を補足する自然力の如何に活潑なるかを物語るもので、將來漁業の管理水産資源の保護及人工養殖等が完成された曉に於ける當國漁業の發展は、蓋し刮目に値するものあらう。

暹羅水産家は佛教思想上より漁業投資を嫌忌する關係上、投資家としては淡水漁業にては安南人及その系統の者多く、鹹水漁業にては可成りの資本を要するから殆ど支那人である。後者には從業者も支那人多く、稀に暹羅人を加へてゐる。一九二九年の國勢調査に據れば、總有職者七百五十萬人中漁業従事者は八二、八五三人(一・一%)であるが、右有職者の八割餘を占める農林業者の大多數は一時的又は副業的に淡水漁業に従事する。

右の如く漁業は頗る普及してはゐるが、然し今日尙甚だ幼稚にて、漁村には一箇の水産組合も金融機關もなく、發動機船もなければ運搬船もなく、定漁期中(五箇月)一五〇圓内外(食料雇維持)一箇年契約二五〇圓であるが、之は熟練漁夫であつて、經驗の淺いものは二、三割方低率である。次に製品の運賃であるが、西岸のチヌムボーン以西は直接新嘉坡に輸出されるのが普通にして、便船は Straits Steamship Co. の獨占する處で、每擔一弗の運賃を要する。同地以東の各地方は盤谷市宛で、每擔邦貨換算八〇錢、又チャンタブリー以東は一圓である。此の外、各地生産高の三分の一は帆船で搬出され、大體五〇錢見當である。漁獲高は魚簿一箇當り四四〇擔、プラトリーに於て二八〇擔となり、乾魚としては、プラトリー二一〇擔(二、三〇圓)、雜魚一二一擔(八七一圓)、計三三三擔(三、一八一圓)の收入と計算せられてゐる。此の乾魚の仕向地は新嘉坡であつて、主として護謨園労働者及土人間に需要があり、又同港を経て爪哇方面へ仕向けられるが、之は砂糖園に働く苦力に依て消費されるもので、其の他香港を経て南支那方面にも相當の需要がある。

二 水産行政

**水産課** 當國水産業は甚だ重要なるに拘らず、之に對する政府の態度案外冷淡にて、從來大藏省收稅局内に水産收入課なる一課を置いて稅務を處理せるに過ぎず、漁業は國家の獨占事業として富有なる支那人に請負はしめ、支那人は更にこの權利を漁民に轉賃して多額の權利金を貪り、屢秩序紊亂の原因となつた。併し西曆一九〇一年新水産法令を發布し、一九二六年勅令を以て農務省内に水産局を置いて米人 Hugh Moornick Smith 博士を水産顧問兼局長に任じ、水産調査、留學生の米國派遣、水産法規の統一等、諸般の改善に努力した爲、水産行政は面目を一新するに至つた。革命直後一時新設の經濟省の管下に移されたが、一九三五年三月農務省の獨立と共に同省農務水産局に屬する水産課(文書・漁業・農務・管理・技術の五係を置く)として今日に及んでゐる。

スミス顧問—上記スミス博士は、一九二三年六月淡水魚の供給確保及一般水産業の開發に關する政府顧問として來任、政府に進言せる水産局創設され







属の二種を見る)があり、鰻類には阪田鰻科(數種)、痺鰻科(Marte diery-gia)二〇種以下)、赤鰻科(鰻の中最も豊富多種)、高鰻科(Aciobatus narinari-最も普棲)、リノプテラ科(同名属の一種)の諸科を見、鰻鰻科にはプリステリス属の二種が河海に棲息し、肉及鱗は食用(殊に後者は鰻鱺より實用する所がある)に供される。

絲頭目は甚だ豊富にて二〇属餘(約八〇種)に上り、品種形體習性共に千差を見る。先づ鰻科は六属一五種を擁し、中八種は Wallago, Balakichthys, Callichthys, Kryptopterus に属す。バンガンウス科も約一三種を擁し、その中一〇種は同名属に属する本科中の最大最値魚にて、三米に達するメーコン産の大鱈ブラー・ブクも之に属す。クラリアス科(同名属に属する淡水種六種あり、鰻孔の延長に鰻の補助機關がある)、権瑞科(ゴンスキ他一種が普棲)、Sisoridae(二属數種、ナコーン・シエタムトラートの谷川特産の Glyptosternon stansensis は石への吸着機關を有す)、Amphiprictidae(中部産小魚一種)は比較的の小科をなすが、アリウス科は二〇種を擁し、中一五種は同名属にて海岸及大河の下流に普生する重要食用魚で、中には大魚があり、牡は口腔孵卵の習性がある、即ち雌が産卵すれば雄は直に之を口腔に含み、孵化游泳し得る迄六週間餘絶食して之を保護するもので、半鹹水産鰻オステオゲネイスも同性を有す。Bagridae 科も豊富にて一五種に互り、中一〇種はマクロネス属の淡水魚で普食される。

眞内頭目には暹羅の魚網中最多にして暹羅の淡水魚中最重要的な鰻科を含む。同科は小は四・五種より大は二・五米に及ぶ約三〇属七五種を含む他、眞鰻及金魚も支那から輸入して飼育され、最も多種に亘る属には Puntius(一三種)、内 Pla sai(最も重要)、Pangia(六種)、Cyclocheilichthys(六種)、Rasbora(七種)、Osteochilus(五種)等がある。泥鰌科は四属六七種を含み、ボテイア属の二種は形大で市場に上され、Gyrinocheilidae 科の二種中一種は暹羅の特産である。

等推目の鰻科は多種豊富にて、世界にて最も豊富且つ商品價值あるものを含み、就中、産卵の爲河川の下流に遡上する大鱈のヒルサ属は最も重要且つ科は普棲せず、トウリコガステル属(四種)、内一種は食用貴重魚(最も豊富であるが、鰻魚属の開魚(Betta splendens)は暹羅の魚網中最美にして、トウリテス科の普通淡水種吹矢魚(Torotes javanator)と共にその奇習を以て著名である。

其の他揚子魚科(中部にて大形種、海には海馬属が普棲)、燕鰻科(七種、内一種は一米に及ぶ)、默津科(同名属の多種と淡水種一種)、鰻科(鹹水種數種と淡水種二種)、飛魚科(Cyprinurus oligops 最も普通)、Kandidae 科(湖沼種二種)、黒伊佐木科(四種、小形磯魚にて豊富)、松鰻科(鹹水種の同名属及淡水種二種)、鰻科(同名属の二種著名)、眞河豚科(淡鹹兩水に七種も暹羅魚相を構成するも、比較的重要なでない。

淡水有用魚―右暹羅産魚網中最も有用なのは鰻科にして國內到る處あらゆる漁法にて漁撈され、あらゆる市場に上される。殊にアンテイアス属のプラローニーイ(柳鰻)の回游期には又手網にて漁撈する者河岸に列をなし、漁獲高誠に豊富にて、生魚又は乾燥製として食用に供し又は抽油される。鰻類は右科に亘りて豊富にて分布も廣く且つ美魚多き爲著量に消費される。次いで黒魚科も驚くべき著量に漁獲され、長時間空中で棲息し得る特性より生魚の儘市場で販賣されるが、就中支那及暹羅特産のライヒイ(Pila chin)が最も普通で、乾燥・燻製として病人及幼児の食用として需要著大にして高價である。ライヒイ科トウリコガステル属の一種 Pila sidi は乾燥として廣く地方消費に供せられ、重要輸出品をなす。大河の下流に産卵の爲上る鰻科の Pila kapong (Tates outartier) は地方消費魚中最佳な大魚で需要頗る多く、市價も亦高價であり、同じく産卵の爲十一月間に遡江する鰻科の Pila tarunguk(ヒルサ属)も最も豊富な大形種で、盤谷附近其の他にては浮刺網を以て専門に漁撈され、供給頗る豊富で、盤谷附近にては三〇隻の年當り水揚高一萬尾を超えるが、その生魚及鰻の需要餘りに多き爲市場に廻る事は至極稀である。

豊富である。片口鰻科も七属一四種に上り暹羅領海の普通魚であると共に淡水にも數種棲む。其の他本目にはドウス・ミエリア科(二種にて豊富)、鰻科(普通種二種)、沖鰻科(灣内に普棲するサイトオのみ)、メガロプス科(ハイレソ一種)、虱目魚科(廣く分布、ノトプテルス科(二種、淡水種にて一種は最長一米の顯魚)等の諸科を見る。

鱸亞目中重要な大魚は鰻科で、棘鰻目中最佳最大魚をなし、就中 Tates outartier は二〇近を超える大魚で、海灣及湖の影響ある河川の下流にて豊撈され、其の他セラヌス属(數種)、眞羽太属(一〇種)も豊富である。海産底魚苗鰻科も豊富で、笛鰻属及ブーイー魚は各一〇種、綿伊佐木属は四種に上る。鰻科には重要魚甚だ多く、鰻属(數種)、鰻属(三種、優秀な食用魚にて灣内に時折豊漁)の外鰻属の Sombekunguria (Pila ta) の如き著量に漁撈される最重要魚がある。鰻科も多種を擁し、中數種は驚くべき著量に上る。本科の典型魚(殆ど小魚)貝割属は一三種餘、絲引鰻属は數種、逆鰻鰻属は三、四種にて一米に及ぶ大魚もある。鰻科は長さ一米乃至一二種の諸種があり、大魚は屢群泳し、小魚は磯に豊生する。

無足目には、鰻科(乏し)、海蛇科(鹹水種一、淡水種一、後者は一米にて市場に上る)、穴子科(二種)、鰻科(四種)を見るが何れも甚だ貧弱である。目は異なるがシンプランクス科に二種があり、小形の半鹹水魚で多少食用價值を有し、干潮時には長時間空気に棲息する。鰻は淡鹹兩水に著しく豊生し、三五属五〇種に上る。殆ど小形であるが、Oxycheilichthys normonatus の如く一米に達するものがある。鰻鰻亞目の鰻科は多種豊富にて鰻科の普通魚二種中一種は一・五米に及ぶ。平目科及牛の舌科多種に亘るが殆ど海棲する。泥底の淡水に棲む黒魚科(ライヒイ)には七種(二種は一米に達す)あり、長時間空気に棲息し得、著しく豊富にて市場價值甚大である。アナバスキ科には奇性を以て著名な登り魚(Anabas scandens) 池湖魚中最豊富の一種補助呼吸機關を有するのみならず腹鰭及鰻蓋の棘にて堤又は低木に攀登し又は地上を匍匐する)の他八種を擁し、鰻水魚のゲイラミ

上等。多種豊富な鰻の一ストレフォルス属(Pila kalay)の如きも現今マカッサイ魚として保存性を附したるものを著量に輸入する有様で右兩科の將來は曠目される。前記の如く鰻科も數多の重要魚を豊産し、就中ブラー・トウリ(前述)の如きは當國海産魚中最も貴重である。其の他 Pila kabok(鰻属)、Pila nam dogmai 及 Pila sak(野鰻)、Pila kurao(燕鰻属)、Pila charanet(鰻属)、Pila tukae 及 Pila karang(眞羽太属)、Pila sikun, Pila lang kiew, Pila hung keng(貝割属)、Pila jin na(馬の舌属)、平目 Pila kot 及 Pila tukang(アリウス属)、Pila chalan(鰻属)、Pir kabon(鰻属)、Pila chanaik(鰻属)等も重要魚として擧げ得る。

軟體動物 暹羅の軟體動物は海・陸・淡水産共に豊富多種で、水産資源として重要であるが、その相は前述(地理)の如く隣接諸國の相に酷似してゐる。海産軟體動物中最も豊富且重要なのは胎貝(Hoi meung 及 Hoi kapong)で、全海岸に密集繁殖し、人畜の食料として廣く且つ著量に漁撈される。牡蠣(Hoi nang rom)には少くとも二種があり、河口附近の比重小な海水にては元多に繁殖して大形に達し、風味も亦良好で地方消費に供せられるが、海岸は軟泥多く、大規模繁殖には不適であると云ふ。屏風貝科も豊富で、同名属の約一〇種を産し、沿岸民に重要な食料を提供してゐる。笠貝科、蛤科、馬鹿貝科に属する海扇貝、蛤等の双殻貝も多種豊富であり、竹蛭科も四、五種繁殖してゐる。船食蟲科(Pirag)も少くとも二属が鹹水又は半鹹水上(時には淡水に)廣く分布して食膳に賞上され東南部では食用に繁殖する。比島で美麗な虹色眞珠母を有する鞍型貝(Picaina sella)を豊産する地方もあり、漢薬に供する小眞珠を採取する。右の他同様の眞珠母を有し、細工用に供し得る貝類が多數に上るが、殆ど利用されてゐない。其の他無數に上る單殼類中最も普産する属には、芋貝・管巻貝・枕貝・筆貝・蓑蟲貝・骨貝・龍目貝・空麻・口切貝・都法螺・寶貝・袖貝・蟹守貝・玉貝・拳螺・錦渦・蠶貝等の諸属がある。

淡水貝の烏貝科は六属を擁して河川(殊に砂底の)に甚だ豊富であり、物洗



貝科には同名属及アナノルビス属の諸種が豊生してゐる。淡水腹足類中最大のムムラリスコ科(バキラブラ属七種)も顯著で、田螺科も少くとも四種全國に分布してゐる。

章魚及烏賊(總稱して *Pala ink*)も豊棲し、地方消費用及市場用に漁撈されるが、鰻の輸入も著量に上る。海參は半島西岸に特に豊産し、廣く干物として食用に供せられる。

甲殻類 暹羅の河海は甲殻類に富むが、蟹の外は調査が殆ど行はれてゐない。本網中特記すべきはクラシゴ科(小蝦: *Kung*)で約二〇種を擁し、全海岸及大河の下流(殊にタレイ・サーブ内海)に著しく豊富にて、その重要性及水揚高は本網中隨一である。生・干魚として汎く食用に供せられるのは *Peneus*, *Palaemon*, *Orangon* 等の諸属で、最小種の *Kung kuey* (一二種は南洋に著名な重要調味料たる *Kapi* と稱する捏粉製造用として頗る廣汎に漁撈され、メナム・チャオ・プラー、メインパゴン其他の河川にては専門漁業をなす。手長蝦属の青脚の車蝦 (*Kung kan krau*) は河川に多種豊富にて、時には二五種に達し、魚類に亞ぐ重要淡水産物をなし、國內消費も著量に上る。

蟹 (*Pu*) も著しく種に富み、鹹水には銀杏蟹科及蟄蟄科の數属に屬する巨大な游泳種及底棲種が豊産し、優良なるものが數種ある。就中鋸蟄及臺灣蟄は著名で、前者は大形多肉且つ美味で廣く漁撈され、日々市場に廻り、後者も著量に消費される。その他淡水には澤蟹科が一兩種棲み、海岸及洲灣には望潮科、寄居蟹科、其他諸品種の蟹が巨大な陸蟹と混棲してゐる。

口脚目には暹羅にクロリテラ属又は蝦蛄属に屬する八種餘が棲み、中には大蝦に匹敵する大さ(三〇種)に達するものがあり、沿岸漁業の附屬産品として屢々市場に上される。又有用ではないが莖脚目には藤壺屬・烏帽子介屬・其他の品種が群棲してゐる。

劍尾綱中暹羅産に二種があり、一は暹羅及馬來産の鰻魚(暹名 *Mangda*)で、暹羅内河の砂泥に著産し、凉期に漁獲される。肉は少量であるが、卵は

ある(工業の部)参照。

燕巢—燕巢は暹羅灣及印度洋岸の島嶼の石灰岩窟(稀には本土沿海の石灰岩窟)に産し、一年に三回收穫し得る。最初の收穫は最も良質で漸次劣質となるが、其の外産地に依りても品質を異にし、暹羅産はブーケツト州の沖合に産するものより良質と認められ、殊にアラチニアツプ沖のチャーン島 (*Ko Chang*) に産する燕巢は支那人が世界最良品として賞味すると云ふ。産品は全部支那に輸出され、其の額は著しい額に上る。因に本巢の採取は特許制である。

海綿—バンドーン沖合・サムイ及・バガン兩島附近の暹羅灣には海綿多く、殊に後者にては水深二米以内の海底にすら長さ一軒幅二百米に亘る海綿床がある。而も大なる商業的價値ある良品を産し、水産局の調査に據れば、甚だ重要な海綿採取業を興し得る可能性十分なるもの、如くであるが、今日尙商業的利用を見ず地方民が自家用に少量を採取するに止る。

カビ—過小又は骨が過多で食用に供し得ない各種の魚類で製する捏煉物で、之より製出する辛ソースと共に不可欠な調味料として全國的に常用される。先づ右材料の切屑を捏粉盤に入れて捏煉する。この作業には屢脚を使用する。斯くて捏煉物が半乾状を呈すれば鹽を加へて捏煉を續けた後放置して酸酵させる。生成物は砂多き灰紫色の捏煉物で、慣れない者は嘔氣を催す臭香を發す。之を扁平な小ケーキとして乾かし、又は濕潤の儘瓶に貯藏し、津々浦々に至る迄愛用されるは勿論、良質品即ち車蝦製無砂カビの如きは上流家庭にても著量に賞用される。

其他—小鯨 (*Pia wan*) は時折暹羅灣に、海象 (*Loma*) は屢同灣に群をなし、儒艮 (*Pa-yun* 又は *Mu nam*) は東南部及半島の海岸に發見せられるが、未だ其の漁撈を見ぬ。海藻の主なるものには *Sarai dai* (馬尾藻草)、*Sarti* (*Pom nang*, *Sarai yun*, *Sarai kao Kwang*) 等があり、食用に供せられると共にヂェリーを産するものが多い。

大でその美味を賞せられる。今一種の *Carristoeopius rotundicauda* (暹名 *Mangda fai*, *Mangda tuey*, *Hera*) の卵は時季によりては致命の中毒を起す。

爬蟲類及兩體類 龜 世界的に分布するものも暹羅特産のものもあり、爬蟲類中最も有用な資源である。就中鱉龜(暹名 *Tao tau*) は最も貴重で、暹羅灣及印度洋の諸島、殊に灣頭東岸、半島東岸の南部、半島西岸の砂濱に産卵する。一尾にて數百産卵し、卵は美味で、殊に安南人之を賞美して需要多く、重要地の探明権は特許制にて之よりの政府收入は年に五—一萬銖に上るが、暹羅でも多分に洩れず漸減しつつある。鼈甲を産する。瑤瑁(暹名 *Tao kra*, *kra*) は鹹水一般に普産し、タレイ・サーブ内海の砂濱のみに産卵する淡水種の *Tao kra-an* (*Batagar baaka*) は目下絶滅に瀕してゐる。尙巨大な赤蟻龜及之同大の箆龜も暹羅の鹹水に棲むが、甚だ少数であり、規則的にも出現せず、經濟價値を有しない。淡水龜及陸龜は九屬(約一五種)を擁して豊富であり、到る處で地方的に賞味されてゐるが、就中鼈(暹名 *Tupab-tam*) は六〇—八〇種に達し、内外八を問はず賞味してゐる。

蛙—「地理」の章に既述の如く甚だ豊富にて、中には形體の大なるものがある。殊に *Kap* と稱される蛙(殊に其の後肢)は廣く雞肉よりも賞味され、兩期には釣、網等にて著量に捕獲し、屢市場に上される。因に暹羅に於ける食蛙は鱉龜と共に頗る有望な事業と認められてゐる。

其他—其他の水産に關する重要動物として大蟻蟻及 鰻(共に「地理」の部)参照がある。前者はその肉及卵を食用に供する他に皮は少量の取引があり、鰻はその内陸種を食用に供するのみで、未だ組織的に捕獲されず、捕獲數も少数にて皮革も商業的利用を見ないが、然し地方に依ては有利な飼皮業を起し得る可能性があると云ふ。

六 其他の水産資源

鹽—鹽は海水・鹽水井及岩鹽より産し、國內消費を充足した餘剰は著量に輸出される。殊に海水よりの採鹽は暹羅灣沿岸各地にて重要な産業をなして

七 統計

水産物輸出高表

出所：暹羅貿易年報

A 連年對照

Table with columns for commodity names (e.g., 魚, 燕, 鹽) and years (1933, 1934, 1935, 1936) showing export values in various units.

B 仕向地別及仕出港別 (一九三三—三六年)

單位：擔



仕向地及仕出港	燕巢	生魚	鹽魚		乾淡菜
			アラー	サラット	
新嘉坡	111	100	111	100	111
日本	111	100	111	100	111
香港	111	100	111	100	111
支那	111	100	111	100	111
英領馬來諸州	111	100	111	100	111
蘭領印度	111	100	111	100	111
計	111	100	111	100	111

水産物輸入高表

品別	A 通年對照		
	1931	1932	1933
鱈	1,000	1,000	1,000
鮭	1,000	1,000	1,000
其他	1,000	1,000	1,000
計	1,000	1,000	1,000

出所同前表

仕出地別	B 仕出國別 (一九三三—三六年)		
	罐詰鱈	罐詰鮭	其他の罐詰以外の魚
佛蘭	111	100	111
獨逸	111	100	111
荷蘭	111	100	111
葡萄牙	111	100	111
西班牙	111	100	111
英國	111	100	111
米國	111	100	111
加那	111	100	111
日本	111	100	111
香港	111	100	111
新嘉坡	111	100	111
彼南	111	100	111
馬來	111	100	111
蘭領	111	100	111
印度支那	111	100	111
計	111	100	111

鑛業

總説—鑛山行政—主要鑛産物—輸出入状況

一 總説

概要 半島には數世紀の昔より時折採鑛が行はれてゐたが、斯業の開拓者は支那人商人なるものゝ如く、彼等は印度への往來に當り、半島の一岸へ上陸し他岸より再び就航するを常としたから、恐らく半島横斷の際偶然に錫鑛を見出し、漸次商業的採掘を見るに至つたものであらうと云はれてゐる。併し當國政府が鑛業を直接管理するに至つたのは十九世紀末で、以前は全權を地方官が僱取して採鑛權及借地權を濫許し、境界其の他に關する係争が絶えず、從て斯業の發達及鑛山收入の確保を期し得なかつたが、一八九二年一月鑛山局を設立し、歐人専門家及技師を招いて組織的管理を始めた。次いで一八九八年ブーケットに、其の後ソクラー、ナコン、シータムマラート、バタニー、ヤラー(Yala)、ベトン(Betong)、スラート(Surathani)、ランスマン(Langsat)及ラーチブリー諸縣に支署を置いた。一九〇一年には鑛業法を發布し、一九一八年之を修正して今日に及んでゐる。因に右局は最初農務省に屬し、後大藏省に移轉(一八九六年度)したが、一八九九—一九〇〇年に再び農務省に移管した。

此の頃より漸く歐洲鑛業家の注目を引き、一九〇七年一漢洲會社の新式液深採鑛開始を劃期として一大進歩をなし、大戰當時の好況により益々發達するに至つたが、爾後の錫市場の不況は斯業の著しき沈滞を來した爲、礦石の買収、鑛山労働者の入國禁止、新規試掘權及採掘權の特許申請不受理等により斯業の救済に力め、更に一九三一年九月以來國際錫限産協定に加入するに至つた。

錫限産沿革—前述の如く、暹羅は年一萬噸(錫)の恒久割當量(輸出許可量の制限なし)を以て、一九三一年九月一日以降第一回國際錫限産協定に加入し、更に一九三三年十月二十七日、翌年初より開始された第二回國際協定に

九、八〇噸の恒久割當量を以て加入した。此の際人民代表會議會では、割當量の過少、鑛山收入の減少、協定外國の錫業の繁榮等諸種の理由の下に強硬な反對も見たが、暹羅は錫鑛業及錫市場を有たず、凡て之を彼南及新嘉坡に倚頼しつゝある爲、餘儀なく右協定を批准するに至つた。暹羅の産錫は後述の如く、從來悉く原鑛の儘右兩市場に輸出するが、同業保護の見地から課税上鑛の公定含錫率を七二%に引下げて居り、爾前は右岸により錫一萬噸を割當てられたもので、第二回協定に於ける割當量の減落二百噸は含錫率を七四%として計出された結果である。但しボリビア、英領馬來、蘭領印度、ニゼリアの輸出許可量が基準割當量の六五%に達すれば、暹羅の割當量も比例的増加をなす條件を附せられた。

第二回協定は一九三六年末に満了し、暹羅も翌年初より更新される新協定に再加入方を奨励されたが、暹羅政府は一・八—二萬噸の恒久割當量を強硬に要求して容れられず、駐英公使他三名の委員及顧問よりなる委員會を任命して國際錫委員會と接衝せしめた結果、一九三六年十一月五日の巴厘會議に於て終に最低保證量を一一、〇〇噸とする一八、五〇噸の基準割當量に調印、越えて十二月二十六日召集の臨時議會は同日その批准案を可決すると共にこの「満足なる協定」を遂行した政府に對する感謝決議を行ひ、次いで同二十八日之に基く國內錫限産法案を可決するに至つた。

地質 當國地質上の主なる特長は砂岩に支へられた廣大な石灰岩層にて該層は到る處(殊に南部に於て)花崗岩及玄武岩の貫入により葉狀となり又は切斷されてゐる。此の貫入が不完全な鎖狀をなして大山脈の側面に連綿する嵯峨たる丘陵となり、當國大部分の典型的風景を現出してゐる。石灰岩丘陵と共に、花崗岩貫入の結果たる片麻岩・雲母・粘板岩・片岩の層があり、一方チャンダブリー及カーンブリー等には玄武岩の露頭があり、其の附近には寶石を含有する砂礫と共に硅酸岩が接續してゐる。砂岩及石灰岩の年代は古世代の泥盆紀・石炭紀系統たる舊赤砂岩のやうである。當國には活火山はないが、北部にて火山作用の兆候を見たことがある。當國には活火山はないが、北部にて火山作用の兆候を見たことがある。當國には活火山はないが、北部にて火山作用の兆候を見たことがある。當國には活火山はないが、北部にて火山作用の兆候を見たことがある。



一方昔の海岸及門洲が現今遙か内陸に散見される。中部暹羅は殆ど全部沖積層にて、其の北部は石灰岩層上に、中央部は海砂上に沖積してゐる。而してチャイナート、ブラバート(Phrad or Phradudhat)、クラビン(Krabin or Krabinuri)等諸所には急角度に上斜せる石灰岩層を沖積層中に自擧する。東部暹羅全地は薄き沖積層に被はれ紅土が自由に露出した浅い盆地よりなり、石灰岩及赤砂岩の低い山脈内に圍まれてゐる。右石灰岩は石英及方解石に富み、屢砂岩の露頭がある。

鑛源及鑛業地 富國の鑛源としては錫・タンゲステン・安質母尼・銅・石炭・金・鐵・鉛・水鉛・滿俺・鉍鉛・ルビー・サファイア・風信子等を擧げ得るが、其中錫・タンゲステン・銅及金のみが今日迄商業的に採掘されてゐる。尤も錫は産業として將來を保證されてゐるが、タンゲステン鑛は大戦時タンゲステンの市價暴騰した際比較的大規模に採掘されたのみで、爾後は唯錫鑛の副産物として採掘されてゐるに過ぎない。

右の如く暹羅の鑛業は殆ど錫業であるから、従て鑛業地は主としてその産地たる暹羅半島南部の西岸即ちブーケット、ナコーン・シータムマラート、バナーニーの三州にて行はれるが、ラーチブリー州でも錫・サファイア及風信子が商業的に採掘されてゐる。

一九二七年に於ける探鑛及採鑛面積は夫々四九〇、〇九五畝及一一六、三九六畝で、次年度以降の新規許可・満期及讓渡・暫定許可の件数及面積は次の如くである。

鑛業權發行・満期・讓渡件數及面積表 出所=The Record

年 度	件 數		面 積 (畝)	
	新規	暫定	新規	暫定
一九二八・二九	121	55	1,540	10,110
一九二九・三〇	117	11	1,110	1,420
一九三〇・三一	113	9	1,110	1,010
一九三一・三二	115	1	1,420	1,420

鑛務局 現今農務省に土地及鑛務局があり、秘書室・地務關係の三課及鑛務局を有し、全國四一箇所に主事を派遣して、地務及鑛務行政を分掌せしめてゐる。尙地方には鑛政上關係ある州・縣に鑛務主事を派して鑛政を分掌せしめてゐる。

鑛山收入の大部分は錫及錫鑛の鑛業税にて、殘餘が借地料・手数料(農務省令により詳定されてゐる)である。其中錫税は新嘉坡駐在暹羅領事の報告する同市場に於ける錫の時價により、スライディングスケールにて賦課される(鑛山總收入及其の將來に就ては「財政の部」参照)。

而して政府は錫以外の鑛物資源の開發は之を急がず、自力を以て開發し得るに至る迄之を保存せんとする意向あるものゝ如く、従て未だ之が權威ある調査も行はず、外國資本に對しては極めて消極的態度を持してゐると云ふ。

鑛業法 佛曆二四六一年(一九二八年)鑛業法大要(全鑛産物は國王に屬するから、假令自己の所有地にても特許を得なければ探鑛又は採鑛をなし得ない。其の免許の種類を洗滌鑛業免狀、探鑛免狀、獨占探鑛免狀、採鑛免狀の四種とし、探鑛免狀以外は之を他人に讓渡し得ない。

(一)洗滌鑛業は空地(建物なく又は或事業の爲め人の住居することなく、其の利用に對し法律又は慣習上の制限なき土地)に行ふ鑛業にて、免狀は地方鑛山官廳に出願すれば、主務官廳より發行する。出願者は免狀下附の日より一箇年以内に指定の場所にて開業し、免狀には手数料を、營業には税金を納入するを要す。(二)探鑛免狀は所定の書式に據り、手数料と共に地方鑛山官廳に出願すべく、免狀の効力は主務官廳の裁量により一縣・一郡又は一縣下の數郡内に亘る。免狀は免許區域内の空地(他人の所有地にては所有者の許可を要す)にて、普通又は指定の探鑛法により、下附の日より滿一箇年間に、或る鑛物を探査するに利用し得る。(三)獨占探鑛免狀の出願は前者同様であるが、此

二 鑛山行政

の免許制度を新定した點で、(一)各種鑛産物の買入をなさんとする者は豫め縣知事の免許を受け、省令に定める保證金を供託するを要し、(二)免許を受けた者がその買入營業所以外に鑛産物保管場を建てるとも許可を要し、(三)免許を受けた者は其の使用人がその營業所以外の場所にて鑛物の買入をなすにも別に寫眞貼付の副免許狀の下附を受け之を所持しなければならぬこととし、(四)同時に省令を公布して、各種免許交付手数料を(一)鑛産物買入業免許一〇〇銖(二)鑛産物保管場許可二〇銖(三)買入副免許狀五銖(四)鑛産物買入業免許に對する保證金五〇銖と定めてゐる。

一九三六年改正法一更に前記鑛業法の一部を改正し、各鑛山に一人の技師を必要とする規定を改めて專屬技師を不要とし、特定の水路に限り錫洗滌物の洗滌を許した。

の際土地の境界・廣袤・隣接鑛區・位置等を細示する地圖を添附するを要す。若し境界線の開通及測量を政府に委任する時は免許下附手数料の外にその費用を前納し、自ら行ふ場合は期限を附せられる。許可面積は一件三千畝以内にて、期限は一箇年であるが、政府は満期後も前許可面積の半分を限り探鑛繼續を許す、又免狀下附後六箇月以内に營業せねば免狀を沒收し得る。(四)探鑛免狀は鑛山所在州内の當該地方鑛山官廳に願出づべきであるが、(五)と共に他官廳にも願出し得る。この際地圖・鑛種・探掘方法を正確に記載し、下附手数料並に測量及境界に關する費用を前納する。境界線の設置及測量に關しては手續(三)と同じ。境界線を設定すれば其の旨を十五日間以上適法に公示し、異議なければ測量し境界目標を建設する。鑛區域は動許なき限り鑛脈にては百畝以内沖積層にては三百畝以内である。境界目標設立後免狀下附に先ち探鑛せんとせば暫定探鑛許可(期限六箇月)を出願し得る。探鑛免狀は國王の裁可及大臣の副署ありたる時に效力を生じ、期限は二十五箇年である。探鑛權者は免狀面の規定に據り租借料を半年毎に前納し、探鑛に對しては鑛山税を納付する。探鑛には免狀面所定數以上の常備苦力(勞務負擔は一人二畝以内)を便役するか又は一馬力八人の割にて機械力を代用し、鑛山課の認むる事故なき限り、一年間に半年、二年間に一年以上休業し得ない。免許者の權利は免狀中に許可せる區域内の産鑛の收得所分(他種の探鑛には大臣の許可を要す)。(六)所轄鑛山課の許可せる鑛區内空地に於ける家屋・工場並に勞働者の食料を給する蔬菜園及牧場の設置。(七)探鑛區域内の木材伐採(所有者あれば其の同意を要す)に限られ、土地所有權を附與しない。其の他水路の利用・廢物の遺棄・探鑛禁止區域等も詳細に規定してゐる。

尤も同法は半島のチュムボン縣以南に限り實施されて居り、其の他の地方にては、鑛業權の出願があれば政府及出願者間の特別契約に依り特許を與へる内規があるものゝ如くであるが、從來その事例を見ないと云ふ。

一九三一年改正法一 一九三一年國際錫限産協定に加盟した結果、同年八月右鑛業法の一部を改正し同九月一日より實施した。改正の要點は鑛産物買入

三 鑛産物

鑛産物 産地及産量一富國の錫鑛業は暹羅半島に限られてゐる。就中半島西岸のブーケット州は最も重要にて、總産量の七割を供給してゐる。州内のブーケット島は以前は新業の中心地をなしたが、既にその全盛期を越え、産量は漸減しつつある。然し數層の貴重な鑛層が今尙殘存してゐることは博知されてゐる。同州に亘いで半島東岸のナコーン・シータムマラート州があり、



一九二六―二七年度の錫好況時には盛に試掘が行はれた結果、新たに浚渫及水...

州別採鑛法別純錫生産高及平均價格推移表

Table with columns for Year (年度), State (州別), Mining Method (採鑛法別), and Average Price (平均價格). Rows include various states like Nakhon Si Thammarat, Patani, and Phuket.

現今約六八臺が國內で作業して居り、この他數地で官許あり次第之を採用す...

錫 鑛 生 産 高 表

Table showing Tin Production (錫鑛生産高表) by State (州別) and Year (年度). Columns include Nakhon Si Thammarat, Patani, and Phuket.

錫鑛業より見たる暹羅の世界的地位

錫市場―錫鑛業者は各錫鑛業中心地に代理商を有して原料鑛を買集する。...



錫及錫鑛輸出高表

A 連年對照

Table showing tin and tin ore export statistics for 1930-1936, including sub-sections for destination (B) and port (C).

出所：暹羅貿易年報

四 其他の鑛物

金、錫に並ぐ鑛源で、暹民が建築其他の美術工藝に金を元用せる點より暹羅は古來金を産出したものと想はれるが、鑛業としては尙初期にあり、支

五 輸出入狀況

輸出高 錫以外の鑛物輸出高は左の如くである。

錫以外の鑛物輸出高表

出所：暹羅貿易年報

Table showing export statistics for minerals other than tin, categorized by type (A) and destination (B).

ウオルフラム—歐洲大戰當時、ナコン・シータムマラート及サムイ島に優秀なる鑛床が発見されたが、戦後市價暴落の爲斯業は休止され、最近はプーケット及ソングクラ地方で錫探鑛の副産物として採取されるに過ぎず、その産量も些少である。

カンブリー—其他にも方鉛鑛をなす錫(少量の銀を含有)が存在するが、商業的規模の採掘を見ない。併し好況となれば恐らく有利なる投資事業となるべく期待されてゐる。

鑛産物輸入高表

A 連年對照

Table showing mineral import statistics for 1931-1936, listing various metals like copper and iron.

出所：暹羅貿易年報











工業

總説—精米業—製材業—電氣事業—酒精製造業—織造—其他の工業

一 總説

暹羅の經濟に於て工業の占むる位置は頗る貧弱である。一九二九年の國勢調査に於て工業労働者として記録されたものは一六四、五二六人、(即ち全職業人口の二・一九%に過ぎず、)職人及手工業者として記録されたものを加へても二五八、四九三人、(三・四四%に過ぎない状態であつて、而もその大半は支那人、印度人其他の外國人である。暹羅の主要天産物の簡易な加工業として一般に普及してゐるものを擧ぐれば、夫々精米・製材・製鹽・染色・機械・織造・漆細工・マット製造・陶器製造業等であるが、以上の中精米・製材業を除いては殆ど企業と言ひ得べきものはない。暹羅に工業の興らない原因として擧げられるのは、(一)一般住民に科學的知識乏しく、労働能率上らず、職工の賃金が割高であること、(二)資本の缺乏すること、(三)國內に石炭の産出なく、電力も少く、頗る高價であること、(四)國內交通不便で、鐵道運賃・沿岸航路運賃共に高率なること、(五)國內物産單調にして、加工原料少きこと等である。尤も立憲革命以後政府は此の方面にも相當の關心を呈示して居り、國內産業の育成保護の色彩を帯びるに至つたことは注目し得る處であつて、先づ歐洲資本に依て石鹼製造を手始めに機織製造及煙草製造が盤谷で工業化され、次いで暹羅資本に依て麥酒會社が一九三四年から作業を開始した。更に軍隊用布地の製造の爲紡績及織物工場及製紙會社が創設され、一九三六年には資本金百萬銖の製糖會社が設立されるに至つた。是等の近代工業は何れも政府の後援又は資金融通を背景として成立したものであるが、然し總て未だ小規模のものばかりであつて、今後如何なる程度の發展を示し得るかは未知數に屬する。

暹民に極密なる業務を操る爲工業労働者は多く華僑で、暹穀來再三の輸入

關稅引上を行ひ漸く工業獎勵を企圖するに至つた一斑を窺ひ得られるが、今日工業尙幼稚にして勞資の争議もなく、從て何等工業に關する法律又は施設を見ない。尙工業助成機關としては首都に美術工藝學校を置く外、地方小工業の發達助成の爲時折品評會等が催される程度のものである。

二 精米業

概要 米作は當國産業の大宗を爲すを以て自然精米業は最も發達普及し、首都と地方とを問はず聳立する煙突は殆ど精米所に於て、精米業は當國唯一の工業たるの觀がある。一八八五年盤谷のメナム・チャオ・ブライヤー河岸に創設された蒸氣精米所(同所は一九一八年火災にて燒失)を嚆矢として爾後續々建設され、一時首都は精米業を獨占してゐたが、輒近の鐵道及道路の發達は地方精米業の發達を促進し、現今全國に約六百七十箇所、地方のみにて彼此六百箇所を算する。當國精米所は唯に工業上重要なもののみならず、輸出米の殆ど全部を加工し、在盤製米所の如きは更に新嘉坡及香港の支店又は米商と連絡して精米の大部分を自ら輸出し、之が決済の爲輸入する雜貨は總輸入の半に近く、而も原料穀の買付手段として金融をも兼營する有様にて、其の影響は實に廣汎に及んでゐる。

精米業者及從業員 在盤製米所の多くは組合組織にて、大部分は所有者經營者共に支那人である。大戰後當國官邊及暹民有力者も之に投資する者を生じたが、其の經營者は殆ど支那人である。大工場では歐人技師を使用するが、其他の雇用者は殆ど支那人であつて、穀及米の積入積出に携はる苦力も凡て支那人、原料穀の仲買人も亦支那人にて、當國輸出米は生産を暹民に委ねる外は殆ど支那人の手にて取扱はれる。併し支那人は斯業を甚だしく、投機視するものゝ如く、破産・休業・經營者の更迭等當時の如く行はれてゐる。

工場設備 在盤製米所は當市の上下五哩に亘つて河岸又は掘割沿ひに建設され、工場及機庫の倉庫の外、工場の前には木造棧橋を、倉庫の周圍にはコンクリートの扱工場を備へ、凡て木造・並鉛板葺にて、工場は四階乃至五階建とする。其の最上層に掲げられた穀は、自己の重量にて精米機を滑り

つゝ最下層に下降し精米となる。その諸工程を簡記すれば、次の如くである。(一)除塵装置 工場に搬入された穀は筒機に掛けて土砂其他の雜物を取り、扇風機にて塵埃を吹き去り、秤量して脱穀機に入れる。(二)脱穀装置 直徑約五呎の一對の鑄鐵圓盤にて、其の相對向する各面には金剛砂及セメントの混合物を塗布し、上盤を固定して下盤を急回轉し、穀は其の間隙にて脱穀される。(三)風選装置 分離器及風選器を以て穀殼を除き、完粒(玄米)及碎米を分離する。(四)磨穀装置 表面を金剛砂及セメント(又は護謨細線)にて被覆し急回轉をなす獨樂椀圓筒を、多少接觸する様定置蓋圓に嵌し掛したもので、其の間隙にて玄米を磨精する。斯くして生ずる完粒及碎粒は篩仕掛にて、大小により各別所に流出する様装置され、樋口にて一定量毎にガンニー袋に填充される。この完粒は即ち商品用の白米にて、碎粒は副産物たる白碎米及白粉米である。

動力・燃料・資本 動力は蒸氣・發動機・電氣に仰いでゐる。地方精米所は凡て蒸氣及發動機にて運轉されてゐるが、首都にては電力によるものが少數である。燃料には凡て穀殼を用ゐる(現在電力會社、セメント會社等多數の工場にても穀殼を燃料としてゐる)。在盤精米所の精米能力は白米にして一日平均約七千噸であるが、一時的休業、半休業、根出廻り減等に依る操短等もあつて、全能力を擧ぐるといふことは無いから、實際の精米能力は白米にして一日平均四千噸乃至四千五百噸程度と推定される。地方精米所は一箇所平均約二六馬力、一時間當り平均精米能力は一擔にて凡て小規模である。之に對する投資額を窺知することは困難であるが、在盤製米所は能力一噸當り平均二千銖内外の固定資本を要すると云ふ。

盤谷主要精米所表

出所 暹羅及曼谷ダイレクター及訪暹經濟使節報告書

Table with 4 columns: 名, 稱, 一日の精米能力(噸), 名, 稱, 一日の精米能力(噸). Lists mills like Chin Seng, Guan Hong, etc.

暹羅……工業

Table with 4 columns: 名, 稱, 一日の精米能力(噸), 名, 稱, 一日の精米能力(噸). Lists mills like Guan Seng, Guan Ching, etc.

尙、盤谷以外の地方精米所數に就ては本年鑑第二回版参照。

原料穀の買付 輒近精米所の繁立に連れて原料穀の供給不足となり、其の買付には激甚なる競争を生じて來た。爲に精米所は或は在盤仲買人を派して農民又は地方小口仲買人より穀を買取り、或はメナム・チャオ・ブライヤー下流地方に地方仲買人の集まる穀舟の穀を買取る等、互に秘策を盡して買付をなす。從來穀の買付は殆ど小口又は大口仲買人の手にて仲介される。根買は甚だ難業にて悉く支那人に當り、其の買付人と米作者との間に介在し、自己の計算を以て取引する純仲介業者である。是等仲買人は平常農家相手に雜貨商又は金貨業を營み、根出廻り期になれば仲買人に變ず。農民は一般に貧困にて、收穫と同時に市況如何に拘らず穀を賣却するから、仲買人は至極安價に之を買取る。中には豫め收穫期にて決済する約束にて雜貨・種糶・金錢等を貸付け、其の間驚くべき暴利を貪る者が多い。而も根は精米所又は其の買付人に齎して根價の昂上を行ふから、栽培及精米によりて生ずべき利



益も大部分は是等仲買人が着服する。從來在盤精米所も再三結束して仲買人の専横に對抗せんとしたが、精米所が國籍を異にし、相互間に信用を缺ける爲悉く失敗に歸したと云ふ。因に最近官邊は親仲買を官營にせんと意圖を有してゐる。(原料粗の供給量、區域、粗及米の分類等は「農業の部」、商習慣に就ては「商業の部」参照)。

三製材業

概況 盤谷附近の河岸には多数の製材工場があり、地方にも所々に小製材所を見る。精米業に似て最も普及せる工業である。暹羅にはチーク以外にも各種の唐木類を産し、全國には大小約一千の製材所があり、大多數は支那人經營の小規模且つ幼稚なる工場にて、大工場は殆どチーク事業會社の工場である。盤谷市に存在するものは合計約七十で、この内稍完備せるものは三四である。主なる製材所は次の如くである。

(1) The Bombay Burma Trading Corp., Ltd. (英國會社) チーク林の約三分の一に對する伐採権を有し、在盤製材所中最大規模の工場を有す。月當り製材能力二百一十噸、在庫品常に豊富にて、製材は歐・印・米・日等へ直輸出する。製材の優秀と寸法の大により本邦にては大いに賞用されると云ふ。日本にては純多商會を一手販賣店とする。

(2) The Borneo Co., Ltd. (英國會社) 當國最古のチーク林業會社にて、盤谷最古の製材所を有す。工場能力は八百一十噸にて小角材を製出するに止まり、自社の借林産原木は大部分を支那人製材所に賣込んでゐる。而も製材は印度品級の不良材にて、不拔の市場を有する印度の外は需要僅少である。

(3) The Anglo-Siam Corp., Ltd. (前 Siam Forest Co., Ltd. 英國會社) 借林狭少であるから、地方借林權者のチークを買付けて製材能力(六百噸)を満足す。以前は製材可なり優良にて歐米及日本に相當積出したが、現今は品質、輸出共に低落した。

(4) The East Asiatic Co., Ltd. (丁抹會社) 商賣の敏活と資産の堅實とを以て著名である。在盤工場は能力一千五百一十噸で、近來同社のチーク借林

熟練と經驗とを要す。一流製材所は出來る丈多數の大材積角材を製出する。元來暹羅チークの重要顧客は殆ど造船會社又は鐵道會社にて、各自製材所を有し要求通りの寸法材を經濟的に挽出し得る關係上、寧ろ好んで角材を購入するからである。主要製材所は角材に似いで出來る丈長大なる厚板・薄板及小割材の製出を目的とする。右諸材は角材を挽出した後の背板及角材を製出し得ない大丸太より製出する。更に其の屑材よりは屋根板及鐵道キイの如き小寸法材を、輸出直前に切除する角材の木口よりは短き厚板・薄板又は小割材を挽出す。尤も製材所の慣例により引續き右の如き小寸法材を挽出す工場と、小割材の採取に止めて殘餘の屑材は其の場で馬來人の仲買人又は支那人等の替む小製材所に賣拂ふ工場とがある。故に丸太よりの採材歩合は製材所により著しき相違がある。既に木材として賣行なきか又は之以上採材し得ぬものは燃料又は板垣用に賣却し、鋸屑は工場燃料に使用するから、廢屑は甚だ微量に過ぎぬ。一般製材法を示せば、次の如くである。貯木地より滑材路に牽上げた丸太は慎重に検査し、工場に運んで四側を剥ぎ、品質格付別に堆積して置く。船積の際は兩木口を切除し、原荷印・船積荷印・格付品質荷印を印して積出す。板等の製出も大體大差を見ない。製材には圓鋸及絨掛鋸を用ひ、未だ一般には普及せぬが帶鋸も最近使用されて來た。動力は一般に鋸屑を燃料とする蒸氣機關に依り運轉して居る。

四電氣事業

暹羅の電源は水力の利用すべきもの殆どなく、主として火力に依るものであるが、石炭の産出殆ど皆無なる爲、粗穀及重油を燃料としてゐる。盤谷には官營發電所及暹羅電氣會社、白耳義人、丁抹人及暹羅人の共同經營にして、大半は白耳義人の出資、資本金二二、五六三、二〇〇、全額拂込濟)がある。前者は郊外サムセンにあり、一九二六年より創業して相當の成績をあげてゐる。近時鐵道電化計畫の實施と共に規模を擴張しつゝある(「財政の部」官營事業の項参照)。後者は一九二七年暹羅電氣會社を解散し、

より優秀材の産出減じた爲、政府及地方借林權者の産材又は鑿賣材を買付けて原料丸太を補足する。自社製材の外更に支那人小製材所の優良材を一手に買付け、又は之に資金を貸與して其の製材を毎月納入せしめる等の手段により常に著量の在荷を有し、主に歐洲へ輸出する。因に本邦とは個人商店と直取引をなす。本社は半島のバードン河口より約一〇浬の地點にも雜木製材工場を有し、其の年當り原料丸太搬入高は一萬噸、製材高は五千七百噸である。製材の種類はヤーン類(七五%)、キエム、ルムボー等にて、汽船にて盤谷に積送し其の中著量は更に輸出される。

(5) Wing Sang Long & Co. (永成隆有限公司) 及 Nam Heng Long & Co. (南興隆公司) 共にチークの製材に従事する。前者は支那人製材所中經營振り最も堅固にて信用最も大である。新舊二工場を有し、月當り能力約五百噸、産材は優良にて歐人製材所の産材に比して遜色なく、歐洲及日本市場にも向くと云ふ。後者は月當り三五〇噸の能力を有し、歐人商社又は政府より原料丸太を買付けて製材してゐる。

(6) Srinaha Co. (暹羅會社) 本社及製材所を暹羅灣東岸のシーラーチャに置き、資本金七五萬鎊である。一九一五年に二〇箇年の契約にて二縣に亘る借林權を得、伐木製材に従事してゐるが、工場設置並に原木及製材の運搬装置は甚だ完備し、年々數割の利益を見得る。製材はヤーン類(六〇%)、タック等にて、汽船にて盤谷に積出し、一部は阿地より印度に輸出される。

(7) Bando Forest Co. Ltd. 資本金五〇萬鎊、バードン河流域のコンチャン森林(九九五平方浬)の伐採権を獲得、一九三七年中に事業開始の管で、毎年製材能力は百萬立方呎である。

(8) 其他二流の支那人製材所としては廣金隆・廣金隆・成元豐・泰興・裕茂・公記・瓊茂・瓊南興・森茂・順興隆等多數あるが、能力僅少にて主に現物賣買をなす。尙邦人經營の昭和製材所もチーク其他の雜木を製材し、日當り能力三〇一四〇噸(原料丸太)であると云ふ。

チーク製材狀況 暹羅産チークは形質共に不均齊であるから、原木は價廉に吟味して各箇の得失を判定の上製材する必要があり、其の製材には自ら特許を得て新たに創設されたもので、前二社の事業即ち首都及其の郊外の電燈供給及電車事業を買収すると共に電氣材料及電動機の販賣をも併營することとし、本邦古河系諸會社の電氣材料をも取扱つて居り、又發電所に接して電車の修繕場がある。設備としては六、二五〇一七、八〇〇K.V.・アングストローム發電機二臺、二、五〇〇K.V.・W.ニ式發電機二臺、合計約一五〇〇〇K.W.の能力あるも、常時は約三分の一乃至二分の一を發電してゐる。燃料としては粗穀を使用し、一日の消費約一、〇〇〇噸、噸當り價格は約五鎊で、發電量は一噸三、〇〇〇カロリーといふ。電力料金は左の如く非常に高價である。

(1) 動力又は電熱用

Table with columns: 一箇月の使用量 (kWh), 料金 (Baht), 一箇月の使用量 (kWh), 料金 (Baht). Rows include various power and heat usage categories.

(2) 電燈用

Table with columns: 一箇月の使用量 (kWh), 料金 (Baht), 一箇月の使用量 (kWh), 料金 (Baht). Rows include various electricity usage categories.



暹羅...工業

五 燐寸業

暹羅にある燐寸工場は、S The Siam Match Factory, Ltd. (瑞典系資本、英國系のボルネオ社經營、資本金二百萬鎊、月産能力九千個、一個小箱六百打入) 民生火柴廠(華僑經營、一九二九年創立、資本金二十萬鎊、月産能力四千五百個) 現在の生産高は月六百個位、(東亞火柴廠(華僑經營、一九三三年創立、資本金二十萬鎊、月産能力二千個) 現在生産し居るは月二百五十個)の三であるが、後二者も前者の管理の下にある。元來、燐寸は數年前迄は最重要輸入品の一であつたが、近年輸入税を引上げた結果、輸入忽ち激減して一九三五-三六年度に至つては、僅に二、六三一鉢に過ぎなくなつた。國內消費は直接に調査することは不可能であるが、大體右三工場の製造庫出高を以て消費高と見做して良いと考へられる。尙、倉出高に對しては一函七十二鉢の高率消費税が課される上に、前記の如く三會社とも瑞典資本に屬する爲附近の海外市場に進出することは差控へる仕組となつてゐる。

燐寸輸出入高表

Table with columns for Year (1933, 1934, 1935), Import (輸入), and Export (輸出) for Phosphorus matches.

六 麥酒醸造業

麥酒は最近迄全然外國品の輸入に依つて來たのであるが、一九三四年六月暹羅資本に依る Boon Rawd Brewery Co., Ltd. が創立された。資本金六十萬鎊、暹羅の有力實業家暹羅商業會議所會頭、ラチャー・ピロム氏を社長とするもので、製造能力は一箇月四千箱乃至五千箱で、現在三種の麥酒を賣出しているが、最上等品は質及價格に於て歐洲品及馬來の製品に匹敵すると言はれ、未だ國內需要の全部を充つては不足しないが、近來盛んに國産愛用熱を煽つて居り、軍隊又は俱樂部では國産品を要するの傾向さへあり、迄からずして國

年平均鹽小賣値段及指數表

Table showing average salt selling prices and indices from 1933 to 1935.

輸出入一當國は最近五箇年平均一、六九三、七一八擔(四七三、六三二鎊)の鹽を輸出し、一方特種の用途に供する爲外國鹽を僅少輸入しつゝあるが、近年銀暴落による香港市場の需要減少と、不況による一般需要殊に馬來半島に於ける椰子の施肥激減し、輸出量は著減を示したが、一般經濟界の恢復につれて、一九三四-三五年以後稍恢復の傾向にある。

鹽輸出入高表

Table showing salt import and export volumes from 1933 to 1935.

B 仕向地及仕出地別 (一九三五-三六年)

Table showing salt trade by destination and origin for 1935-1936.

暹羅...工業

七三四

内ビール消費の五分の三を供給するに至るであらうと期待されてゐる。

麥酒年別及國別輸入高表

Table showing beer import volumes by year and country from 1933 to 1935.

七 其他の工業

製鹽業 沿革一多年鹽業者に高税を課してゐた爲、絶好の天恵を有し乍ら新業は發達せず、唯食用及鹽魚用として土人が小規模の製造をなすに止まつたが、一九二七年の税制改革に當つて鹽税を全廢してより、經營狀態及品質共に急に刷新され、著額の輸出を見るに至つた。

製鹽地一暹羅灣の東岸及西岸には海水よりの天日鹽を産し、北部及東部には數多の鹽水井より、又東北部のウボン及ウドーン縣の諸地にては岩鹽より産鹽し、是等諸地には數多の製鹽工場を見る、尤も其の大部分は海水よりの製鹽で、一箇月に一度海水の漲満する時海を通過して貯潮地に海水を引き、蒸發程度に應じて順次移田を行ひ、最後に固結せしめるが、産地地方は(一)沿岸が粘土質遠淺にて、(二)半箇年に亘る乾期には降雨全然なき爲海水の食鹽濃度甚だ高い等鹽業上絶好の條件に恵まれてゐるから、將來の發展を矚目されてゐる。

銘柄・健値・相場一鹽は收穫の順序により大體上層鹽・中層鹽・下層鹽の三種に分類し、上層層良質である。上層鹽は原鹽の儘食用に、中層鹽及下層鹽は鹽魚用に供し、下層鹽は又椰子の肥料とする。健値は一車(一六〇匁斤)にて新鹽は二八〇斤、舊鹽は三〇〇斤)幾何とし、右三種間には各々約一割方の値開きがある。

製糖業 往昔當國は産糖國として世界に名を馳せ、著量の砂糖を輸出したが、其の後蔗作面積の減少、甜菜糖及瓜哇糖の進出等の爲、十九世紀の中葉より漸次衰微し、近年に於ては當國の諸所(殊にチョンブリー縣)に小工場を見るに過ぎぬ状態で、産糖は粗糖にて、大部分は國內にて消費されるが一部は尙輸出されてゐる。甘蔗の外古々椰子、パルマイラ椰子、砂糖椰子、ニツパ椰子の樹液よりも製糖してゐるが、其の中甘蔗よりの産糖量が最も大である。製糖法は頗る幼稚で、甘蔗を先づ凸凹ある木製の垂直ローラに噛ませ二回搾汁し(動力は水牛)、汁液は土器に受けて煮沸室に運び、石灰にて清澄した後五種の煮沸器にかけ、適宜の濃度として淺き鍋に移せば褐色の粘着性ある砂糖状となる。ナロン・チャイシーでは更に原始的精製を加へて黄白色糖を探る。尤も斯かる製法であるから糖分の損失甚だしく、壓搾工程のみにて四割を損失すると云ふ。然るに暹羅政府は最近に至つて砂糖業の復活を企圖し、その第一着手として盤谷西北五百軒のラムバン縣(カオカ)に官營製糖工場を設立することとなり、糖業更生の第一歩を踏出した。第一年經費として十五萬鎊支出が昨年の議會に於て承認され、既に工場建設並に所要機械の輸入を終り、一九三七年末には操業開始の豫定である。尙、一九三六年五月に資本金百萬鎊の暹羅會社が計畫され、日産能力八百四十擔の壓搾機械を以て年額約十萬鎊を精製する管であつたが、各種事情の爲實現に至らなかつた。右官營工場に於ては大體右會社の計畫を繼承するもので、地方の群小甘蔗栽培業者を糾合統制して、原料に關しては、(一)農家より購入する、(二)農家との共同栽培を行ふ、(三)自作、(四)良質の種苗を各地栽培業者に配給して、品種の改善を計る等であつて、本官營工場の實現は將來の暹羅糖業に對する劃期的指標である。因に、チョンブリー縣に於て同縣下の表産家及商人に依つて日産五百噸の製糖工場が計畫中で資本金二〇萬鎊、一九三七年中に事業開始の豫定で、暹羅に於ける糖業熱勃興の一現象として注目すべきである。

砂糖輸出入高表

七三五

出所: 暹羅貿易年報











暹羅……工業

Table showing industrial statistics for Siam, including categories like '日', '英', '新嘉坡', '其' and values for various years.

金屬細工業 暹民は簡單なる器具にてよく高級金屬細工を製し、赤色金、黑色青銅等の如き美事な合金を作る。鐵は主に鐵針・農具・武器用に供するが、多數の僧侶は出家の際必ず新針を用意する關係上鐵針の需要は相當大である。青銅は佛像・銅像・鐘・銅鑼・針の鑄造に用ひ、打出眞鍮針は小數印度支那及馬來へ輸出される。著名なる金銀の打出細工は盤谷其他二、三の都市に行はれ、主に盤谷及ナコーン・シータムマラートにて行はれる黒金象眼細工(銀に鉛・硫黄・銅の黑色合金を象眼したもの)も亦有名である。

眞鍮鉢輸出高表

Table showing the export volume of brass bowls (眞鍮鉢) with columns for years and values.

造船及機械業 十九世紀の初期には國王及商人が大商船を造つて支那と貿易し今より八、九十年前迄は、快速の大海賊船を以て暹羅灣西岸を横行した者もある。暹民は由來造船に巧みて、現今も優秀なる商用スチール・漁船、カヌー等を製作する。造船材にはヤーン・タキエン、チーク等を用ひ、硬木の釘を以て締付けるから、甚だ堅牢である。

當國の近代の機械工業と言はるべきもの微々たるものにして皆無と言つても差支へなく、極めて小規模なる町工場式のもの二、三盤谷市中にあるばかりであるが、之も自轉車又は自轉車の修繕をなす程度のものである。近代式造船所としては只一つ英國人經營の盤谷船渠會社があり、資本金百萬鎊、一八六五年に創立されたものにして盤谷市の南部チャオ・プラヤー河の左岸にあ

七四〇

る。本社は殆ど獨占事業であつて、固定資本消却、擴張工事費、積立金を控除して、尙二割以上の純益を擧げてゐる。設備として Dock No. I 長さ(キール・ブロック上にて)三二五呎、深さ(船渠入口に於て)一一呎六吋、巾(同上)四二呎、Dock No. II 長さ(同前)三六七呎、深さ(同前)一六呎九吋、巾(同前)五二呎、造船臺 No. I (建造し得べき船の大きさ)七六呎ランチ、No. II (同上)五〇呎ランチ、No. III (同上)四〇呎、以上の外二五噸の合掌起重機及造船・造機工場がある。

右の外、海軍所屬の海軍工廠があるが、之も前記盤谷船渠會社と略類の規模である(國防の部参照)。

煉瓦製造業 原料産地の農民は副業的に煉瓦を製作する。主産地は盤谷一アユタヤト間の河岸にて、往時捕虜となり斯業を強制されたモーン人の子孫が之に従事してゐるが、近時製品粗悪となり、一方、プラトウムターニー縣下バーンポートには近代式煉瓦工場が生れ、暹羅セメント會社もセメント瓦を製出して博く各種建造用に用ひらるに至り、一般土民の斯業は漸衰しつゝある。

鞣皮業 當國は可なり著城の水牛・黄牛・鹿・象・犀等の生皮及鞣皮を輸出してゐる。鞣皮業は主として盤谷に行はれ、地方にも少數の鞣皮工場があるが、盤谷の外は殆ど地方消費品を生産するに過ぎない。

鞣革及同製品輸出入高表

Table showing the import and export volume of leather and related products (鞣革及同製品) with columns for years and values.

セメント輸出高表

Table showing the export volume of cement (セメント) with columns for years and values.

セメント製造業 従前セメントは新嘉坡より輸入して不斷に激増する需要を充してゐたが、一九一三年國內原料の發見と共に盤谷直北 Bangkok に舊王族と丁抹人との共同事業にて暹羅セメント會社 (The Siam Cement Co., Ltd.) の創設を見た。革命後政府が之を引継ぎ、現在の資本金二百六十萬鎊中政府及民間にて七五%、丁抹人側二五%を出資して居り、技術的指導は全丁抹人に依つて爲されてゐる。同社の製品は到底本邦品及丁抹品に及ばぬが、近時は技術の改良に依り可なり優秀なものとなり、良好なる事業成績をあげてゐる。製品は殆ど國內にて消費されるが、一部は近國に輸出される。

併し現今尙外國産優秀品の輸入を見つゝあるから、同社は茲數年來能力を倍加し、高率關稅を設けて輸入を驅逐すると共に輸出の發展を期すべく努力しつゝあるが、未だ所期の成功を収めてゐない。因に最近同社は年當り能力七十萬樽(約一億二千担)と言はれ、原料たる粘土及泥板岩は國內に、用炭は海外に仰いでゐるが、斯業は當國製造業中最も有望視されてゐる。

七四一

採油業 椰子油を製造する工場が盤谷に七箇所あり、此の内 The Siam Industry Co., Ltd. が英國人の經營で、他は總て華僑經營に係り、以下振華興(日産四〇擔)、正成(同二〇擔)、錦源(同五〇擔)、利民(同二五擔)、謙得(同二五擔)、源發(同二五擔)の如く小規模のもののみである。

以上の外、蠟燭・石鹼・煙草・乾電池・菓子・硝子瓶・皮革等の製造が何れも家内工業として行はれ居るも、概して小規模で、僅かに地方的需要の一部を充して居るに過ぎぬ状態である。

暹羅……工業

要を充してゐたが、一九一三年國內原料の發見と共に盤谷直北 Bangkok に舊王族と丁抹人との共同事業にて暹羅セメント會社 (The Siam Cement Co., Ltd.) の創設を見た。革命後政府が之を引継ぎ、現在の資本金二百六十萬鎊中政府及民間にて七五%、丁抹人側二五%を出資して居り、技術的指導は全丁抹人に依つて爲されてゐる。同社の製品は到底本邦品及丁抹品に及ばぬが、近時は技術の改良に依り可なり優秀なものとなり、良好なる事業成績をあげてゐる。製品は殆ど國內にて消費されるが、一部は近國に輸出される。

併し現今尙外國産優秀品の輸入を見つゝあるから、同社は茲數年來能力を倍加し、高率關稅を設けて輸入を驅逐すると共に輸出の發展を期すべく努力しつゝあるが、未だ所期の成功を収めてゐない。因に最近同社は年當り能力七十萬樽(約一億二千担)と言はれ、原料たる粘土及泥板岩は國內に、用炭は海外に仰いでゐるが、斯業は當國製造業中最も有望視されてゐる。



労働

概説 當國は人口密度方軒當り二五・五人(一九三六年三月現在)にて甚だ稀薄であるから、労働力の供給は豊富とは言ひ難く、而も暹羅人の大多數は主として自給自足を目的とする粗放且つ幼稚なる米作に従事し居るが故に、新企業の開設に際しては、多數の熟練労働者を直ちに徴募することは困難な事情にある。唯、東北部の高地等に住むラオ人は人口比較的確密にて而も交通不便の爲生産品の市場搬出困難なるが故に、年々出稼をなす者も相當あり、其の他年々支那及馬來地方より流入する支那人苦力があり、又緬甸人、印度人等も雇傭し得る利便がある。

農園労働者 往時は近隣相授けて共同的に農作に従事する風習があつたが、大地主の出現と農民の經濟知識の發達は、現今主としてラオ人を農業労働者に使用するやうになつた。ラオ人は主として湄公河及其の支流に居住するが、上記の理由にて歳々隊をなし農業労働者として中部に出稼する。彼等は農業殊に米作に習熟するもの多く、而も勞賃安く性質悠長従順謹直にして、農作労働者として最も好適で、之に水牛一頭及所要農具を給すれば、一人當り能く移植米田にて二〇畝を、直播米田にて三〇畝を耕作し得ると云ふ。普通家族共雇傭され、家人も亦農作に従事し、女も水牛を役使する。此の外緬甸人・印度人・支那人等の労働者も得られるが、農作労働者としてはラオ人に遠く及ばぬと云ふ。東北部がラオ人労働者の主要給源である關係上、東海岸及半島にては他地方よりも之が募集に困難である。

當國の農作は殆ど米作であるが、當國の氣象柄其の植付期間甚だ長期に亘る爲一時に労働の需要増大する事なく、従て勞賃は甚だ低廉である。右ラオ人苦力は普通五月より翌年一、二月に至る一米作期極めの年率奉公をなし、其の勞賃は十箇月年率契約として熟練苦力にて九〇—一二〇銖、平均百銖にて、比較的年少なれば七〇—九〇銖(平均八〇銖)内外である。其の他衣食住を給與する必要があるが、當國の氣象柄衣食費八、九〇銖にて足るべく、住

盤谷労働者賃銀表

單位：銖 出所：暹羅統計年報

Table with columns for occupation (種別), wage (賃銀), and average wage per day (平均賃銀). Rows include various labor categories like 苦力, 造船工, etc.

居は各自最寄りの材料を物色して自身運営すると云ふ。臨時苦力としては暹羅人の供給があるが、其の日雇賃銀は一日食費込にて七五—一〇〇士丹である。尙婦人の勞賃は普通男の五分の三である。

暹羅農家労働収入平均額表

單位：銖 出所：Statist. Zet Rural Economic Survey

Table showing average income for different regions (地方別) and sectors (農業, 鐵道, 其他). Includes a note about the survey period.

其他の労働者 林業中チーク事業労働者としては、以前は大抵森林勞務に習熟せる印度支那のカムー人を年率契約にて雇傭したが、現今は地方在住のラオ、シャン、カリヤン等を使役してゐる。其他の林業には暹羅・支那人・馬來人等が従事し、鑛業・水産業・工業・其他は支那人の勞力に負ふ所が多い。

チヨンブリー地方の蔗農は何れも北部のラオ人を多く使用して居り、その供給は請負制度で、苦力頭の如き者があり、苦力を集め、彼等を使つて蔗作を請負ふ習慣となつてゐる爲、此の地方に於ては是等苦力頭を通じて勞力を集めることはさして困難ではないやうである。

商業

總説(概要)：商業行政、内國商業、保險業、商工會議所、邦商、商習慣、外國商品輸入税及市場販賣組織

一 總説

概要 十五世紀末迄は支那人及印度人が暹羅半島の兩岸に來航して交易し、後には首都アヌチャイに北進して商權を収め、同市には多數の移住者を見た。當時の暹・支貿易に於ては主として絹織物及陶器等を輸入し、暹羅から林産物、嗜好料等を輸出せるものであつた。十六世紀の初葉(一五一一年)に至り、初めて葡萄牙人が來暹して先着の支・印人と商權を争ひ、バダーニー及首都には多數の居留者を見、一時暹羅市場の商權を支配するに至つたが、彼等の武斷的、侵略的行爲は總て暹人の信用を失ひ、後來の蘭人及英人はその機に乗じて當國の貿易に割込み、三者鼎立して激甚なる競争を開始した。



には三〇萬ハープ(1 Hap=6048担)に上つてゐる。

越えて一八二六年には英國東印度會社と、一八三三年には米國と最初の通商條約が締結されるに及び、再度對歐通商は復活され、當國よりは茶・砂糖・象牙・樹脂・染料・木材・錫・香料等を輸出し、彼よりは綿絲布其他の雜貨を輸入したが、併し貿易の大部分は荷國王の商船及支那船にて行はれ、而も支那人は英人の如く條約による諸種の制限を受けることなく當國の内外に自由に活躍を許されてゐた爲、支那人は遂に牢固たる商權を確立するに至つた。併しラーマ四世は歐人に多大の同情を寄せ、一八五五年に對英條約を改訂して英人の自由を擴大してより、各國も之に倣つて同様な條約を締結した爲、歐人貿易は大いに興り、從前賄賂政策によつて商利を占めた支那船並に國王所有船の貿易は漸次衰落するに至つた。十九世紀末の佛暹事件により對外貿易は一時順調を缺いたが、併し直ちに回復して異常なる發達を辿り、一八九六年には輸入三、四六萬餘噸輸出四、七五〇萬餘噸に達し、九年後(一九〇九年)には夫々七、八三一九萬餘及一〇、一三九萬餘に膨脹し、更に十年後(一九一三年度)には夫々九、〇七九萬餘及一、五五二萬餘に激増した。次いで二箇年は大戦の打撃を受けたが早くも翌年より日本・米國との通商増進により回復され、十年後即ち一九二三年度には輸入一四、九八六萬餘、輸出二〇、一五五萬餘を示し、更に四年後(一九二七年)には夫々二〇、一〇八萬餘及二七、六二七萬餘なる未曾有の膨脹を示した。併し爾後世界の恐慌の影響は免れ難く一九二八・二九年には總貿易額四二、六四八萬餘に減落した、一九三〇・三一・三二・三三・三四年に至る五ヶ年平均は三六、〇八五萬餘、一九三五・三六年は二六、六九二萬と爾來更に漸減の傾向を示してゐる。(最近の對外貿易の趨勢に就ては「貿易の昔」參照)。

商業行政 商業行政の主務省として一九一九・二〇年に大藏省の一局が獨立して商務省が創設され、更に一九二六年の官制改革に於て選信省を合せて商務選信省となり、一九三二年八月末、今度は農務省と合併して農商務省となり、後經濟省の創設を見るや、商業行政も同省の管轄に移つてゐる。商政機關としては商業登錄局(秘書官室・度量衡課・會計組合課・商標特許課・

保險會社監督課、商務局(秘書官室・情報課・商業促進課・勞働課)がある。尙文部省管下に商業學校(盤谷に官立の二校がある)及工藝學校があり、特に前者は南方支那語を教授し實際的商務を習得せしめてゐる。兩者とも本邦のそれに比して程度は低いが、何れも暹民の商業卓下思想の排除に努力してゐる。

内國商業 暹民が由來經濟的能力に乏しきは他の熱帶國土民と殆ど擇ぶ所なく、彼等は農民か僧侶か、でなければ官吏にて、古來商業は之を外人殊に支那人に委託して殆ど關心しない。其の所以は上層階級の商業に對する賤蔑の情にも因るが、恐らく熱帶特有の氣候並に生活の安易に主因するものと思はれる。故に支那人は人口過剩による赤貧より遁れて當國に蟄集し、商業階級を完全に占領して商權を確握し、内外に不拔の配給網を張つて内國商業を獨占すると共に外國貿易の著量を取扱つてゐる。華僑に亞いで歐人及印度人があるが、前者には英人が勢力を占め、特に輸出入貿易に従事し(對歐貿易を殆ど獨占してゐる)、後者は寶石・反物・雜貨の小賣に於て僅に支那人の間隙を充してゐる。然し官界も不斷に増加する暹人知識階級を無制限に吸收し得る筈なく、是等青年は何れかに自活の途を開く必要に迫られ居り、爲に舊儀の商權も自國民の手に回收せんと努力しつゝあるが、其の基礎牢固として一朝には抜き得ざるものゝ如くである。因に一九二九年の國勢調査に據れば、有職者七百五十二萬中商業従事者は五〇三、八三九人(六七%)である。當國民は、貨殖の念薄く從て貧困にて購買力乏しき爲、内國商業は一般に振はず、盤谷其他二三の小消費地を見るのみで、今日尙自給に近き状態にある。國內に於ける貨物の移動状況を窺知し得る資料がないから、左に鐵道搭載貨物の量額を掲示して其の大體を推知することとする。

國有鐵道貨物運送高表

出所：暹羅統計年報

Table with 2 columns: 品別 (Cargoes) and 数量 (Quantity). Rows include 穀類 (Grains), 糖 (Sugar), 木材 (Timber), etc.

中 部 (Central) 部 (North) 部 (South) 部 (East) 部 (West)

保險業 一九二九年七月の保險業取締規則が制定せられ、同取締規則により一九三〇年度現在正式に認可されたる保險會社に就ては本年鑑第二回版參照。

尙同規則に據れば、當國に營業する斯業會社は資本金二十萬餘以上(其の中火災保險會社は十萬餘、生命保險會社は五萬餘を政府に供託すること)たるべく規定してゐるが、殆ど當國主要商社が外國會社の代理店として斯業に従事するに止まる。

盤谷に代理店を有する日本の保險會社としては明治火災保險會社(火災保險)、日本火災保險會社(火災保險)、東京海上火災保險會社(海上火災・自動車保險)、大正海上火災保險會社(海上保險)及明治生命保險會社の四社にて、東京海上火災保險會社の自動車保險(代理店—Borneo Co.)、明治生命(代理店—江畑洋行)を除き悉く同地の三井物産會社出張所を代理店としてゐる。

尙右以外の保險暹羅會社としては Ching Seng Ins. Co., Ltd. (火災)、Hua Ann Po Hien, Ltd. (火災)、Hua Keo Lin Hah Kongsi, Ltd. (火災)、Seng Chiang Lee Ins. Co., Ltd. (火災)、Shiang Ann Fire & Marine Ins. Co., Ltd. (火災)、Teo Ann Po Hien Ins. Co., Ltd. (火災・海上)、Yong Ann Po Hien, Ltd. (火災・海上)の七社がある。

商工會議所

暹羅人商業會議所—一九三四年の創立にかゝり、會頭はフラーヤ・ピロム・バックテイ(Piya Bhunonga Bhakde)氏、副會頭ナーイ・キム・セン・キマヌワン(Nai Kim Seng Kinsuwan)氏で、其他の會員二五名を擁してゐる。日本人商工會議所—一九三三年、邦人輸出入業者の意志の疏通を計ると共に、貿易上の利益を擁護し、其の統制を圖る目的を以て在留有力邦商を會員とする暹羅實業協和會が創設されたが、其の後日暹貿易の急激なる進展に伴ひ、之が改組強化の議が唱へられ、一九三六年九月、三井物産・三商事及菱

暹羅農村に於ける純商業收入表

出所：Sham, Zai Rural Economic Survey.

Table showing commercial income by region (地方別) and type of activity (擔ひ賣, 店賣, 計). Includes columns for 年收に對する割合 (Ratio to annual income).

尙、農村に於て行はれてゐる副業としての商業があるが、之は各國農村に於て見らるるところで、自家或は近隣産出の野菜、鮮魚其他の物産を近隣都市或は集散地の市場へ搬出・賣却して歸ることが行はれて居り、稀に屋臺或は家屋の一部を店舗として鶏肉、干辣椒、檳榔子、乾鹽魚、鹽、木炭、卵等の日用品を販賣してゐるものがある。是等の商賣に従事してゐるものは、主として婦女子であるが、之が暹羅農家の收入中如何なる位置を占むるかは、略次表に依て推知することを得る。



其他の在盤谷有力邦商に依て暹羅日本人商工會議所が正式成立を見るに至つた。英名は Japanese Chamber of Commerce & Industry, Siam (暹名は一・カーンカー・レ・ウサカム・チープン・(ーン・サヤム)と稱し、事務所を盤谷市シーカク・ビブシー二四號に置いてゐる。目的とするところは、(一)産業並に通商貿易の助長發達 (二)商・工・農業者の利益を擁護・増進し且つ相互の親睦を計るに存し、尙事業として (三)各種企業に關する調査・研究・報告 (四)各種交渉及應答 (五)日暹商品の陳列・紹介及取引上の斡旋 (六)日暹商品の登録・特許に關する斡旋 (七)各種紛争の調停及裁定等を行ふこととなつてゐる。尙、一九三七年四月現在の主要役員は、會頭一三井物産會社 理事一三菱商會社、横濱正金銀行、大谷洋行である。

盤谷國際商業會議所一歐米商社を會員とせるもので、毎月一回委員會を開き、輸出米の品質證明を行ふ外、"Bangkok Market Report" (英文一盤谷商況月報)を發刊してゐる。一九三六年度の役員は、會頭 W. Siegenthaler (Diehlmann Co., Ltd.)、副會頭 K. H. Simpson (The Borneo Co. Ltd.)、同 J. G. Jekyll (The Anglo-Siam Corporation Ltd.) である。

華僑總商會一在留華僑は本國政府から直接保護を受けてゐることが妙い爲、早くより各自組合・團體等を作つて自らの利益の擁護を計つて居り、華僑總商會が是等の同業組合の統一機關として、實権と勢力を握つてゐる。總商會の一九三六年度主要役員は會頭 Hia Kwang Yam、主事 Tan Chiong Kwang、書記 Vee Eik Pui であり、隷屬する團體の主なるものは、火葬公會(製材組合)、米行公局(精米所組合)、米商公所(米商組合)、三効公所(香港、新嘉坡、汕頭間の貿易業組合)、華益公會(綿布商組合)、聯益公局(二流雜貨商組合)、中華商會(本國黨部及僑務委員會等との聯絡機關)及其の他で、各組合は各々同業商店を網羅し、組合代表者及幹部は事件毎に役員會議を開き、各種の決議をなして、之を實行してゐる。

邦商 在暹邦商の大部分は雜貨商であり、他は藥品及醫療器械商・寫眞材料商等である。其中重要な商店を列記すれば次の如くである。

山口洋行	店主—山口萬吉氏	入する外、船舶・保險代理業を兼營す
伊藤洋行	店主—伊藤太郎助氏	明治三十八年開業にして店主は在留邦人の元老にて、綿布・綿織物・陶磁器・硝子・磁器・藥品其他一般雜貨の輸入
江畑洋行	代表者—本田寛次郎氏	明治三十八年開業、名古屋に仕入部を有し、綿布・綿織物・陶磁器・硝子・磁器・藥品其他一般雜貨を輸入し、蘇永製菓、日本陶器、東洋陶器、三重硝子、南滿硝子等諸會社の代理店
大谷洋行	店主—大谷長三氏	明治四十四年開業、新嘉坡に本店を置き、メダン、彼南、吉隆坡等にも支店を有し、寫眞材料商として著名であるが、其他紙類・化學藥品・陶器・硝子製品等を輸入し、木材・主として唐木類を輸出し、明治生命の代理店を兼營してゐる
三菱商會出張所	所長—新田義實氏	大正十五年開業、唐木類の對日輸出を殆ど獨占してゐる他、ダマール・護謄・棉花・其他一般物品の輸出
伊藤忠洋行	代表者—大西徳信氏	各種物産の輸出入
南洋商行	代表者—吉谷重次氏	綿布・毛織物・綿布類の輸入
細田貿易會社	代表者—武居芳郎氏	陶磁器・硝子・磁器・化粧品・其他一般雜貨の輸入
神戸海陸物産輸出組合	代表者—大字平雄氏	電氣器具輸入
溝上洋行	店主—溝上政憲氏	海陸食料品輸入
日高洋行	店主—日高秋雄氏	食料品一般・印刷インク・日用雜貨化粧品類の輸入
豐勝洋行	代表者—中溝勝治氏	一般雜貨・麥酒輸入、牛皮其他の輸出

三和洋行 代表者—瓜生修一氏 陶器、一般雜貨の輸入

日出藥房 代表者—鹽田 厚氏 藥品一般・化粧品・醫療器具の輸入、卸及小賣業

東源洋行 代表者—張春 木氏 一般雜貨・食料品の輸入、牛皮其他の輸出

日暹貿易商會 代表者—一川秀雄氏 一般雜貨輸入

東洋商行 代表者—北庄司昇太郎氏 一般雜貨輸入

耶士茄洋行 代表者—磯 好温氏 度量衡器、一般雜貨輸入及羊皮輸出

日華公司支店 代表者—磯 好温氏 度量衡器、一般雜貨輸入及羊皮輸出

川池商事 代表者—宮川岩二氏 一般雜貨・藥品輸入及木材輸出

尙、外に鍾淵紡績及東洋棉花會社が駐在員を置いて業務に當つてゐる。

商取引上の注意 本邦の輸出商に旅商・派遣員等が兎角目先に捕はれ、互に競争をなす爲、自然邦品は濫造粗悪の非難があり、歐米品を無條件にて賞用する風がある。故に本邦輸出商は徒らに目先の注文にのみ捉はれず、當國民間に適する價格の範圍内に於て輸出品の品質向上に力め邦品の聲價を高め、又當國の風俗・人情・習慣及其の變遷等に留意することは勿論氣象等の影響等も研究しなければならぬ。

## 二 商 習 慣

米 取引單位一國內に於ける規取引量目には通常クキエン (Kwien) (大牛車の名稱にて其の搭載量を云ひ、轉訛してコヤン (Coyan) と呼ぶ) を使用するが、地方及量器により其の質量には著しき差違がある。

普通農家慣用のもの 1 Kwien = 80 Sat = 100 Taran = 概 16 擔 = 汶米 22 擔 = 白米 23 擔

普通精米所慣用のもの 1 クキエン = 82 サト = 40 擔度 × 82 = 3,280 擔度

1923年公布の度量衡法による標準クキエン及標準擔

1 クキエン = 2 バン = 100 サト = 2,000 グラフ = 2,000 立 = 11,087.04 石

1 擔 = 2,300 封度 = 278.203854 貫

1 擔 = 100 磅 = 60 斤 = 16 貫 = 概 63.7253 升 器

暹羅……商業

七四七

親相場の建方一農家との取引に於ては農家の提出する籠により一クキエン幾何とし、精米所との取引には豫め約定した量目による一クキエン建とす。

精米の取引及建値一内地市場に於ける卸取引は價格・品質・引渡時期及數量を定めた約定にて行ひ、通常賣手が米を引渡す。輸出米の賣捌には精米所自身にて香港・新嘉坡の代理商に委託販賣するものと、支那人買辦を通じて在盤米輸出業者に賣付け、其の手により輸出せしめるものとある。後者の場合には米商及精米所間に約定成立すれば前者は代金の二五%を先拂し、期中中精米完了と共に検査して精米所倉庫に於て現品の受渡しをなし、同時に殘額代金を支拂ふ。故に爾後の責任は米商側の負擔となるが、價格は常に精米所棧橋渡にて、棧橋迄の諸掛は精米所が負擔する。尙對歐取引は見本により先物で約定するを常とする。輸出米の建値は輸出税及麻袋(歐洲向二重袋は内袋のみ)を精米所持とし、精米所棧橋渡し一擔何録とする。

包裝及容量一通常背筋麻袋(四三×二九吋、重量二・五封度)にて包裝し、歐洲向は特に H. G. plain (四二×二八吋) を使用し二重袋とする。其の容量は東洋向 1 袋 (白・赤・紫米共に) = 正米 240 封度 10 風袋 25 封度 = 242.5 封度とし、歐洲向 1 袋 (同上) = 正米 224 封度とする風習がある。

倉庫設備一(一)物産の大宗たる米は精米業者に於て各自倉庫を有し、(二)家賃安き爲各商人は多く倉庫用に建物を賃借し、(三)水運の發達せる爲大商社は河岸に在つて貨物は多く本船より直にライダーにて自家又は其の倉庫に運ぶ等諸種の理由にて、一般商人は殆ど倉庫業者の倉庫を利用しないから、従て從來貨物保管業者なく、受荷主の便宜上要求する場合船會社に於て船貨倉庫の一部又は近接せる倉庫に通關濟貨物の保管を引受け、その保管に對して簡單なる貨物預證を發行することとなつてゐる。主要なる船貨陸揚倉庫として擧げらるゝのは B. I. 倉庫八棟一收容量約八千噸、ボルネオ會社倉庫八棟一收容量約一萬噸、其他 East Asiatic Co. 一收容量約五千噸、Anglo-Siam Co. 一收容量約二千噸、Bantoy Burnah Trading Co. 一收容量約五千噸、Siam Steam Navigation Co. 一收容量約千噸があるが、近來入貨中輻轉するのは殆ど本邦品に限らるゝ狀況である爲、香港・新嘉坡方面よりの船貨倉庫は空庫多

暹羅……商業

七四七



く、不振の状態に在る。  
**チーク** チークの原木は現金取引を原則とするから、資金少小製材所は仲買人を介して原料木を買取る。丸太の建値は従来ピカト (Pick) 建にて袋を標準として行はれる。故に買方は豫め袋の丸太数・材質・採材具合等の諸點を吟味して後商談する。右ピカトは太さの比率によりて價格を定める單位にて、先ブロー (Wah: 七八〇時、標準は八〇時) 及ソーク (Saw: 四分の一ワ) の度目單位にて、長さをカム (Kam: 四<sup>1</sup>/<sub>16</sub>—四<sup>1</sup>/<sub>4</sub>時、標準四<sup>1</sup>/<sub>8</sub>時) 單位にて丸太中央部の半周を算出する。斯くて、七ワ<sup>1</sup>/<sub>8</sub>×八カムありとすれば (時價一〇ピカトとして)、B表の七ワ<sup>1</sup>/<sub>8</sub>の欄を看下して八カムの線との會點の数字即ち一二がピカトの價格 (銖) にて、同丸太は一二〇銖となる。

チークのピカト價格見積表 出所=The Teak Industry of Siam

A		B	
ワ	カム	ワ	カム
四	五	四	五
五	六	五	六
六	七	六	七
七	八	七	八
八	九	八	九
九	一〇	九	一〇
一〇	一一	一〇	一一
一一	一二	一一	一二
一二	一三	一二	一三
一三	一四	一三	一四
一四	一五	一四	一五
一五	一六	一五	一六
一六	一七	一六	一七
一七	一八	一七	一八
一八	一九	一八	一九
一九	二〇	一九	二〇
二〇	二一	二〇	二一
二一	二二	二一	二二
二二	二三	二二	二三
二三	二四	二三	二四
二四	二五	二四	二五
二五	二六	二五	二六
二六	二七	二六	二七
二七	二八	二七	二八
二八	二九	二八	二九
二九	三〇	二九	三〇
三〇	三一	三〇	三一
三一	三二	三一	三二
三二	三三	三二	三三
三三	三四	三三	三四
三四	三五	三四	三五
三五	三六	三五	三六
三六	三七	三六	三七
三七	三八	三七	三八
三八	三九	三八	三九
三九	四〇	三九	四〇
四〇	四一	四〇	四一
四一	四二	四一	四二
四二	四三	四二	四三
四三	四四	四三	四四
四四	四五	四四	四五
四五	四六	四五	四六
四六	四七	四六	四七
四七	四八	四七	四八
四八	四九	四八	四九
四九	五〇	四九	五〇

尙製材の取引に慣用される單位 Yoke は、長さ一六ワ<sup>1</sup>/<sub>8</sub>幅一ソーク厚さ一ニウ (一・一四立方呎) を云ふ。  
 歐洲市場には當國木材商の代理商があり、之と豫約した先物賣買に對してチークを積出すを原則とし、代理商は仲買人又は直接消費者と取引する。印度へは委託形式の積送を普通とし、日本及支那へも委託輸出を異常とせぬが、角材は殆ど代理商との豫約賣買に對して積出す。  
 暹羅産チークは丸太と製材とを問はず貿易上何等一定の格付標準なく、各商社は自社専用の格付標準を一定するに過ぎぬ。爲に引合上甚だ不便であるが、各輸出商社は各々異なる市場を有する爲、之が統一困難であると云ふ。然し原則として角材は歐洲向は之を二等級に、印度其の他東洋向は之を三等級として歐洲一等品 (蜂穴及節小なるもの) 以下、蠶裂二吋以下にて幅狭く、角材の儘にて使用し得るもの、同二等品 (蜂穴及節四吋以下、蜂穴の深さ三吋以下、蠶裂が三分、長さ五吋内外、深さ三吋以下の眞直材) 印度一等品 (蠶裂蜂穴、節等は歐洲二等品より稍大・多少曲りあるも可)、同二等品 (蠶裂は長さ幅・奥行夫々一吋・五吋・三吋位にて多少曲り蜂穴及節各六あるも可)、同三等品 (右より劣質材) としてゐる。我が國に輸入するチーク材は歐洲二等品と印度一等品級が多く、格差は日本沖着相場で五十銖内外の開きである。  
**錫石** 暹羅の錫石の品位は英領馬來と同じく主に洪積又は沖積礫床より採集する砂錫で、錫の含有純分は地方に依て多少の相違があるが、七四%乃至七五%のものが多い。荷造りは同じ容積の麻袋に六五%品位のものは約八〇斤、七四%品位のものは九〇斤、七五%品位のものは九五斤詰める。買付値段は毎日の新嘉坡公定建値に依り買付けるもので、即ち新嘉坡の錫相場が百斤一四弗、品位が七五%であれば、錫石百斤の買付値は次の如くである。

と思考される。

三 商品の輸入徑路及市場販賣組織

既述の如く暹羅は全國民日常必要の製造品の大部分を、外國からの輸入に仰がねばならぬのであり、而して其國は東・西・南洋の中間に位して居る關係から多種多様の製品が東西各國から此の國に輸入せられて居る。而して是等多種多様の外國製品は、輸出國の有する特異の市場事情や商習慣を基として見るときは、大體歐米商品、支那商品及日本商品の三者に分つて觀察することが出来る。先づ第一に歐米商品の輸入に就て見ると、是等は其の殆ど全部が盤谷に在る當該輸出國商社の支店、又は歐米人たる其の代理店を経て輸入せられたる上に、盤谷の華商に賣渡さるゝこととなつて居る。歐米商品は多くは斯かる比較的局限せられた徑路に依りて輸入せられ、素りに契約代理店以外の取引開始を肯んぜないのが普通である。之は歐米の商業道徳上代理店制度が尊重せられるのに基くと同時に、暹羅の商業信用制度不備による取引の不安に主として由來するものゝ如くである。尙茲に見逃すべからざることは暹羅の華僑の素質である。暹羅國內の商權の殆ど全部が華僑の掌握する所であることは周知の事實で、華僑を除いては暹羅の商業は成立せずと稱するも過言でない程であるが、元來是等華僑の大商人でも其の多くは苦力上りの頭家に過ぎぬ。彼等は毫も近代式なる商事經營上の知識を有することなく、歐米諸國との通信に必要な語學の素質あるものゝ如きは稀であつて、從て歐米諸國との直接取引の道に暗いのであるから彼等が香港又は新嘉坡から歐米品を輸入する場合でも、夫は其地の華商の手を経るを常とするのである。斯くの如き事情の下に歐米商品は比較的單純なる徑路を辿つて、各々本國より又は其の屬領地を経て當地に輸入せらるゝものであるが、此の徑路局限の結果として歐米品取引商間には相互諒解の成立が比較的容易であり、信用も比較的圓滑なるものゝ如くであつて、而して此關係が自然代金決済方法の上で反映する。即ち彼等の間には非常に長期の信用が與へらるゝのが普通であつて、輸入爲替に六箇月のサイトを附するが如きも敢て珍らしくない。斯か

490  
 (114×0.75) (彼南運賃十磅葉十口錢) = 錫葉口買付値段  
**錫葉** 品質はタラン及ナコーン・シターム・イラー方面のものは Smoked Sheet 多く、ハート・ヤイ方面は燻製・未燻製共あるが、パターニー方面のものは未燻製が多い。産地で普通使用する品級名を挙げれば次の如くである。  
 燻花片二號 (F. A. Q.) 燻花片三號 (Low F. A. Q.) 燻花片四號 (off sheet) 白花片 (較片又は較薄とも言ふ) unsmoked diamond sheet) 白光片 (plain unsmoked sheet) 乳絲 (loose scrap)  
 荷造りは概百斤を針金括りとする。パターニーに産する白光片は五、六百斤箱詰とする。仲買の買付方法は主として現金にて買ひ、前貸或は手附金等をなさず、産地建値は百斤建である。彼南、新嘉坡、紐育、倫敦の護讓相場 (封度建) が毎日産地の仲買人に電信され、之に應じて産地買付相場が決定される。暹羅産の護讓は英領馬來産のものに比し一體に割安に買付けられるが、之は (a) 産地仲買人が製品の選別が不十分で、大概 F. A. Q. として取扱ふので、再選せねばならぬ。 (b) 燻り方不丁寧で、殊にパターニー方面のものは燻製せぬばかりでなく、厚さも異なる等の事情ある爲と言はれる。  
 尙、産地に於て最も有力な護讓の仲買人は南通公司と福美公司 (地方に依り珍美公司の名を用ふ) で、彼南の仲買人は順記、福成、源豐、建利、東益等の華商であつて、産地に買付機關を持つてゐる。但し、パターニー地方のものは海路新嘉坡に積出される。  
**ステイツク・ラツク** 暹羅にはシエラツク工場は無いから全部ステイツクの儘輸出する。大部分は新嘉坡向輸出であるが、新嘉坡は全部仲繼で、主として英領印度へ再輸出する。相場は百斤に付二〇銖見當で、チェンマイ、チェンライ、ランブーン、ランパン等が集散地である。尙、本邦に於けるシエラツクの需要は逐年増加の傾向にあり、その大部分を英領印度より輸入するもので、若し暹羅に於て簡單な加工業を興し、シエラツクとして輸出するに至れば、現在英印よりの輸入の一部を暹羅産のものに依て充つことが出来



る長期の爲替決済は又當地の歐米輸入商と華僑卸商との取引關係に順次反映し、其の間の代金決済には長期三箇月の期限を與ふことが普通である。銀行制度や倉庫業等の發達なく、取引上貨賣を原則とする當國市場の實情の下にては、此の長期決済の慣行は薄資なる華僑の經營上融資上非常なる便宜を與ふるものなることは勿論であつて、實は此の事實こそ過去に於て、歐米筋の商人と歐米の商品が當國の市場に於て歴史的の勢力を占め來りたる最大の原因であつたと云ひ得るとすら考へられる。然し近年に至りては、漸次に從來の長期信用制度を革めて、現金取引に非ざれば一箇月の短期決済を普通とするに至つて居るやうである。商品の種類や取引先の信用如何によりて、今尙三箇月決済の慣行を持續せるものが皆無ではないこと勿論である。

次に支那商品の輸入に就て見るに、是は前者に比して更に單純なる徑路に依て居る。即ち専ら華僑の手に依て其の本國及香港から直輸入せられるもの、只此の外に新嘉坡の華僑を通じて同地から轉輸せられるものが多少ある。支那品の取扱が華僑に限定せられて居るのは支那人相互間の民族的了解に出發する傳統的商慣習や特異信用制度の存在に由來するもので、從て容易に他國商人の其の間に介入することを許さざるものがある。殊に華僑相互間の輸入代金の決済に就ては、輸出爲替を以てカヴァーするとか、又は支那銀行を通じて爲替送金する等の方法も、何程か行はれて居るには相違ないが、夫は主として在外華僑相互間の取引に就て行はるゝものに過ぎぬ。本國（香港を含む）の支那商人との取引、殊に雜貨類の取引に就ては今尙主として舊慣に依て、一年一回即ち年關相殺協定の方法に依るものが多いのである。出荷に際して爲替取組を行ふ場合でも其の大部分は彼の舊式なる所謂信局を通ずるものである。夫故に近代式經營の基礎に立つ他國商人としては到底支那商品の取引に手出しをすることが不可能である。

次に本邦商品の輸入徑路を見ると、盤谷と本邦間に邦船又は外國船の直通航路なかりし過去には勿論、直通航路の開設せられた後とても其の回数が少かつた時代には本邦商品の暹羅直輸入は比較的僅少にして、香港及新嘉坡の兩地から轉輸せらるゝものが多かつた。七、八年前に於てすら直輸入と轉

輸入とは相半すと云はれて居たのである。國別輸入（貿易の部（參照）に於て示す如く、日本からの輸入は一九一〇—一九一一年に於て僅に一分八厘、一九二〇—一九二一年に於て四分五厘に過ぎなかつたが、當時と雖此の外に香港及新嘉坡から華僑の手によつて轉輸せられた日本品が相當あつた筈なのである。然し乍ら當時は其轉輸入品の原産地別數字を求むることが不可能であつたが、三井物産會社船泊部と大阪商船會社とが各々數隻の所屬船を盤谷航路に配して、毎月六回或は夫以上の邦船廻航を見るに至りたる今日にては、香港及新嘉坡の兩地からの本邦商品轉輸入は次第に減退して、其の重要度を失ひ、夫が直輸入に轉ずるに至つたのである。今日も尙此の兩地からの轉輸入を見るものあるは全く爲替關係から來るものゝみと稱して大過が無い。加ふるに邦船直通航路の發達は單に轉輸を直輸入に轉じ得たるのみに止まらず、日本商品の暹羅市場進出に貢獻する所亦頗る大なるものがあつたことを認めねばならぬ。

暹羅市場の本邦商品輸入業者の色別を見ると、前記歐米商品及支那商品の場合と異なりて相當複雑なる關係が存在する。此の複雑なる關係を成立せしむるに至りたる所以は、從來暹羅の市場が本邦商工業者に依りて最近迄甚しく閉鎖せられて居たことに存する。換言すれば暹羅市場に對する邦商の活躍が、日本品需要の進展状態に伴はざりしことである。今日迄日本品の暹羅市場への輸入は、本邦内地及當地に在る本邦商人に依りて取扱はるゝものゝ外に、本邦在留華僑に依りて或は香港及新嘉坡在留華僑に依りて盤谷華僑を通じて行はるゝものが頗る多量であつた。其の當時の實情にては本邦商工業者の眼界には、阪神在留の華僑と香港及新嘉坡在留の華僑があつたのみで、暹羅市場其のものは、彼等の注意の水準線以下にあつたものゝ如くである。勿論當時と雖暹羅在留の邦商は存在して居たのであるが、夫は僅に五指を屈するに足らざる少數であつて、而も寧ろ微力小規模のものに過ぎなかつた。

本邦商品の輸入は現在大體四種の異りたる徑路に依て居る。即ち（一）内地仲繼業者を介して輸入せらるゝもの、（二）内地製造家へ直接注文輸入せらるゝもの、（三）内地本支店又は仕入部を通じて買付輸入せらるゝもの、（四）内地製造家が其の販賣機關を當市場に派出して輸入せらるゝものである。

右の内（一）内地仲繼業者を介する輸入と云ふのは、内地の邦人輸出商又は在留華僑を介して行はるゝ輸入の總稱であつて、盤谷の邦人輸入商の大部分は而して日本品輸入貿易の大部分は現在の此の部類に屬する。蓋し暹羅の一般市場組織の現状と商人の實力は、未だ商品の分科的取扱を許すべき程度に進んで居らぬ。即ち各商店は少數品種の商品を選択して、専門的營業を維持することは困難である。夫故彼等は必然多岐多様の商品に亘りて取扱ふこととなり、從て日本の關係取引先が頗る廣範圍に亘ることを免れざる次第にして、事實煩雜に堪へぬこととなるから寧ろ適當な仲繼業者を選択して、専ら之を介して多種商品の取引を一手に纏めることを便宜とするに至つたのである。而して此の場合の代金決済はD.P.に依りて行はるゝものが普通であつて、D.A.に依るものは極めて稀である。又其の取引は華僑は普通二歩の買付口錢を支拂ふて内地仲繼支那商を通じて行はれ又邦商に在りてはC.I.F.・建値を以て内地輸出商を通じて行ふを普通とする。（二）内地製造家へ直接注文を發して輸入せらるゝのは多くは商品が特種品に屬する場合である。此の場合の當地商店との間に、代理店關係が設定せられて居る場合である。此の場合の代金決済も亦前者と同様D.P.に依ることを普通とするのであるが、此の取引の性質上彼我相互の間に特殊の諒解が成立する場合も少からずして、自然D.A.に依るものも決して少くはない。尙内地製造家の特派する派出員と當地華僑との間に商談の成立する場合も近來稀でないものであるが、斯かる場合でも華僑側は多くは阪神在留の華僑仲繼業者を自己の代表者に任命して、取引を内地に於て完了するものが多いやうである。次に（三）日本内地の本支店又は仕入部を通じて行ふ買付輸入は大體邦商關係に限るものゝ如くである。此の徑路に依る日本品の輸入を督む邦商は過去は僅に一、二を數ふるに過ぎなかつたが、最近日本と暹羅間の直接貿易の發達に伴ひ新商社の當地進出となり、從て本支店關係に依る輸入を増加する傾向を示しつゝあり、將來此の傾向は益々顯著となるであらうと考へられる。又過去に於て日本商品の當市場進出が未だ今日の如くならず、且つ邦商の數も亦僅に五指を屈するに過ぎず、其の

營業規模一、二の例外を除くの外大體に於て小賣業の域を出でずして、取引總額も比較的少額であつた時代にては、是等邦商の主たる競争相手は日本内地の市場事情に不案内なる華僑であつて、邦商相互間の競争意識は今日の如く熾烈なるものでは無かつたから、在留邦商として特に仕入部を内地に設けて商戰の鎗を削る程の必要も無く、又其の經營の規模から見ても斯かる組織の新設を許す程のものでなかつたのである。然るに近年の日本と暹羅貿易の進展は一方では是等在來の邦商をして漸次進んで開業の地歩を獲得せしむるに至つてゐるが、同時に他方に新たなる邦商の進出となり、加ふるに華僑及諸外國商社の侮り難き活躍も開始せらるゝに至つたが爲に茲に日本品を廻る當地の商戰は日に月に深刻化して、其の結果勝敗の決は一に仕入の巧拙に係ると見らるゝに至つたから、在來の邦商も多くは本邦内地に仕入部を設けて、製造家又は輸出商人と密接なる關係を開拓せんと試むることとなつた。

其の場合の取引代金決済は、彼此兩者の關係が大體本支店の關係に立つものなるが故に、無爲替又はD.A.爲替に依ることを普通とするは勿論である。最後に（四）内地製造家が隨時其代表者を當地に送つて注文を受けて輸入する方法は近來稍頻繁に見る所であるが、其の代表者を常駐せしむるものは未だ甚だ稀である。將來は隨時常時を問はず製造家が其の代表員を直接當方面市場に直接派出し來ることは漸次増加すべきものと觀られて居る。

暹羅市場に輸入せられたる各種の外國商品は如何なる組織に依りて國內消費者に配給せられつゝあるやと云ふに、元來暹羅の國內商業機構は華僑の壟斷する處であつて、歐米人・印度人等の諸外國商人は恐らく僅に一%にも當らぬであらう。全體の九割九分は實に華僑の占むる處である。暹羅の國內商業とは即ち是等華僑の商業的活動に外ならぬのである。然らば暹羅全國到處に商業網を張つてゐる華僑は、如何なる組織に依りて輸入物資を國內に配給して居るかと云ふに、是等華僑の商業的活動は大體に於て（一）輸入商、（二）盤谷市内の間屋業、（三）地方散在の間屋、（四）船泊行商者、（五）盤谷市内及各地方に散在する小賣業者の五種に分類することが出来る。而して右の内（二）及（四）に屬するものは同時に小賣業を兼營することが普通である。今華僑に依る物資配



給の順序を圖示すれば次の如くである。



右の如く輸入商品は、第一段階として輸入商から市内問屋業者の手に移る。此の場合代金の決済は食料品、機械工具、綿絲布其他或種の商品が現金取引を以て行はれる以外は凡て掛賣を原則とし、其の期限は一箇月を普通とする。尤も稀に二箇月乃至三箇月に及ぶものもある。次に第二段階に於て市内問屋業から一方には市内小賣業者に對して卸賣せらるゝと共に、他方地方中間屋と船航行商の手に移る。地方中間屋とは盤谷との間に鐵道又は汽船聯絡ある地方諸郡邑に店舗を有する問屋業者にして、其の間の取引には特に記すべき程の特異な點を見ないが、代金の決済に就て特種の習慣がある。即ち暹羅では銀行制度の發達が甚だ幼稚で、地方郡邑にして銀行の開設あるものは、僅に三、四を數ふるに過ぎぬ。從て首府と地方相互間の送金は高率の郵便爲替に依るか、支那人の經營する信局に依るか、然らざれば現金に依るより外ないのである。斯の如き送金機關の不備は地方取引に於て送金決済を困難ならしむるが故に、多くの場合相殺勘定に依り取引の決済を行ふことになつてゐる。即ち盤谷よりの送荷に對して地方より盤谷への送荷代金を以て決済するのである。尤も右は必ずしも兩當事者間直接の相殺たることを要しない。例へば盤谷の甲より地方の乙に送荷した場合乙は己が盤谷の丙に送付せし物表代金を以て甲への支拂に充當するのである。即ち乙は甲に對して直接送金する代りに、丙に對して甲への支拂依頼書を發行することによりて決済を行ふのである。而して此の相殺勘定は半年毎に又は一箇年の終に於て行はれる。次の船航行商者なるものは、暹羅に於て最も古くから發達した商業機關として暹羅の國內商業上重大なる任務を負担してゐるものである。而して夫は此の國の交通發達の現狀を以てしては將來相當長き生命を有すべきであると思はれる。

暹羅と云ふ國は普通吾人の陸に就て有する概念を以てしては想像し得ざるものがある。普通の觀念を以てすれば陸の續く所に交通があり、連絡があるのであるが、暹羅では陸はジャングルであり、猛獸毒蛇の巢窟であつて、決して安全容易なる交通路を人類に提供するものではない。されば一般住民の交通は國內を網の目の如くに流れて居る河川に依る場合の方が遙に多い。此の事實は地方の郡邑に於てすら之を實證し得る。即ち市街を貫流する河の兩岸に河身に向つて、繋留せられたる水上店舗が櫛比して顧客は小舟に乗つて是等水上店舗に來往するのである。只輿地の河川に恵まれざる地方では止むを得ず牛馬又は象背に依りて地方的聯絡を取つて居るに過ぎぬ。最近十數年以來暹羅政府も漸く地方交通機關發達の必要に著目するに至つたが、現在國道の總延長は全國を通じて僅に二、〇〇〇新に達せず、首都盤谷に於てすら市街を外れては一條の自動車道すらないと云ふ現狀である。故に此の船航行商なるものは暹羅國內の最重要なる商業機關の一であつて、前述の如く其の重要度は今後と雖、陸上交通路が相當の發達を遂げざる限り依然たるものであらうと思はれる。盤谷市内の問屋業者は何れも專屬的の船航行商者を各々獨立の經濟を以て經營して居り、問屋業から各種の商品を掛にて仕入、河流沿岸の郡邑の間を巡業する。大約一箇月乃至二箇月を經て盤谷に歸還して前回の債務を決済し、更に新規の仕入を爲して再び行商の旅に上るのである。盤谷問屋業者の事業の盛衰は一に是等船航行商者の信用と勤勉に依據して居ると云ふものすらある。輸入商品移行の第三段階としては前記中間屋及船航行商者より、地方小賣業者への轉移であるが、此の關係に於ては何等特記すべき程のものがない。

貿易

總説—輸出貿易—輸入貿易—國別貿易—港別貿易—對日本貿易

一 總説

十六世紀の初め葡・蘭・英人が來航して先着の支・印人と商權を争ひ、一六六九年には當國最初の對外條約が締結され、後日本も之に割込み、相互に盛衰を重ねつゝ、當國對外貿易は概して順調な發達を辿つて來た(貿易の沿革に就ては「商業の部」參照)。

然るに十九世紀末に佛暹事件があり、貿易は一時停頓を見せたが、間もなく回復して一八九六年には貿易額八二億萬餘となり、一九〇一年以降は一億餘を超え、大戰の前年即ち一九一三—一四年度には二億餘を超えた。次の二箇年は大戰の爲輸出と共に減退したが、一九一六—一七年度より日・米品の進出と輸出の増進に依り回復し、爾後逐年飛躍を見せ、一九一九—二〇年度には三億餘に上つた。然るに翌一九二〇—二一年度は米作不良の爲非常な不振を見せ、未曾有の輸入超過となり、爾後三箇年は戦後反動の餘波を受けて不況であつたが一九二四—二五年度には既に舊位に復し、爾後逐年顯著な膨脹

を辿り、一九二七—二八年度には總額四七億萬餘といふ當國未曾有の記録を示した。然るに一九二八—二九年度以後は世界不況の影響を受けて急速に萎縮し、殊に米價の急落した一九三〇—三一年度及その次に於ける減退は最も著しく、何れも前年より二六%方急落し、一九三二—三三年度の如きは前記最高記録の半額以下となつた。右兩年に於ける輸入額の急減は輸出價格の激落に伴ふ購買力の著しい萎縮を物語るもので、次年には輸出の増進に依り三%餘の増加を示し、更に次年度には米の輸出は減退したが、錫、チーク、護謨、家畜等の輸出好調に依り尙一九三三—三二年度の輸入額を超えた。一九三三—三五年度には、チーク以外の木材を除く重要物産の輸出が好轉し、殊に米の輸出量及錫、護謨の輸出額は未曾有の記録を示し、輸出額は前年に比して二七億萬餘を激増し、從て輸入も促進されて、前年より八・八億萬餘を増加した爲、總輸出額は前年に比し一五・六%、一九三三—三二年度より一六・六%の増加を示した。一九三五—三六年度は輸入は、七億萬餘の増加であつたが、輸出に於てチーク及護謨が更に躍進を示して記録を更新した以外は、米、錫等が何れも不振を示し前年より一四億萬餘を減退、總額に於て九億萬餘を減少した。

外國貿易額表

年 度	總貿易額	輸 入 額		輸 出 額		入・出超過	輸入に對する輸出の割合
		總額	政府輸入	國產品輸出額	再輸出額		
一八九八	八二一〇	五五九〇	—	八五九〇	—	(+)	111.0
一八九九	九〇〇〇(平均)	六五七〇	—	九〇〇〇	—	(+)	111.0
一九〇〇	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九〇一	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九〇二	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九〇三	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九〇四	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九〇五	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九〇六	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九〇七	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九〇八	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九〇九	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九一〇	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九一一	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九一二	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九一三	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九一四	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九一五	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九一六	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九一七	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九一八	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九一九	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九二〇	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九二一	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九二二	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九二三	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九二四	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九二五	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九二六	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九二七	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九二八	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九二九	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九三〇	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九三一	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九三二	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九三三	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九三四	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九三五	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九三六	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九三七	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九三八	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九三九	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九四〇	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九四一	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九四二	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九四三	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九四四	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九四五	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九四六	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九四七	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九四八	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九四九	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0
一九五〇	一〇〇〇〇(平均)	七二八〇	—	九七三〇	—	(+)	111.0



暹羅……貿易

年	輸出額	輸入額	貿易差
一九二二	5,470	1,411	(+) 4,059
一九二一	5,143	1,961	(+) 3,182
一九二〇	5,700	1,970	(+) 3,730
一九一九	5,100	1,737	(+) 3,363
一九一八	5,770	1,610	(+) 4,160
一九一七	5,770	1,610	(+) 4,160
一九一六	5,770	1,610	(+) 4,160
一九一五	5,770	1,610	(+) 4,160
一九一四	5,770	1,610	(+) 4,160
一九一三	5,770	1,610	(+) 4,160
一九一二	5,770	1,610	(+) 4,160
一九一〇	5,770	1,610	(+) 4,160
一九〇九	5,770	1,610	(+) 4,160
一九〇八	5,770	1,610	(+) 4,160
一九〇七	5,770	1,610	(+) 4,160
一九〇六	5,770	1,610	(+) 4,160
一九〇五	5,770	1,610	(+) 4,160
一九〇四	5,770	1,610	(+) 4,160
一九〇三	5,770	1,610	(+) 4,160
一九〇二	5,770	1,610	(+) 4,160
一九〇一	5,770	1,610	(+) 4,160
一九〇〇	5,770	1,610	(+) 4,160

七五四

右は銖貨に依る趨勢を示したもので、之を蓄米弗に換算してその趨勢を見れば次の如くである。

蓄米金弗換算暹羅輸出入額表

年	輸出額	輸入額	貿易差
一九二二	1,143	1,270	(-) 127
一九二一	1,270	1,270	(=)
一九二〇	1,270	1,270	(=)
一九一九	1,270	1,270	(=)
一九一八	1,270	1,270	(=)
一九一七	1,270	1,270	(=)
一九一六	1,270	1,270	(=)
一九一五	1,270	1,270	(=)
一九一四	1,270	1,270	(=)
一九一三	1,270	1,270	(=)
一九一二	1,270	1,270	(=)
一九一〇	1,270	1,270	(=)
一九〇九	1,270	1,270	(=)
一九〇八	1,270	1,270	(=)
一九〇七	1,270	1,270	(=)
一九〇六	1,270	1,270	(=)
一九〇五	1,270	1,270	(=)
一九〇四	1,270	1,270	(=)
一九〇三	1,270	1,270	(=)
一九〇二	1,270	1,270	(=)
一九〇一	1,270	1,270	(=)
一九〇〇	1,270	1,270	(=)

右に依て見れば、一九二二・一九二一年を最高とし、以後漸落して一九三三・一九三四年に最低を示してゐるが、之は一九三二年五月に於け金本位停止に依る銖貨下落及世界物價指數低下に基くもので、貿易數量は一九三〇・一九三一年を別とすれば、逐年膨脹して居り、一九三二・一九三三年並にその次年の如きは一九二九・一九三〇年に比して三・二%方の増加を見せてゐる。

當國は其他の南洋諸國と同様に食料又は原料品を輸出し、製品を輸入する農業國で、政府は近來國內工業を保護獎勵しつゝあるが、未だ精米業、製材業の如き重要輸出品の商品化工業の外は、國內需要の一部を充足しつゝある麥酒・セメント・燐寸の三種に於て稍見るべきものがある以外には殆ど何物も存在せずと稱して大過なき状態である。従て暹羅市場に於て需要せらるゝ各種

各様の製造品は其の殆ど全部を外國よりの輸入に俟つもので約六〇%を占めてゐる。殊に當國の輸出貿易は從來著しく米に偏し、以前は八割近い高率を示したのであるが、近來錫鐵業と護謨栽培の發達に依り米の占むる部分は稍

低下したが、其他の食料品を加へた輸出額は尙六割を超え、一方、製造品の輸出は近來一%内外の少額に過ぎぬ。

類別輸出入額表

類別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
輸入	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
輸出	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
計	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222	2,222

次に當國貿易に於て注意すべき事實は、輸出入共英帝國ブロックに著しく偏してゐることであるが、之は交通上の關係と資本的支配力に依るものと解釋される。然し新嘉坡、彼南及香港は何れも仲繼港であるからその點考慮するに必要がある(國別貿易の項参照)。

とし、従て商品に於ては出超を、金銀に於ては入超を示すを例とした。然るに一九二九・一九三〇年以降商品出超額が減退したのが直接原因となつて、一九三二・一九三三年には遂に金銀の出超を見る奇現象を呈し、翌年五月金本位を停止し、爾後相當の商品出超を示しながら依然金銀出超の現象を續けてゐるが、之は暹羅の經濟界を支配せる華僑其の他外國商館の本國に對する送金がその一因をなしてゐると思はれる。

暹羅……貿易



商品及金銀貿易表

Table with columns for commodity names (e.g., 一般商品, 地金銀及正貨) and values for various years (1913, 1927, 1928, 1929, 1930, 1931, 1932, 1933, 1934, 1935).

單位：千鎊 出所：通商貿易年報

二 輸出貿易

重要品の輸出状況に就ては各章下に詳述したから、茲には重要品目の輸出

額、類別輸出商品の各数量・価額及價格の推移指數を掲げ、大體の比較對照に資することとする(重要物産の仕向地別輸出状況に就ては當該「各産業の部」參照)。

重要品輸出額表

Table listing major export items (e.g., 米, 錫, 鐵, 羊毛, 皮革) and their values for years 1913, 1927, 1928, 1929, 1930, 1931, 1932, 1933, 1934, 1935, and a 5-year average.

單位：鎊 出所：通商貿易年報

Table showing export values and indices for various categories like 青魚, 胡椒, 糖, 皮革, 羊毛, etc., with columns for value and index.

類別輸出商品數量・價額及價格推移指數表

重要輸出品價額推移指數表

出所：通商貿易年報

Table with columns for commodity categories (e.g., 生食, 動物, 植物), quantity, value, and price index, with a sub-section for '三 輸入貿易' (Imports).



れ、その種類も亦非常に多岐に亘り、従て首位を占むる綿織布さへ総額の二〇%に過ぎぬ状態である。又特記されるべきは、當國には米の外食料品の産出

が少い爲食料品の輸入も著額に上り、製造品に強ぐ重要輸入品となつてゐることである。

主要輸入品價額表

單位：千圓 出所：通羅貿易年報

Table of major import items with columns for item names (e.g., 穀類, 砂糖, 綿織品), years (1931-1935), and average values.

主要輸入品價格推移指數表

出所：通羅統計年報及貿易年報

Table of price index trends for major import items, including categories like 其他の鋼及鐵製品, 金銀及正貨, 酒類, and 食料品.







暹羅……貿易

Table showing trade data for Siam (暹羅) from 1931 to 1936. Columns include years, values, and percentages for various countries like Thailand, India, and others.

原産國別輸入額及歩合推移表

單位：千鎊 出所：暹羅貿易年報

Table showing the origin of goods imported from Siam (原産國別輸入額及歩合推移表) from 1931 to 1936. Columns include years, values, and percentages for countries like Japan, India, and others.

暹羅……貿易

Table showing trade data for Siam (暹羅) from 1931 to 1936. Columns include years, values, and percentages for various countries like Thailand, India, and others.

香港及新嘉坡の地位 前述せる如く當國輸出の七一八割は香港及英領馬來(最近三箇年平均に於てその中約五四%が新嘉坡、殘餘の大部分は彼南に)

は、總輸出額の八〇%に近い。香港は一九三二―三三年度には一躍四七%に激増して第一位を占めたが、爾後は再び激落して英領馬來にその地位を譲つた。







運羅...貿易

Table of trade statistics for various goods including silk, cotton, and other products, with columns for years 1929-1936 and values in units.

B 輸 出

普通一等名

(註) ①一九三五三六年度には人絹製品中に掲出されるも、本表に於ては従前との比較の便宜上従来通りとした。②一部製品中に人絹を含む。

運羅...貿易

Table of trade statistics for various goods including rice, sugar, and other products, with columns for years 1929-1936 and values in units.



暹羅...貿易

暹羅の輸出貿易に於ける日本の地位は大戦後多少増進したと言へ、一九三二-三三年に於て六%前記日本が米の輸入を禁止した爲その翌年に於ては三%に減落、一九三三-三五年に於ては〇・五%となつたが、一九三五-三六年に至つて特定用途に供する一定量の暹羅碎米の輸入を許可した爲二%と稍増直してゐる。然るに一方暹羅の輸入貿易の地位は順調なる發展を辿り大戦前には輸入額の僅々二%内外を占むるに過ぎなかつたのが、大戦後殊に最近の飛躍眼見しく、一九三〇-三一年には仲續品を含めて一%餘に上り、一九三三-三四年には一五・八%を占め、一舉に支那、南領印度、英國を凌いで英領馬來に次ぎ、其の後更に躍進を續け、一九三五-三六年に於ては二五・六%を

暹羅輸入市場に於ける邦品の地位考察表

Table with columns for goods (e.g., 玩結, 人絹, セルロイド), years (1930-1936), and percentages. Includes sub-sections A (50%+) and B (49% below).

占めて、遂に暹羅輸入貿易界に君臨するに至つた。日本品が斯くの如き優勢の地位を占むる外國市場は其の例全く稀有であると考へられる。而も既述せる如く暹羅は今日猶原始産業國である爲日本商品にして暹羅國內の製造品と競争の立場に立つべきものは僅かに二、三種に過ぎぬ。之は近隣の歐米諸國と屬植民地に於て日本品が其の本國と競争せざるべからざる困難な立場にあるの比して多大の相違である。右二つの事情に依て暹羅に於ける日本商品進出の餘地は未だ尙大いに残されてゐると言ふことが出来る。次に一九三四-三五年の暹羅市場に於て日本品が五〇%以上を占むる商品(A表)、一〇%以上五〇%以下を占むる商品(B表)を表示して、その趨勢を見ることが出来る。

單位千千錢 出所暹羅貿易年報

B 四九%以下一〇%以上を占むる商品

Table with columns for goods (e.g., 自轉車, ラムプ), years (1930-1936), and percentages. Includes sub-sections A (50%+) and B (49% below).







本向輸出は一二、三〇〇斤、三、三四六磅である。目下我が三原博士指導の下に五箇年計畫を建て、十萬俵の産棉を期してゐるから、その成功こそ日暹貿易調整の鍵と言ふべきであらう。

八、麻類—我が國の麻類輸入高は二六、一二五千圓(昭和十年)に及んでゐるが、その中暹羅に於ては大麻が北部の山地に小量の産出あり、ラミーは各地に小量が出、其他の麻類も産高小量で、何れも地方的需要を充すに止まり、目下輸出は全然なく、今後の栽培奨励に俟つ外ない。

九、蓖麻子—我國の輸入高は三四三、五三五擔(昭和十年)、價額三、三六二千圓で、六四%を滿洲國より、三五%を關領印度より輸入してゐる。暹羅には相當の蓖麻子産出があるやうで、特に馬來半島の北部では漸次商品化されつつあり、各地の産品を買寬める者さへあれば、相當の輸出品となるであらう。

一〇、豚毛—我國の輸入高は九〇七、〇八一斤(昭和十年)、價額五、七〇四千圓、内約九割を支那から輸入してゐる。暹羅には豚の飼育が盛んで、一箇年の輸出高九萬一千頭に上るが、豚毛は未だ全然商品化されて居ないので、將來輸出向に買寬めて選毛し、商品化するに至れば、相當我國の需要を充し得ると考へられる。

一一、カボック—我國の貿易統計にはカボックの項目なく、其他の植物纖維中に包括されてゐる爲、輸入實額は知り難いが、約三萬擔(昭和十年)、五十萬圓程度と推定され、他にカボック種子が六萬五千擔、三十萬圓程度である。暹羅に於ては野生カボックが全国各地に繁茂し、地方的消費に當てられてゐるが、ベチャブリー方面では年約四千餘担の見當の出廻りがあり、輸出されてゐるといふ。

一二、籐—我が國籐の輸入高は六八、一〇八擔(昭和十年)、價額一、〇一〇千圓に上り、内新嘉坡より五九%、印度支那より三〇%、支那より一%を輸入してゐる。半島暹羅の中央部ベンドン附近及シーラーチヤ方面の森林中には野生の籐が無盡蔵と言はれ、採取するにも何等官憲の許可を必要としないう。新嘉坡へ輸出されてゐるものが、現在年額僅かに六萬餘程度に過ぎない。

羅に於て外國船の自由入港を認めて居るのは盤谷一港であつて、盤谷以外の港には暹羅國籍の船しか出入來ぬ。暹羅國籍の船は沿岸航路のみならず、之を延長して、彼南、新嘉坡、西貢等外國の港にも出入し、事實上外國貿易の一部をやつてゐる。税關管區は左の如く三區に分れてゐる。

盤谷管區—西はプラチユアツプ・キリーカーンより東は佛領印度支那に至る沿岸諸港東方鐵道の終點アランヤ・プラテート驛、ドーンムアン飛行場  
ナコーン・シータムマラート管區—ソクラー港、バダーニー港、半島鐵道終點バダダン・ブサル驛  
ブーケット管區—ブーケット島、カントン、タクアパー、ラノン諸港

Table with columns: 管 別 (District), 輸 入 (Import), 輸 出 (Export). Lists various districts like ブーケット管區, ラノン, クラブリ, etc., with their respective import and export values.

一三、煙草—暹羅の作付面積は一九三三―三四年に於て八七、四〇七噸、産量一七一、二九二擔に上るが、現在では全部國內消費に充てられ、輸出餘力は無い。然し葉煙草の増産は奨励如何に依て難事ではないのであるから、之を我が國に輸入し、之に依て輸出向卷煙草を製造して、五、一四二千餘に上る暹羅の各種輸入煙草に充つる方法を探れば、双方の利益となると思考される。

一四、鹽—我が國の鹽輸入高は一、七五五、八二三斤(昭和十年)、價額一四、五四〇千圓に上り、今後益々増加の傾向にあるが、一方、暹羅に於ては乾期、雨期の區別が割然として居るので、製鹽業に好適な條件を具へて居るに拘らず、現在辛うじて國內需要を充してゐるに過ぎない状態で、指導・奨励の如何に依て輸出力を増大せしむるのは些したる難事ではないと考へられる。

一五、珪砂—我が國貿易統計には本項を缺くので數字は不明であるが、硝子工業の發展に伴ひ原料珪砂の輸入は漸増の傾向にあるが、暹羅に於てはシーラーチヤの南方よりチヤンタブリー海岸一帯に相當良質の珪砂があるから、相當量の輸入が想像し得らるる。

五 港別輸出入

當國の對外貿易は盤谷以外に暹羅灣及印度洋沿岸、英領馬來、佛領印度支那及緬甸との國境にて行はれる。英領馬來との國境貿易はバダダン・ブサル及スンゲイ・ゴロクの鐵道連絡地點にて行はれる。其他他國との國境貿易はチーク丸太(サルウキーン、湄公河を流擡する「林業の部」參照)の外家畜、象・絹製品等を輸出し、チエンマイ其他北部諸市の商人、シャン人及緬甸人等の商人並に支那人の驢馬隊商等に依り、主として北部に於て消費する歐洲品並に隣國土産品を輸入するが、其の額は甚だ少額であり、最も著量に上る緬甸國境の貿易すら一九三二―三四年迄の五箇年平均輸出五五八萬留比。

輸入三〇八萬留比に過ぎず、而も内陸交通の發達により盤谷より低廉なる價値品を供給するが故に、其の量額は漸次減退しつつあり、又近來其の統計の變換もない。沿岸貿易も盤谷を除けば主として半島南部の兩岸にて行はれ、チヤンタブリー沿岸の貿易品(主品は胡椒)は殆ど盤谷を經由する。而して暹

Table with columns: 計 (Total), 輸 入 (Import), 輸 出 (Export). Lists various ports and goods like コーヤワ, ナコーン・シータ, ソクラー, etc., with their respective import and export values.